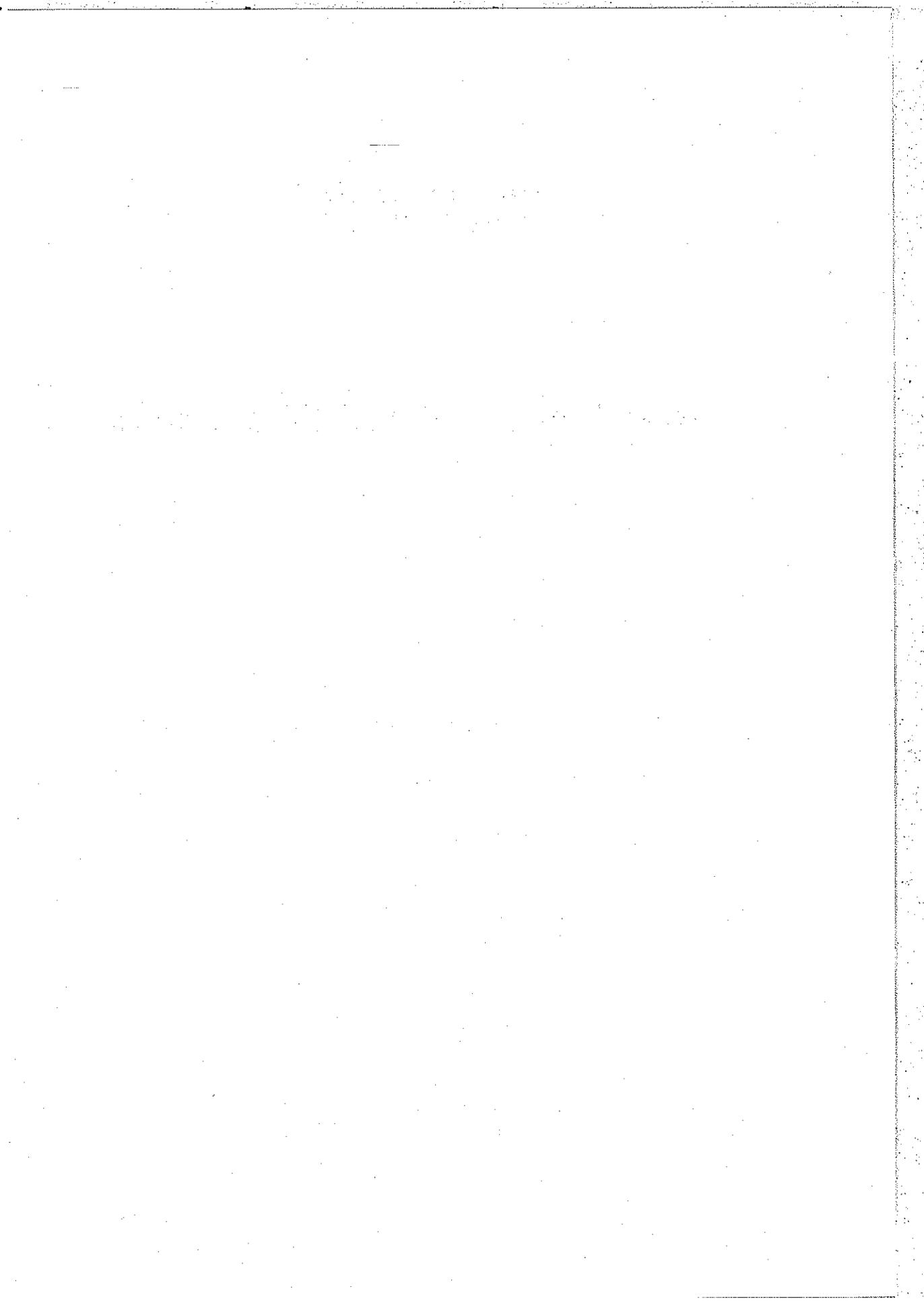


昭和63年12月13日開会  
昭和63年12月14日閉会

# 和泉市議会第4回定例会会議録

第 5 号

和 泉 市 議 会



## 和泉市議会第4回定例会会議録目次

昭和63年12月13日（火曜日）第1日目

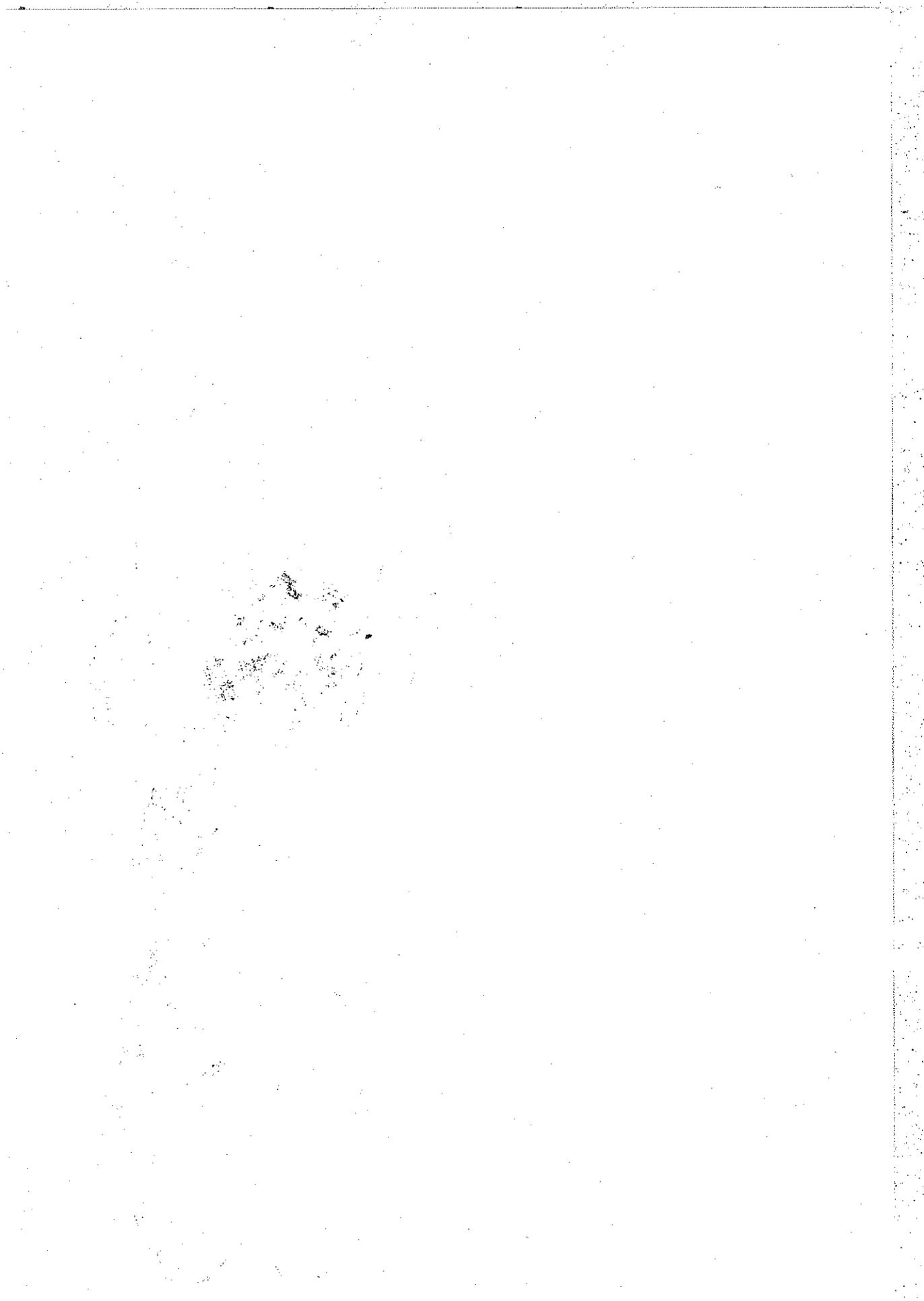
○ 出席議員・欠席議員		1頁
○ 議事説明員、その他		1 "
○ 議事日程		3 "
○ 開会宣告（午前10時 分）		4 "
○ 市長開会挨拶		4 "
○ 日程第1	会議録署名議員の指名について（並河道雄・赤阪和見・中塚新治）	5 "
○ 日程第2	会期の決定について（12月13日～12月16日 4日間）	5 "
○ 日程第3	一般質問について	
	1番に 22番 早乙女 実 君	5 "
	2番に 6番 穴 瀬 克 己 君	15 "
	3番に 25番 天 堀 博 君	28 "
	4番に 7番 赤 阪 和 見 君	42 "
○ 散会宣告（午後3時15分）		

昭和63年12月14日（水曜日）最終日

○ 出席議員・欠席議員		62頁
○ 議事説明員・その他		62 "
○ 議事日程		63 "
○ 開会宣告（午前10時 分）		64 "
○ 日程第1	例月出納検査結果報告（収 入 役 扱 昭和63年6月分）	65 "
○ 日程第2	例月出納検査結果報告（水道部企業出納員扱 昭和63年6月分）	65 "
○ 日程第3	例月出納検査結果報告（市立病院企業出納員扱 昭和63年6月分）	66 "
○ 日程第4	例月出納検査結果報告（収 入 役 扱 昭和63年7月分）	66 "
○ 日程第5	例月出納検査結果報告（水道部企業出納員扱 昭和63年7月分）	67 "
○ 日程第6	例月出納検査結果報告（市立病院企業出納員扱 昭和63年7月分）	67 "
○ 日程第7	例月出納検査結果報告（収 入 役 扱 昭和63年8月分）	68 "
○ 日程第8	例月出納検査結果報告（水道部企業出納員扱 昭和63年8月分）	68 "
○ 日程第9	例月出納検査結果報告（市立病院企業出納員扱 昭和63年8月分）	69 "

○ 日程第10	昭和62年度和泉市水道事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	69頁
○ 日程第11	昭和62年度和泉市病院事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	69 "
○ 日程第12	昭和62年度和泉市歳入歳出決算認定について	72 "
○ 日程第13	決算審査特別委員会設置について	95 "
○ 日程第14	決算審査特別委員会委員の選任について	96 "
○ 日程第15	専決処分の承認を求めることについて (市道伏屋唐国線における車両破損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解)	97 "
○ 日程第16	工事請負契約締結について ((仮称)永尾団地6棟建設工事)	102 "
○ 日程第17	工事請負契約締結について ((仮称)永尾団地7棟建設工事)	102 "
○ 日程第18	工事請負契約締結について (丸笠団地改善(一期)工事)	106 "
○ 日程第19	財産取得について (和泉市立光明台中学校校舎)	116 "
○ 日程第20	財産取得について (和泉市立光明台北小学校校舎)	116 "
○ 日程第21	和泉市税条例の一部を改正する条例制定について	119 "
○ 日程第22	町の区域及び名称の変更について	126 "
○ 日程第23	和泉市と堺市との境界の一部変更について	126 "
○ 日程第24	和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例制定について	131 "
○ 日程第25	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する 条例制定について	140 "
○ 日程第26	昭和63年12月支給分の期末手当の額の特例に関する 条例制定について	141 "
○ 日程第27	昭和63年度和泉市一般会計補正予算(第3号)	143 "
○ 日程第28	昭和63年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)	159 "
○ 日程第29	昭和63年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)	162 "
○ 日程第30	昭和63年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)	164 "
○ 日程第31	国民健康保険制度の改悪を招く「安定計画」推進に反対する意見書	166 "
○ 日程第32	リクルート疑惑の解明と消費税導入に反対する意見書	167 "
○ 市長閉会あいさつ		169 "
○ 議長閉会あいさつ		170 "
○ 閉会宣告(午後3時08分)		170 "

第 1 日



昭和63年12月14日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	坂口敏彦君	16番	西口秀光君
2番	須藤洋之進君	18番	若浜記久男君
3番	藤原正通君	19番	木村静雄君
5番	並河道雄君	20番	出原平男君
6番	穴瀬克己君	21番	勝部津喜枝君
7番	赤阪和見君	22番	早乙女実君
8番	中塚新治君	23番	原重樹君
9番	讃岐一太郎君	25番	天掘博君
10番	竹内修一君	26番	飯坂楠次君
12番	松尾孝明君	27番	奥村圭一郎君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君	29番	田中昭一君

欠席議員(2名)

11番	仁井明君	17番	池辺秀夫君
-----	------	-----	-------

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市	長	池田忠雄	総務部	理事	大塚孝之		
助	役	阪口禮之助	総務部	次長	森利治		
収	入	役	中塚白	総務部	次長	奥村富彦	
市長	公室	長	杉本弘文	財政	課長	阪豊光	
市長	公室	理事	逢野一郎	同和	対策部長	堀宏行	
市長	公室	理事	神藤恒治	同和	対策部	理事	向井洋
市長	公室	理事	隆崎大我	福祉	事務所	長	中川鉄也
市長	公室	理事	稲田順三	福祉	事務所	次長	原美助
市長	公室	次長	鹿島賢昌	市民	生活部	長	麻生和義
秘書	課	長	井阪和充	市民	生活部	理事	中上好美
企画	課	長	今村堅太郎	市民	生活部	次長	岸田秀仁
総務	部	長	橋本昭夫	市民	生活部	次長	坂田平之

市民生活部次長	池 辺 修 次	消 防 長	角 谷 泰 夫
産 業 部 長	松 村 吉 堯	消 防 本 部 次 長	高 宮 武 男
産 業 部 理 事	中 西 淳 富	消 防 本 部 次 長	一ノ瀬 喜 広
産 業 部 次 長	高 三 一 行	用 地 担 当 理 事 長	明 坂 貞 士
産 業 部 次 長	赤 田 儔 信	土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	中 辻 寿 夫
建 設 部 長	淺 井 隆 介	土 地 担 当 参 事 長	藤 原 忠 男
建 設 部 理 事	山 崎 琢 磨	土 地 開 発 公 社 事 務 局 次 長	西 川 喜 久
建 設 部 次 長	谷 俊 雄	教 育 委 員 長	逢 野 博 之
都 市 整 備 部 長	萩 本 啓 介	教 育 長	白 樫 通 有
都 市 整 備 部 理 事	高 橋 欣 吾	管 理 部 長	重 野 欣 達
都 市 整 備 部 次 長	三 井 義 秋	管 理 部 次 長	木 村 吉 男
都 市 整 備 部 次 長	松 林 保	指 導 部 長	生 田 稔
改 良 事 業 部 長	富 田 宏 之	指 導 部 次 長	竹 田 明 郎
改 良 事 業 部 理 事	笠 木 恒 忠	社 会 教 育 部 長	佐 原 行 雄
改 良 事 業 部 次 長	大 宅 清 臣	社 会 教 育 部 理 事	明 坂 文 嘉
水 道 事 業 管 理 者	田 中 稔	社 会 教 育 部 次 長	北 野 喜 平
水 道 部 理 事	岩 井 益 一	社 会 教 育 部 次 長	藤 木 意 繼
水 道 部 次 長	岸 本 孝 二	会 計 課 長	高 橋 正 道
水 道 部 次 長	仲 田 博 文	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	農 端 小 一
病 院 長	竹 林 淳	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	庄 司 清
病 院 事 務 局 長	藤 原 光 夫	監 査 委 員	吉 田 陽 三
病 院 事 務 局 次 長	藤 原 清 司	監 査 事 務 局 長	森 口 義 忠
病 院 事 務 局 次 長	谷 上 徹	農 業 委 員 会 会 長	信 田 種 行
		農 業 委 員 会 事 務 局 長	

※備考 各課長級の議員は、議案説明の必要に応じて出席させる。



本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野 満 男



本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長	北 野 敦 雄
次 長	河 原 茂 隆
主 幹	大 中 保
係 長	佐 土 谷 茂 一
主 査	井 之 上 光 一
係 員	田 村 隆 宏

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和62年和泉市議会第4会定例会議事日程

(12月13日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3		一般質問について	

一般質問発言者及び発言の要旨(昭和63年12月第4回定例会)

発言順・議席番号・発言者・発言の要旨

① 22番 早乙女 実 議員

1. 保育所問題について

- (1) 中央丘陵開発計画における保育行政について
- (2) 長時間保育について

2. 福祉問題について

- (1) 生活保護と交通傷害保険について

3. 市民病院や福祉会館への「送迎バス」について

② 6番 穴 瀬 克 己 議員

1. 道路行政について

③ 25番 天 堀 博 議員

1. 就学援助制度について

- (1) 適正基準について
- (2) 支給内容と金額について

2. 学童保育について

- (1) 光明台北小学校区実施について
- (2) 指導員の身分保障について

3. 学童の予防接種の完全無料化について

④ 7番 赤 阪 和 見 議 員

1. 窓口事務改善について
2. 環境保全条例実施の問題点について
  - (1) 公共機関設置の看板の整理について
  - (2) 空地の管理実態と対策について
  - (3) 近道・クリーニング工場建設に関する点について
  - (4) 放置自転車対策と緑化並びに河川の水質保全について

(午前10時00分開議)

- 議長(田中昭一君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、年の背も押し迫り公私何かと御繁忙の折にもかかわらず多数御出席くださりまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは22名でございます。池辺議員さん、仁井議員さんから欠席届け出がございます。遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、22名でございます。

- 議長(田中昭一君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより昭和63年第4回定例会を開会いたします。

○

- 議長(田中昭一君) 本日の会議に出席を求めている者の氏名及び議事日程は、お手元の印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

- 議長(田中昭一君) この際、市長のあいさつを願います。

(市長登壇、あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) おはようございます。一言、ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに昭和63年度和泉市議会第4回定例会をお願い申し上げましたところ、議員皆様方には、年末何かと御多忙の折にもかかわらず御出席を相賜り、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く深く御礼申し上げます。

本定例会に御提案を申し上げます議案は、昭和62年度和泉市歳入歳出決算認定について、和泉市税条例の一部を改正する条例制定外6件と報告1件、監査報告9件でございます。議案の内

容につきましては、別途、御説明をさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を相賜りまして、御議決、御承認くださいますようお願いを申し上げる次第であります。

はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのございさつとさせていただきます。どうかよろしくをお願い申し上げます。

- 議長（田中昭一君） 市長のあいさつが終わりました。

それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本件は、会議規則第103条の規定に基づき、5番・並河道雄君、7番・赤阪和見君、8番・中塚新治君、以上、3名の方を指名いたします。

- 議長（田中昭一君） 次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日から12月16日までの4日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月16日までの4日間と決定いたします。

- 議長（田中昭一君） 次に、日程第3「一般質問について」を行います。

最初に、22番・早乙女実君。

（22番・早乙女実君登壇）

- 22番（早乙女実君） 22番・共産党の早乙女実でございます。通告の要旨に従いまして一般質問をさせていただきます。まだまだ新人でございますので、大変素人っぽい御質問をして理事者の皆さんに申しわけないんですが、わかりやすく御説明のほどをお願いしておきます。

最初に、保育所問題についてお聞きをしたいと思います。先日、開かれました中央丘陵等開発特別委員会におきまして事業の説明もされているところでございますが、66年春に町開きを行い、宅地供給を行っていくという概要の説明があったわけでございます。その際、教育施設等については、小学校3校、中学校2校、幼稚園というのは文章上ではなかったんですが、いただいた計画図によりますと、2カ所ほど幼稚園施設ということで色が塗ってありますが、これに含まれるのかもわかりませんが、婦人の社会参加を進める上からも、具体的に必要になっております保育所等の問題については、何1つ具体的な御説明がなかったわけであります。

そこで、お聞きをしたいわけですが、北部、西部、南部と3ブロックから成るこれらの中央丘

陵開発計画におきまして、保育所施設についてどのように考え、御計画をお持ちなのか、お聞かせを願いたいと思います。また、町開きは、北部ブロックを中心に予定されているという御説明があったわけですが、この地域における保育所等の問題はどのように考えておられるのか。全体の将来構想とかのかかわりも含めまして御説明をいただきたいと思います。

合わせまして、近畿自動車道、泉州山手線とのかかわりで、具体的にこうだという市の見解は一度も出てないとおもいますが、移転や建て替えということがちまたに流れております北松尾保育園、北松尾幼稚園の2園についてどのような計画を持っておられるのか、お聞かせを願いたいと思います。

保育所問題の最後に、保育時間について若干、御質問をさせていただきたいと思います。これは委員会でも聞いたわけですが、現在、条例上では、午前9時から午後5時までの保育時間というふうに明記されております。現実にはばらばらでかなりの保護者のようごうにこたえた形での対応がされているわけでございますけれども、それらにつきましての各園で行われている保育時間がどのようになっているのか、御質問をしておきます。

2つ目の生活保護に関連してお聞きをしたいと思います。はなはだ卑近な例を申し上げて申しわけございませんが、先日、お2人の方から生活保護の御相談、というよりは、こんなことはどう考えたらいいんですか、という御質問を受けました。少し紹介をいたしますと、子供が来年中学校を卒業するのだが、高校進学についてどうしようか迷っている。私立にはとても行けないでしょうな、ということです。奨学資金制度もあるようですが、成績云々という悩みをお持ちのお母さんがいらっしゃいました。これは生活保護家庭のみならず、一般の父母にとっても悩みの多いところですが、費用面となりますと、生活保護家庭の場合、より難しい問題になっているように思われます。

もう1人の方の御質問、御要望なんですが、すでに高校に行っておられる息子さんをお持ちの方です。息子は高校2年生だが、来年、修学旅行がある。そこまでりっぱに成長されているのですから、普通なら喜ぶところでしょうが、生活保護では修学旅行の費用は出ない。しかし、子供に修学旅行をやめろ、と言わんとあかんのでしょうか。親としてやらせたいが、費用の面を考えると非常に複雑な気持ちだ。とてもじゃないが、親の気持ちとして子供に行くな、とは言えないとおっしゃっておられます。合わせまして、子供さんが自転車通学をしている関係上、交通事故の心配から安い掛け金で入れる市の交通傷害保険に入った。ところが、生保をもらっているのにそういうのに入ったのか、という言い方をされたようです。事の真偽はいろいろあるかもしれませんが。その方の受け止め方で若干、ニュアンスも違うかも知れません。

しかし、非常に疑問に思うのは、近年、高校進学というものは、社会的には準義務教育化して

いる現実にあると思います。そういう中、生活保護家庭においては、そうした進学問題について、具体的な悩みを持たなければいけない事態があるということです。この辺について市においては、義務教育ではない高校進学という問題についてどのように考え、生活保護家庭に対して指導されているのか、お聞かせ願いたいと思います。とりわけ生活保護の対象となっていない修学旅行等の行事に参加費用等の問題についてお聞かせ願いたいと思います。合わせて、私が聞かれました生活保護家庭の交通傷害保険等への加入問題についてもどのように考えていらっしゃるのか、お聞かせ願いたいと思います。

3番目には、市立病院や福祉会館への送迎バスについてお聞きをしたいと思います。決算委員会でもわが党の天堀議員が関連で御質問しているわけですが、市民病院の患者用の駐車場は大変狭く、朝9時前にはほとんど一杯で、入り切れない車は病院敷地内の点字ブロックの上に置くか、中央線上に路上駐車をしておりますが、これは当然、取り締まりがあれば駐車違反になるという状態が見受けられております。

このことに関連して先日の決算委員会の御答弁の中では、不正な利用の取り締まりとか、若干の整備を考えていらっしゃるようですが、今回、私はもう少し発想を変えて質問をさせていただきたいんですが、和泉市の場合、地形的にも市立病院や市役所そのものもそうですが、地形的には偏っているわけです。そういう意味からも近隣に市立図書館や福祉会館、老人や障害者が御利用になる施設がなるということ、少し離れた場所にはこの市役所があるという、市の公共施設が集まっているブロックだと思います。そういう中、具体的に障害者や老人の方々を中心に送迎バスが考えられないかという質問なんです。

以前、わが党の前の西村議員も福祉会館に向けて送迎バスを出したらどうか、という質問をしているわけです。それぞれ所管が違うテーマなんですけど、今回は、病院だけあるいは福祉会館だけの対応でなく、総合的な観点で送迎バス問題について御検討をいただけたらどうか。そういう考え方そのものについて、市としてどういう考え方をお持ちなのかどうか、最初に聞いておきたいと思います。

以上で1回目の質問をさせていただきます。

○ 議長（田中昭一君） 理事者答弁。

○ 児童課長（加久本良一君） 児童課長加久本から1つ目の保育所問題についてお答え申し上げます。

まず、中央丘陵開発の関係でございますが、中央丘陵開発計画における保育所建設計画につきましては、当市の従来の保育所建設計画の考え方といたしまして、1小学校区1保育所を基本とし、周辺の状況並びに児童人口の推移等を見ながら必要に応じ建ててまいっております。

います。中央丘陵開発計画内での保育所建設計画でございますが1小学校区、1保育所を原則といたしまして、既存の保育園の収容能力並びに児童人口の推移等を見ながら必要に応じ適宜、公団に保育所用地の確保を図るべく口頭で話を進めているところでございます。

また、近畿自動車道並びに泉州山手線とのかかわりの北松尾保育園並びに幼稚園の移転の件でございますが、両園合わせて4,000㎡を超えるまとまった面積の用地の確保が必要とされますので、非常に難しいわけでございます。したがって、公団が開発を行います地域において確保するよう、目下のところ、公団と交渉中でございますので、その点よろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、2番目の長時間保育の件でございますが、本市におきましては、保育所の保育時間につきましては、条例におきまして朝9時から夕方5時までを基本といたしてございますが、保護者の就業実態等によりまして園間では多少異なりますが、おおむね大別いたしますと3グループの保育時間帯に分けられるわけでございます。仮にグループ別にABCといたしますと、まず、Aグループでは、朝7時45分ないし8時から夕方6時まで、一般園のうち主に乳児からの保育をする10園が該当するわけでございます。また、Bグループといたしましては、朝は8時ないし8時30分から夕方は5時ないし5時30分まででございます、一般園の残りの保育園でございます。最後のCグループといたしましては、朝8時から夕方5時半ないし6時まで、これは同和保育園の4園となっております。

以上が、現在行っております保育時間でございますので、よろしく御理解のほどをお願いを申し上げます。

- 議長（田中昭一君） 次。
- 福祉課長（金谷宗守君） 2点目の福祉行政につきまして、福祉課長金谷がお答えいたします。

まず、生活保護と高校進学の関係でございますけれども、法的には、義務教育と申しますのは中学校までとされておりまして、生活保護の制度上といたしましては、中学校を卒業すれば稼働年齢、つまり働けることになったと考えまして、稼働能力があればその能力を活用していただく、すなわち働いていただくわけでございます。このように生活保護を行うというのが要件でございます。したがって、高校教育に伴うその者の生活費あるいは教育費というものも、扶助の対象とならないというのが基本的な考え方でございます。

と申しましても先生も御指摘のように、高校への進学がほとんど義務教育化しているのが現状でございます。また、一般的には、高校を卒業した方が職業につきやすいし、高い収入も得られやすいというのが現状でございます。かような社会情勢を踏まえまして、生活保護行政を行うに当たっての高校進学についての現実的な対応といたしましては、就学に要する費用、これは修学

旅行などの学校行事に参加する費用も含めてですが、これを奨学金などで確保しておりさえすれば高校に就学することができ、一般世帯の均衡を保持し、あるいはその保護世帯の自立にもつながるといふふうに考えまして、稼働能力の活用というか、中学校を卒業してからすぐ働くことを求めるのではなく、その中学校卒業した者の生活費を生活扶助の対象とし、また、奨学金の借入れなど就学に伴って入るおカネ、借入金も収入ですが、その収入を収入とみなして生活費から差し引くということではなく、生活費は生活費としてそのままその高校へ進学してもお渡しするということといたしております。結果的には、教育費は支給しないけれども、高校への進学は認めるといふのが現実の取り扱いでございます。

次に、市民交通傷害保険加入についてでございますけれども、これにつきましては、加入すべきでないという考えは持ち合わせておりません。事実、市民交通傷害保険条例の施行規則におきましても、生活保護家庭の保険加入を前提といたしまして、被保険者が保険に加入した場合、その保険料の一部を市が負担するというのを定めておりますし、福祉事務所といたしましても、市民交通傷害保険に加入する、しないは、完全に本人の意思に任せておるのが現実でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（田中昭一君） 次。

○ 病院事務局次長（藤原清司君） 3点目の市立病院の送迎バスの運行につきまして、その考え方を病院事務局藤原よりお答えいたします。

外来患者は1日平均750人。内訳は、市外が26～27%でございます。市内では市域全般にわたり市立病院を御利用願っているところでございます。御案内の送迎バスの運行となりますと、運行順路の問題、また、厳しい財政状況等もございまして、送迎バスの運行につきましては困難な状況にございますので、御理解賜りたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（田中昭一君） 次。

○ 総合福祉会館館長（松尾 守君） 続きまして、福祉会館の送迎バス運行につきまして、福祉会館松尾よりお答え申し上げます。

御質問の福祉会館への送迎バス運行につきましては、以前の会議においても、他の議員さんからご意見なり御要望をいただいているところでございます。しかし、現下の厳しい財政状況のもと、本件につきましては御要望に沿いがたく存じますので、よろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 22番（早乙女実君） 最後の御回答は、後でゆっくり再質問をさせていただきます。

最初に、開発にかかわる保育園問題でございますが、基本的には、1小学校区1保育園ということ考えておられるようですが、その場合のもう少し突っ込んだ考え方をもう一度述べていた

だきたいと思います。いわゆる総合園化といいますが、未満児も含めて保育をしている保育所がありますが、そうした総合園化した保育園を丘陵地内では考えていらっしゃるのかどうか、その内容も含めもう少し御回答をいただきたいとおもいます。

その場合、西部ブロック区域にある住宅地、用途変更をされた後での一番南側、松尾の方に面積の関係で残っている地域に対する保育所問題はどのようなふうにご考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。地図によりますと、光明池春木唐国線を通して小学校区になるかのように若干の御説明をもらっておりますが、大変遠距離になりますし、先ほど申し上げました幼稚園という塗り分けもございませんし、そのあたりについては、既存の保育園との調整というか、その辺の考え方をどのようなふうにお持ちか、お聞かせねがいたいと思います。

合わせて、これは要望しておきますが、北松尾保育園についても乳幼児保育を含めた総合園化をお考えになっているとお聞きをしておりますが、公園と用地の確保の問題で折衝しておられるということです。それにつきましては住民が納得のいく形で早急に御説明され、計画の具体化を図っていただくよう、これは要望しておきます。

保育時間の問題でございますが、各園を3つのブロックに分けて実態に合わせて行っているとの御説明ですが、私が言っているのは、基本的に6時以降の長時間保育につきましては、3ブロックばらばらに現実対応をしているわけです。親の要求からすると、とりわけ大阪などへの通勤する保護者が6時まで迎えるには大変厳しい現実があるわけです。丘陵開発でますます大阪への通勤圏が広がるのは予想されていることと思います。交通等の関係で保育所へ迎えるのが大変になることが当然予想されます。

いまはそれほどでもないんですが、山間部の一般園におきましても、そうした長時間保育の要求は出てくるだろうと思います。すでに建て替え計画が出てくる保育園、例えば南池田保育園についても総合園化し、さらに、長時間保育を具体的にやっけていかないと対応ができなくなるという気がいたします。そうした中、とりわけ二重保育を現実に行っている家庭もあります。だれかに迎えに行き連れて帰ってもらい、そこへ親が迎えに行くという二重保育世帯を解消する意味からも、基本的に長時間保育についての考え方を再度御質問しておきます。

2番目の高校進学と生活保護問題についてですが、原則と現実対応の取り扱いについて御説明をいただいたわけですが、実際問題、先ほど課長も言われましたが、親の負担が増えることはお認めになったわけです。また、国や府の制度であることも十分知っているわけですが、市独自でこうした生活保護家庭の高校進学者に対する具体的な援助制度というものが考えられないかどうか。法的な問題もいろいろあるかと思いますが、少し考え方をお聞きしておきたいと思います。

市民交通傷害保険加入問題でございますが、本人の意思を尊重ということですから、今後、窓

口における対応を考えていただきたい。なかなか保護者は色眼鏡で見られるというか、担当者がそのつもりでなくても、言われる側は何となく負い目を感じ、ちょっとしたことが随分ひどく感じる面もあります。いま、課長が言われたような基本的な対応でケースワーカー等の指導もやっていただくようお願いをしておきたい。

さらに、現実に入会者が傷害保険に入り、不幸にして事故に遭えば保険金が下りてくるわけですが、こうした払われる保険金は、生活保護の制度上ではどういうふうに使われるのか、この点について追加で再度、質問をさせていただきます。

3番目の送迎バスの問題ですが、財政状態といういい言葉を出されると後は何も言えなくなりますが、それではちょっと困ります。先ほど、1日の外来患者数の地域別と割合をお答え願ったわけですが、ここ数年間の外来患者の数について、地域分けで結構ですので、どのような伸びできているのか、横ばいなのか。先日、2年分はいただいたのですが、数年にわたってお示しいただきたい。また、病院当局としては今後の外来患者の数をどのように予想しておられるのか。当然、経営的な観点で見られると思いますので、お聞かせ願いたいと思います。

合わせて、福祉会館につきましても、機能回復訓練等を行っているわけですが、現実には、実際に運用されている方と申込者数が違うと聞いておりますが、希望者というか申し込み人数と、現実に利用されている、月曜日と木曜日にやっておられる利用人数についてお聞かせ願えたらと思います。同時に、病院は市民全域から患者が来られているという御説明があったわけですが、福祉会館でも老人施設等があるわけですが、もし利用者数の校区別月当たりの人数についてお調べになっているのであれば、その数字を若干、お示し願いたいと思います。

○ 児童課長（加久本良一君） まず、保育園関係でお答え申し上げます。

北松尾保育園の総合園化の問題でございますが、移転の関係では、一応、建て替えた場所へ移転する計画をしております。その際、乳児並びに幼児保育、いわゆる一般的に申します総合園化する考え方をしております。この原因は、整備基準の中の認可定員を保持するためには乳児等を受け入れなければ認可させないということで一応、総合園化して乳児保育もするという考え方をいまのところ持っております。

運営内容等につきましては、従来の総合園等の例を見ながら実際の入所に対処してまいりたいと考えております。

続いて、西部地域の住宅部分の保育園の関係でございますが、あくまで定まった校区ではございませんので、一応、小学校と同じゾーンということで対応してまいりたいと考えております。一応、西部の場合は、周辺の既存保育園等の状況も考え合わせながら対応してまいりたいと存じます。

以上でございます。

- 福祉課長（金谷宗守君） まず、生活保護関係についてお答えを申し上げます。

最初の市独自で就学援助資金のようなものを支給しては、という御提案でございますが、これに関しましては、生活保護制度が国の制度である関係上、現在のところ、市独自の制度しての御提案には沿いかねるところでございます。しかし、先生のおっしゃる御趣旨も十分理解をしているところでございます。高校進学に伴う国の制度による教育費扶助の対象とするよう、かねがね厚生省に対して近畿福祉事務所長会等から要望を行い、また、大阪府においても同様に要望を行っているように聞いております。今後、われわれといたしましても引き続き強力に要望をさらに行ってまいりたいと考えておりますので、御了解のほどをお願い申し上げます。

2点目の保険金の取り扱いでございますが、不幸にして事故に遭われた場合支払われる保険金につきましては、保険金をもらうために必要な診断書料等の経費を除きまして、そのもらった保険金は、その本人の一時的な所得と認定いたしまして、市が支払った保護費の範囲内でお返しをしていただくか、あるいはその保険金で自立できるならば、自立に必要な額の返還を免除していただく、つまり、その保険金を自立資金として保護を廃止するという取り扱いをするのが基本的な考え方でございますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

- 病院事務局次長（藤原清司君） 外来患者の推移でございますが、ここ数年の1日平均の増加状況につきまして、数字が細かくなりますが、お答え申し上げます。

まず、57年度は602.1、58年度641.9、59年度660.9、60年度682.5、61年度716.6、62年度740.9と毎年度、20～30人程度の伸びとなっております。

今後の見通しとしてここ10年間の伸びにつきましては、病院の施設整備等により毎年度、増加してまいりましたものでございます。入院、外来患者の比率から見ましても、大阪府下の公立病院の平均が215%でございますが、当病院の比率も213.8とほぼそれに近い数値になってございます。現在までこのような伸びが示されてまいりましたが、今後の見通しとしては、従来ほどの伸びは望めないものと思います。

- 総合福祉会館館長（松尾 守君） 続きまして、福祉会館における機能回復訓練の申込者数でございますが、現在、26名でございます。このうち大人3名、子供さん1名につきましては、入院または医療を要する方でございます。あと大人10名、子供さん12名、計22名の方々につきましては、当福祉会館において機能回復訓練を行っているところでございます。

次に、老人の校区別利用者数でございますが、まことに申しわけございませんが校区別には調査してございませんので、校区別に館を利用するために利用証を発行してございますので、その数字をもって御回答に代えさせていただきます。国府校区366、和気校区125、芦部校区1

44、黒鳥校区53、伯太校区58、池上校区27、光明台南北合わせて17、北松尾校区78、南松尾校区138、南横山校区9、横山校区15、緑ヶ丘校区27、南池田校区39、北池田校区30、幸校区11、信太校区65、鶴山台南北合わせて51、合計1,251でございます。

以上でございます。

- 児童課長（加久本良一君） 保育所関係で一部御回答が漏れておりまして、大変失礼を申し上げます。

保育所の長時間保育の関係でございますが、先ほども一部申し上げましたように、保育所関係の保育時間は平日が9時から5時、土曜日は9時から12時までとなっております。一応、児童福祉施設1日8時間を原則とするという最低基準の定めも含め、保護者の勤務時間または通勤時間等を考慮いたしまして、若干保育時間の延長をもって対応しておるわけでございます。従来、可能な限りで保育時間の延長を行ってきているわけでございますが、さらに保育時間の延長となりますと、職員の体制問題、保育のカリキュラム等に対する影響その他園の運営管理あるいは財政措置の面等大変難しい問題が多々ございますので、今後、さらに保育時間の延長につきましては検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

- 議長（田中昭一君） ここで理事者の皆さんにお願いいたします。

答弁はもう少しはっきりと大きな声で答えて下さい。

- 22番（早乙女実君） 最初に、保育所問題でございますが、大分努力をされていることは、質問の前に少し聞きに行ったときにある程度承っております。現実的には、労働基準法等が改悪され、民間の労働者でもフレックスタイムとか変形労働時間というか、しかも、それを女性も含めて実施されている面が出てきております。そうした社会状況から関連しますと、現在のままで長時間保育をやらずにいけるかということについては、大変疑問だろうと思っております。いま、大阪府下で午後6時以降の保育実施に踏み切っていないところは、多分お調べだろうと思っておりますが、私が聞いているところでは9市8町だけ。その面からもパートあるいは職員等の労働条件等いろいろな問題があるというのはわかりますが、ここ数年来、親の保護者会あるいは保育園の方からも要求が出ておりますが、その辺について前向きに努力されてここまでできているんだというあたりは、より前進的に強く取り組みを強めていただきたいと思います。

ここで、ちなみに和泉市がどれくらいおこなっているかについて御紹介しておきたいと思っております。条例はともかく、和泉市と同じ保護形態をとって現実的に対応しているのは高石、泉南市が朝8時から大体夕方6時まで。堺は午前7時半から午後6時半まで。泉大津は朝7時40分から夕方6時15分まで。岸和田市は午前7時から午後7時まで。貝塚は朝7時から午後6時まで、少し開始時間が早い。泉佐野は午前7時45分から午後6時45分までと各市ばらばらですが、それ

なりに勤務体系なり親の要望にこたえる形で取り組みを強めていっている実態があります。この辺、どういうふうに考えておられるか。再質問はいたしません、一言だけ最終的な方向の決意のほどを伺いたいと思います。

合わせて、和泉市の場合、公設民営の保育所がかなり増えています、その辺との調整問題を他の問題でお聞きしても似たような回答が出てくるわけですが、難しい問題をやるのが逆に公立のよさだと思っております。その辺のことも含めて今後の考え方について最後にお聞かせ願いたいと思います。

2番目の生活保護家庭の高校進学問題でございますが、高校進学そのものについては、課長あるいは当局内部あるいは国に向けての努力もお聞きしましたが、そのことについては、今後とも頑張ってお進めさせていただきたいと思っております。ただ、先ほど私に対する保護者の質問というか、それをケースワーカーなり市当局に率直に言えない。本当に生活に困っておられ、生活保護を受けておられる方々の高校進学について親身に行政側が相談に乗ってあげるべきだと思いますが、何か少し言いにくいあたりに問題があると思っております。その辺に対する一層の努力も当局をお願いしておきたいと思っております。

保険金の取り扱い問題ですが、生活保護法そのものの解釈では、確かに収入認定はそうなるかと思います。ただ、言葉としては自立更生、自立助長に必要な費用は、個々のケースによって大分違うはずなんです。現実には傷害保険などに入った場合、その人によって自立するケースが全部違うはずなんです。そのあたりについては、個々の実績に合わせて具体的な対応をさせていただきたい。冷たい行政、画一的な法はこうだから、ということで一本に線引きして切り捨てていただきたくないということを要望しておきたいと思っております。

生活保護家庭の方々あるいは生活に困っておられる方々に一貫して流れている言葉の最後に何が出てくるか、「私らも人間や」という言い方をされることですが、そこまで言わせる点に非常に問題があると思っております。和泉市当局の姿勢だけでなく、先日の報道に国の姿勢も載っておりますが、厚生省なりの補助金カット問題も含め、生活保護費の打ち切りが出ており、それが国全体の方向の表れだと思っております。その場合、本当に地方行政としてなにをやるべき。生活保護を受けておられる方々に「私らも人間や」と言わせるのではなく、その人らに対して親身に相談に乗っていただくことだと思っております。

そうした意味でちょっと気になる問題がありますのですが、これは質問ではなく要望にしておきます。生活保護費を1階のフロアで支給しておりますが、本人のプライバシーを含め、あるいは権利として生活保護費を受けるわけですが、コミュニティセンターをお借りするとか受給場所を変えていただき、本当に受け取る方々が気まずい思いをせず、堂々と権利として受け取ってほ

しいんですが、いろいろなお事情もあると思います。そのあたりのささいなことですが、温かい配慮を最後に当局をお願いしておきます。

3番目の送迎バス問題ですが、外来患者の伸びは今後、若干鈍化するという御説明です。また、校区別の利用証発行状況の御説明もいただきましたが、少しばらつきがありますが、遠方の方の利用申し込みは少ないという状況になっております。最初の回答で財政問題ということをおっしゃいましたので、これは市長をお願いして一般会計からの繰り入れを増やしていただかなくてはしょうがないとなりますが、この問題は、今回は置いときます。

具体的な老人や障害者に対する施策が、行政の質を判断する際一番よくわかるんです。しかも、そのことが病院経営にとって決してマイナスではないと思います。府の医療計画等でもベッド数を増やさないという方向になっておりますが、民間病院とのかかわり合いで経営問題は引き続き懸案事項だと思います。その中で送迎バス問題は、経営的な観点からもひとつ考えていただきたいし、また福祉の面からも老人や障害者のためにせっかく福祉会館をつくったのですから、もっとたくさんの方々に利用していただく観点からも、今後の研究を重ねていただくよう強く要望しておきます。

合わせまして、この問題については、病院は病院、福祉は福祉と所管部局が個別に検討するのではなく、両方合わせるとたいい企画に行っちゃいますが、もう少し柔軟に横断的な考え方で検討を進めていただきたいと思います。

以上で終わりますが、最初の保育時間の問題だけをお聞かせいただきたいと思います。

- 福祉事務所長（中川鉄也君） 私の方から御答弁申し上げます。

保育時間の問題でございますが、いろいろ調整すべき難しい問題もありますが、御要望の趣旨を十分聞かせていただきましたので、今後の検討課題にさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

- 22番（早乙女実君） 終わります。

- 
- 議長（田中昭一君） 次に、6番・穴瀬克己君。

（6番・穴瀬克己君登壇）

- 6番（穴瀬克己君） 6番・穴瀬克己でございます。道路行政一本に絞りまして7点にわたり質問をさせていただきますので、答弁の方もよろしく願いいたします。

現在、和泉市が置かれている立場は、空港関連の地域整備が叫ばれてはや数年たっておりますが、その間、和泉市においても近道並びに外環等に総力を挙げての推進の状況であります。こういった中、わが和泉市を見ますとき、中央丘陵開発、それに伴い高速鉄道の1駅延伸並びにコス

モポリス計画、また、ラーバンライフリゾート構想があります。また、駅前再開発等を見ると、本当に和泉市の歴史始まって以来の大プロジェクトを抱えた時代を迎えたわけであります。

こういった中、全体的な形では都市化に向けての推進がなされているようにも思いますが、特に都市基盤の原点である道路事業につきましては、長年にわたる計画がなかなか思うように推進されていないのが実態であります。これだけ大きなプロジェクトを抱え、それこそ中堅都市を目指す和泉市をつくっていく中、一番基盤になる道路行政そのものが行き詰まっているように思えてなりません。そういった角度から7点にわたって、現在、推進されている道路事業計画並びに進捗状況をお伺いをしたいと思います。

1つは、府道13号線の拡幅計画であります。この計画が非常に困難な様相を展開し、岸和田南海線への計画変更という形で承っておりますが、府道13号線の拡幅問題そのものは依然計画の線上にありますし、片方では、その計画をつぶすような歩道設置等も進められております。この13号線の事業内容並びに現在の進捗状況についての御答弁を願いたいと思います。

次に、池上下宮線の事業計画でございますが、5カ月計画で阪和東側線から伯太町四丁目の天理教までの区間の事業化が図られました。現在までの進捗状況並びに池上線全線の計画について御答弁を願いたいと思います。

続いて、岸和田南海線でございますが、現在、父鬼線から中央線までの間が開通しております。特に父鬼線から山直線までの事業化については、どのような計画になっているのか。また、粉河中央線の区間の計画についても御答弁を願いたいと思います。

次に、伯太桑原線の拡幅問題でございますが、現在、歩道設置等で拡幅歩道工事をやっております。あそこを通るたびに感じますが、工事着工の前段で地質調査並びに地下埋調査が行われて事業計画をされたのかどうか。現在、地下埋の移設工事をしておりますが、歩道設置に対しても数カ月放置されたままでありますので、この辺についての取り組み状況について御答弁を願いたいと思います。

それから、5点目上伯太線でございますが、長年の課題でありました松原線と鶴山台までの間が開通し、非常に便利になっております。ところが、いまだに鶴山台と伯太間につきましては、何ら事業計画の進捗がございません。この問題についてはどのような事業計画になっているのか、御答弁を願いたいと思います。特に丸笠団地から池上下宮線までにつきましては、用地買収も7～8割方済んでおりますのに放置されたままであります。この間の残りの上伯太線全線開通に至るまでの事業計画はどのようになっておるのか、御答弁を願いたいと思います。

それから、改良地区内1号線についての延伸計画でございますが、特に地区内から岸南線までの事業計画で用地買収がされているように聞いておりますが、岸南線から上伯太線までの間の計画

はどうなっておるのか。また、東側線から26号線までの延伸の考え方について御答弁を願いたいと思います。

7点目に、阪和東側線事業の進捗状況でございますが、現在、北信太駅手前の高石線のところから信太山駅手前までが開通しております。現在、松之浜線から桑原線までの用地買収に入っているようにも聞いております。この全線開通に向けての進め方について御答弁を願いたいと思います。

また、前回も質問をいたしました。特に道路整備に総力を挙げて取り組んでおる状況であります。道路用地買収、事業化に向けて職員の皆さんは大変御苦労されていることに対しては敬服をしているところであります。せつかく用地買収並びに事業化が進んだ中でも面的な整備がされていない。ただ、道路整備のみに終わってしまっております。市長が常々、和泉市の道路政策については面的な整備も含め、商業並びに住環境を整備していく形を表明されておりますが、いまだかつて和泉市内の道路行政を進めている中、面的整備をされた場所が1つもない。こういう形の中では単なる通過道路でありまして、果たして本当に21世紀に向けての新しい町づくりという観点からすれば、周辺の利便性並びに波及効果等が考えられないような実態であります。その面から新たな取り組みが必要じゃないか、このようにも考えますので、面席整備についてどのような方針で取り組むのか、この点についても御答弁を願いたいと思います。

答弁の内容いかんによっては、自席よりの再質問の権利を留保して終わります。

- 議長（田中昭一君） 理事者答弁。
- 都市整備部理事（高橋欣吾君） 御質問いただきました最初の4点につきましては、大阪府の事業にかかわることでございますので、都市整備部の方からお答え申し上げます。

まず最初に、大阪和泉南線の拡幅整備の現況、考え方でございます。現況でございますが、和泉南線の本市区間については約5.5kmでございます。また、計画幅員につきましては、堺市から池上下宮線までが11m、池下線より和泉中央線までが11m、さらに、和泉中央線より岸和田市境までが11mとなっております。

現況道路は、幅員が6～8m、狭いながらも泉州地域にとりましては、古い地域の幹線道路でございます。これまで沿線が発展してきたところでございます。沿道には商店等を含む人家などが一帯に建ち並んでいるのが実態でございます。このため計画どおり拡幅整備を早期に実施することにつきましては非常に難しいことから、大阪府といたしましては、現状の道路とは別に大阪岸和田南海線を泉南線のバイパス道路と位置づけ、早期に整備を進めていくこととしたものでございます。

また、現道の大阪和泉南線につきましては、逐次、道路拡幅の用地買収等を進めますととも

に、当面、歩行者の安全を確保するため、交通安全施設整備事業などによりまして歩道整備を進めていきたいというのが大阪府の考え方でございまして、これまで本市の区間におきましては、約30%程度の歩道整備を進めている状況でございます。本年度におきましては、府中区間の歩道整備を図るための用地買収交渉を進めている段階でございます。

2点目の池上下宮線の進捗状況でございますが、計画延長約1.1kmに及びます都市計画道路でございますが、これまで事業化に至らず、現在まで未整備の状態が続いておりましたが、ようやく本年2月、阪和東側1号線から大阪岸和田南海線までの延長約830m区間の都市計画事業認可がおりまして、本年4月から事業に着手されているものでございます。道路用地の取得に努めるべく、本年度4月以降、精力的に用地買収を進めている段階でございます。今後の実施計画につきましては、事業主体の大阪府といたしましては、本年度よりおおむね5カ年間で整備をしたいと考えておまして、当面、道路用地の買収を進め、65年度ごろから道路の建設に入りたいと考えております。今後の見通し、計画につきましては、府といたしましては、現在の事業区間の整備進捗を見ながら、今後、さらにJR阪和線の立体交差を含む国道26号線までの区間を引き続き事業化しているよう、市として大阪府に要請してまいりたいと考えております。

3点目の大阪岸和田南海線の進捗状況と今後の整備方針につきましては、先生がおっしゃいましたように、本市の計画区間6kmのうち和泉中央線から和気町までの区間約780mが完成、すでに供用されております。整備率といたしましても、計画延長の約13%ということでございます。また、それから南側の和気町から岸和田市境までの約750m区間が本年10月に事業認可されましたが、この区間も本年に事業開始の予定でございまして、関西空港開港時の昭和68年には、岸和田市にございます都市計画道路磯之上山直線までが開通することとなります。また、残る区間の和泉中央線から北側の部分につきましても、現在の事業区間の進捗状況を見ながら早急に事業化していきたいという大阪府の考えを聞いております。また、市にとりましても残る区間につきましては、毎年、重要項目の1つとして大阪府に要望しているところでございます。

- 6番（穴瀬克己君） 議長、再質問をスムーズに運ぶため、この3つの問題は関連しておりますので、先に再質問をさせていただきたいと思います。
- 議長（田中昭一君） どうぞ。
- 6番（穴瀬克己君） 府道13号線のバイパス道路としての岸和田南海線という答弁がございましたが、依然、府道13号線の拡幅計画そのものは存続しており、ある面では、事業も進められているようにも思います。この点については、バイパス計画ができたから府道13号線の拡幅はなくなったのか、その辺についての的確な答弁を願いたいと思います。

- 都市整備部理事（高橋欣吾君） お答え申し上げます。

泉南線の拡幅計画が存続しているかどうか、という御質問でございますが、計画そのものは残っておりますが、当面、急ぎます岸和田南海線の整備をしていきたい。そして、残ります現道の泉南線につきましては、当面、歩行者の安全確保のための歩道整備を進めてまいりたいというのが大阪府の考えでございます。現状、すでに用地を確保、一部整備も進められている部分もございます。府といたしましては、地元の協力が得られるなど条件が整いますれば、部分的にも早期に整備を図っていく形を考えておると聞いております。

- 6番（穴瀬克己君） と申しますのは、泉南線は依然と狭い道路ということで拡幅計画が生きております。これについては、特に道路幅員等がきちんと計画に載っていると思うんです。道路拡幅をしないでまず歩行者の安全ということで歩道設置をされている。その歩道も全部がつかないと歩行者の安全が守れない。中途半端な歩道設置では、かえって歩行者が危険な目に遭うという実態ができてまいります。こういうことから泉南線を一体どのように位置づけようとしているのか。

この13号線は、堺から池下、池下から中央線、中央線から岸和田にかけては、他方では、府中駅前再開発に合わせてその逆面に駅前寄りを拡幅しようという計画がありまして、ばらばらな形で泉南線に取り組んでいるように思えてならない。と申し上げますのは、信太山駅上がりから松之浜伯太線まで、解放センターの前ですが、反対側の用地を7割方買収をしております。ところが、府中駅前再開発の中では、逆にJR駅側に対して拡幅計画がなされております。一体、和泉市内を通過するこの泉南線について、どのような形で進めていこうとしているのか。総合的な計画があるのかどうか。ばらばらに進められておるような感じですが、この点についてスカッとした答弁ができますか。

- 都市整備部理事（高橋欣吾君） 先ほども申し上げましたように、府としては整備計画を持っておりますが、当面の考え方といたしましては、駅前を中心にしたというか、府中町を中心に岸和田寄りに向けての整備、和泉中央線を中心にした府中町の区間の整備が課題でございます。その辺を見ながらさらに順次北へ上っていきたいというのが府の基本的な考え方でございます。しかし、先ほども申し上げましたように、部分的な区間整備についても条件が整えばやっていきたいという考えかたで臨んでいると聞いております。

- 6番（穴瀬克己君） 私の質問に答えてもらいたい。

泉南線の堺から岸和田までの和泉市域内の全体的な計画はどうなっておるのか。駅前再開発では反対側を切り取って拡幅する。しかし、解放センターの方は、いままでの道路よりも山手の部分に対して拡幅をしております。解放センターの前は泉南線用地と違いますのか。

- 都市整備部理事（高橋欣吾君） お節のとおり、泉南線の計画道路用地でございます。
- 6番（穴瀬克己君） そうすると、堺から岸和田までの和泉市内を通る泉南線の拡幅計画図は  
どうなっているんですか。計画図に基づいて用地買収をし、事業化に向けてやってるんでしょう。  
それが片方では歩道設置、他方では駅前再開発で拡幅している。想像すると、ちょうど蛇が蛙を  
飲み込んだ形です。いまでも13号線の道路状況が悪いところへ歩道設置も部分的です。一体、  
全体的に泉南線をどのようにしようとしているのか、御答弁を願いたい。
- 計画課長（中屋正彦君） 現在の都市計画決定の状況を計画課長から御報告申し上げたいと思  
います。

大阪和泉泉南線の拡幅計画につきましては、昭和41年に都市計画決定がされております。ま  
ず、計画区域から申し上げますと、岸和田市境からいわゆる和泉中央線との交点までが計画幅員  
が11mでございます。それから、和泉中央線の交点から池上下宮線の間につきましては20～  
25mということで、大部分が計画幅員20m区間でございます。それから、池上下宮線から堺、  
高石境界までの計画幅員が11mというのが、現在の計画決定の状況でございます。

それと、いわゆる交通安全対策事業で歩道設置をしております11m区間につきましては、整  
合した形の道路設置で大体11mが確保されるであろうと考えております。ただ、大部分が20  
mの計画幅員区間につきましては、一定のできるだけ計画図に沿った形で歩道が設置がされるよ  
う、大阪府と調整を図ってきたいということでございます。

先ほど、御意見をいただきました府中駅前再開発区域に関連をいたします区間につきましては、  
計画の構成自身が、すべて現道を中心として両側に拡幅するとか、あるいは一方的に拡幅する形  
にはなっておりません。いわゆる計画路線の全区間を一定の道路構造に基づきまして、あるいは  
交差点の関係等から、現道から北側あるいは南側あるいは現道を中心に振り分ける形になってお  
ります。再開発部分については、山手側の拡幅が主になっております。府中駅前再開発に関連す  
るところは山手側になっておりますが、再開発区域内に取り込み、同時に施行したいという考え  
方を現行案として考えているだけで、計画決定の変更を行った状態ではございません。その点、  
御理解賜りたいと思います。

- 6番（穴瀬克己君） 目標を見失った形で推進しているようにも思えます。泉南線をいつまで  
に完成しようとしているのか。22年もたつていまだにはっきりしていない。一定の区間につい  
ては、部分的に用地買収を進めたところもあります。特に公共事業的に言いますと、解放センタ  
ーのところの信太山駅上がりから自衛隊下がりまでは7割方買収しております。あと3割、地権  
者が3人ほど残っているだけでありますが、これすらどういう方向づけの形でやるのか、全く目  
標も持っておりません。決めつけますけどね。

きちんとした推進の目標も持たず、やれ歩道設置や、何だとパツパと飛んでいってる。そして今度は、また駅前再開発に関連して10mほどセットバックした感じですよ。本当に堺から岸和田までの泉南線の拡幅が不可能で大変だというんなら、どういう形で集約しようとしているのか。何年度を目標に完成しようとしているのか。こんな形でもって本当にやっていけるのかどうか。それを疑うわけです。だから、やれ歩道設置だ、駅前で拡幅だという一方、数年前に買収した用地はそのまま放置してある。一体、泉南線の拡幅計画についてはどんな形で進め、いつまでに完成しようとしておるのか。部分的にでも結構ですよ。目標をもっているならばね。御答弁願いたい。

○ 都市整備部理事（高橋欣吾君） 目標を持っているか、という御質問でございますが、先ほど御説明を申し上げましたとおり、大阪府の当面の整備方針といいますのは、まず、泉南線のバイパスとして岸和田南海線の整備を急いでいるところでございます。お説の泉南線につきましては、何年度までという目標は設定しておりません。当面、段階的に整備を図っていききたいということでございます。

○ 6番（穴瀬克己君） それでは、岸和田南海線はどれだけ進捗したのか、ひとつもやっていない。府の事業やさかいに府任せ、地元の力は何ら及ばない事業であるならば何も言いません。しかし、他市を見ますと、府の事業としてきちんと道路を設定しているじゃありませんか。わが和泉市の中を見ると、どれ1つとして完成された道路はないじゃないですか。もっと基本的な考え方について、地元行政として泉南線をどう進めていくのか、きちんと推進計画を立てなければなりません。岸和田南海線、池下線しかり、すべてです。せっかく先行して7割も用地買収をしてある区間について供用開始をしようと思えば、あとの3割を集中のにやればできるわけなんです。これだっって買収して何年たちますか、放置したままです。そういう部分的な形の供用開始という面から考えても何もしていない。

こういう形で和泉市を取り巻く情勢の中での道路行政の推進状況では、果たして人口が20万人の国際都市和泉市を目指し、都市化に向けてどんどんPRをしているわけですが、市内の道路状況を見ると、何ら具体的な形で進められていない。市長は「泉州の夜明け」、とりわけ「和泉市の夜明け」と強調されていますが、これでは夜明けどころか、いつ日差しがさすかわからない。こんな道路行政の推進でいいのかどうか、非常に疑問を持ちます。きちんとした整備をし、推進を図っていかなければならない。部分的にも供用開始をできるところは最優先に完成することによって、他の部分についても、さらに推進していくような形になってこようかと思えます。

関連して池上下宮線につきましては、5カ年計画で東側線から天理教までの間が事業化に向けられましたが、これとて非常に買収困難な状況の箇所があります。特に先ほどの答弁の中でJR

の高架問題に次に取り組むとおっしゃっていましたが、まだ、26号線から池上のJRまでの区間の事業化もしなければならぬし、特に26号線までつなげないと幾ら山手で事業をして供用開始しても効果が上がらないという状況でございます。

全体的な優先順位と申しませうか。そういったことも考え合わせますと、この個所をやるならば、もっと事業的に延伸距離も長く、天理教から下宮にかけて住宅が張り付いていないところがたくさんあります。大阪市有地あるいは防衛庁などの近辺で人家が張り付いていない部分は、まだ事業化に向けての計画には入っていない。密集地の困難な個所から先に入っている。池上下宮線を全体的にいつまで開通に向けて努力しようとしているのか、その目標すら定まっていない。その辺の池上下宮線の全線開通に向けての推進のあり方について検討されておるならばお聞かせ願いたい。

○ 都市整備部理事（高橋欣吾君） 池上下宮線の全体的なあり方という御質問でございます。先ほど申し上げましたように、現在の事業区間、それから、先ほどおっしゃいました26号線へ向けての事業延伸については、一定の計画なりめどを持って進めておるところでございます。ただ、おっしゃいましたように、岸和田南海線の南側と申しますか、山側の区間につきましては、まだ家のたっていないさら地のところがあり、用地の確保がしやすい場所も確かにございます。そのあたりを優先的にやっていくのも1つの考え方であろうと思いますが、方法といたしましては、先ほど申し上げましたような順位で国の事業認可を受けて進めていかなければならないという1つのルールもございます。先生が言われた方法もとりとうはございますが、現実にはなかなか難しい面もございますので、これまで進めておりますような用地の先行取得とかいう手法も取り入れまして、今後の事業化の1つの手助けとか、事業化をしやすくするための一環としての方法も考え、対応していきたいというのがこれまでの考え方でございます。

○ 6番（穴瀬克己君） この3点については、以上で再質問を終わりたいと思います。特に全線の用地買収は、事業を進めていく上で大変な作業だと思います。その意味では、1つの路線が完成するに当たって一番効果のある進め方を検討すべきだと思います。より事業が早期に実現するためにはどのような手法を用いたらいいか。先に住宅が張り付いていないところでものすごい勢いで進めておき、一度に事業化に向けて拍車をかけていくのが、住民理解を得られる1つの方法ではないか。永井区間の買収を終わって、短い区間だけが残っている形になると、常識的に考えても住民の供用開始に対する希望と理解が進む率が高いと思います。

逆に500m、600mの買収ぐらいでは、全体から考えますとまだとっかかりじゃないかという感じで住民理解を得ることが非常に難しいところから進んでいる感じです。さらに、道路そのものが果たしてできるのか、という不安感が先に立ちます。心理的な形も含め、計画道路の現

実の1つの進め方についても鋭意検討すべきではないか。都市化、国際化の時代を迎えているわけですから、さらに、期間短縮の形に向けてより効果的な方法について検討を進めていただきたい。きちんと整理をした形の推進を要望したしまして、次の4、5、6、7点の答弁をお願いいたします。

○ 議長（田中昭一君） 次。

○ 建設部次長（谷 俊雄君） 道路課谷より所管する事項につきましてお答え申し上げます。

4点目の伯太桑原線の件でございますが、黒鳥小学校横の交差点から自衛隊前までの480m区間を昭和62年度より整備をしておるところでございます。62年度は、黒鳥小学校横の交差点から北に140m区間について西側に歩道設置を行い、今年度は、この区間の路面整備を行っておるところでございます。施行に当たって地下埋調査をしたか、ということでございますが、当然、設計に当たりましては地下埋調査を実施いたしました。ガス、水道配水管、排水管等がございまして、特に水道はかなり深いところがございますが、既設の排水管の900mm管が道路を横断して布設してございまして、今回、整備工事を行っている計画路面が少し下がるため、当初に管の補強工事を予定しておりましたが、掘削したところ、管の状態が非常に悪いということで布せ替えの必要が生じたわけでございます。こうしたことから、設計変更のために約1ヵ月余中断いたしました。このため付近住民の通行や通過車に対して非常に御迷惑をおかけし、申しわけなく思っております。この路線は交通量も多いので交通安全につきましては十分留意し、できる限り早期に完成に向け努力したいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

5点目の上伯太線でございますが、松原泉大津線を起点とし、府道池上下宮線を終点とした延長2,250m、幅員16mから20mの都市街路でございます。現在、松原泉大津線から鶴山台団地内までの延長約1,800mが完成、供用開始をしておるところでございます。未整備区間の鶴山台から池上下宮線までの延長450mの間の整備でございますが、接続点である池上下宮線の事業進捗に合わせて整備をしたいと考えておるところでございます。

次に、6点目の地区内1号線関係の延伸でございますが、JRから下の第二阪和までの計画でございます。この間は、富秋町4号線という市道になっておりますが、和泉工業高校前から幅員7.5mに拡幅整備をするとともに、合わせて第二阪和と接続すべく現在、準備を進めております。さらに、岸和田南海線から上伯太線までの延伸につきましては、現在、環境改善整備地区内、小栗街道から岸南線までの間の事業を行っておりますが、まず、それを先に完成させ、引き続き延伸について実施計画を立てたいと考えておるところでございます。

次の阪和東側2号線の件でございますが、和泉中学校裏から信太山駅前までの間805mの事業を実施しております。現在、府道泉大津松原線、自衛隊下がりの道ですが、これから泉大津中

中央線までの延長565mを浸水対策による排水管敷設が急がれておりますので、それを先に工事着工すべく、用地買収を進めておるところでございます。この区間の用地買収の進捗状況は78%となっております。残りの用地を64年度に買収し、65、66年度にかけて工事を実施いたしたく鋭意努力をしておるところでございます。自衛隊下がりから信太山駅前までの240mにつきましては、64年度から65年度にかけて用地取得を行い、66～77年度に工事を施行したい考えで準備を進めておるところでございます。

以上でございます。

- 議長（田中昭一君） 次。
- 計画課長（中屋正彦君） 面整備につきましては、所管しております計画課から御答弁申し上げます。

先生がおっしゃられますとおり、道路整備によります周辺地区への波及効果を促進する上におきまして、道路、公園等の公共施設整備と周辺地区の土地の有効利用、増進を一体的に図る手法といたしましては、土地区画整理事業が最も有効かつ効果的な面整備手法であるとともに、道路整備の増進の面からいたしましても有効な方法といわれております。現在、本市における市街化区域内、特に規制市街地周辺には、まだ相当規模の空閑地及び未利用地がございます。これら空閑地の有効利用の増進を図るためには、都市基盤施設の整備と合わせた面的整備計画の施策が必要であるとともに、事業化に当たりましては、地区関係権利者の合意形成が不可欠の要素でだされています。

これら規制市街地周辺における空閑地等の良好な市街地形成を図る上におきましては、市街化方策の検討及び整備方針についての地区の状況、また、権利者の将来的な土地利用意向等の把握、合わせて地元意向の沿った面的整備計画の策定に向け、今後、関係機関と整理を図りながら取り組む必要があると考えております。したがって今後は、都市計画道路等の整備計画と対応した形で面整備手法によります公共施設整備、周辺土地の有効利用の増進が一体的に図られますよう、調査、計画の実施につきまして検討していきたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

- 6番（穴瀬克己君） 最初の伯太桑原線でございますが、非常に工事の進め方に問題がありまして、周辺住民や通過する車両の迷惑をかけております。この工事は、歩道設置の付け替えから始まっています。防衛庁側の歩道を取り壊して反対側に歩道を付ける。その防衛庁側の用地の切り取りも、土質等の問題で非常におくれております。また、地下埋設の雨水管も当初の調査より非常に悪い状況で布設替えしなければならないなど、いろんな状況が重なって工事がおくれていくように思います。

しかも、歩道の切り替えができておらない、西側歩道ができておらないのに反対側の歩道を取り上げている。片方の歩道が完全にでき上がって使えるならば別ですが、どちらも中途半端な形で事業が進められておるわけです。このような工事の進め方に問題があると思います。特に歩行者や通過車両の多い交差点付近の工事ですので、もっと慎重な工事計画をたてなければならない。このことを1つは強く指摘をしておきます。

あちこちで道路工事をしておりますけれども、もっと道路の安全管理面、道路工事の施行期間の問題、事前調査等についてももっと慎重にやるべきだと思います。そして、同時並行的に歩道設置が未完成のまま片方の歩道を取り壊して工事を進めておりますが、交通量の多い交差点付近の工事ですので、付近住民や通過車に対して非常に迷惑をかけております。このような形での工事の進め方は非常にまずいと感じております。当局の方でそれを感じないようでは問題だと思います。

この伯太桑原線は、自衛隊側の歩道の付け替えだけでなく道路の拡幅も計画の中に入っているように思います。この道路は岸和田南海線に接続、さらに旧小栗街道にも接続、黒鳥から伯太に向けて事業を進めていくような計画を聞いておりますが、この小栗街道並びに岸和田南海線、伯太松之浜線との交差に至るまで、どのような計画年次で推進しようとしておられるのか、お聞かせ願いたい。

○ 建設部次長（谷 俊雄君） 残りの区間が340mございます。これにつきましては、ちょうど自衛隊前のところで一部物件等がございますので、64年度で用地買収をすべく現在、遺跡の調査を行っておるところでございます。引き続きこの工事は、66年度を目標に進めておるところでございます。

○ 6番（穴瀬克己君） それから、この工事の現況は。

○ 建設部次長（谷 俊雄君） 先ほどから御指摘を受けておるとおりでござい

ます。この路線は往復3mの2車線、それに1m50の歩道を設置するというので、防衛庁の予算をいただいて62年度から進めたわけでございますが、昨年度、先に西側に歩道を設置すべきということで、1つの区切りとして伯太小学校下がり間を行ったわけでございますが、予算等の関係で歩道のみを行った。本来ならば、路面を合わせてやりたかったんですが、予算の都合で歩道のみを先に行い、十分な完成をせずに本年度の予算等の関係から路面整備に入りました。

ところが、地下埋設の排水管の状態が悪くて補強工事だけで済まなかったわけでございます。本来、コンクリートで基礎をしてあるわけですが、歩道の下にあったため木で基礎をし、おまけに地盤が悪いということで大変周辺の皆さんに御迷惑をかけているところでございます。今後の工事につきましては、できるだけ短期間に区切りをつけて完成させたいと考えておりますので、

どうか御理解を賜りたいと思います。

- 6番(穴瀬克己君) 予算を優先して住民の安全管理を二の次にするような

施策をしてもらっては困るわけです。予算のミスはあなた方の設計ミス、地下埋設の調査もあなた方のミスです。片方は歩道設置工事の崩れ、その部分を丸太棒に電気を付けて「危険です」、他方でも歩道取り壊しで同じく「危険です」となってます。歩道と道路の間をアスファルトか何かで仮復旧すれば片方だけでも通れるのにやり放しです。市民の安全を二の次、三の次にしているのかどうか。それぐらいのことはきちんとできないのか。小さいことですが、地域住民の行政に対する信頼感の欠如につながるんです。住民の安全をないがしろにして道路工事を推進していくことに非常に憤りを感じます。何とかならないものか。地域住民も少しぐらいは辛抱するでしょうが、2カ月も3カ月も4カ月も間、そのままじゃないですか。

道路課がやらずに、よその下水道か何かやっけて「困ったもんだ」というんならわかりますが、道路課が施行している、建設部が施行している事業じゃないですか。安全管理を一番進めなければならないセクションでしょう。交差点で通学道路でもあるのに、平気で予算の関係でおくらせているような道路行政に対して非常に憤りを感じます。もっと真面目に取り組んでいただきたい。

上伯太線については、松原線の開通で鶴山台から13号線に抜けていたのが松原線へ抜けられるようになって非常に流れがよくなり、長年の住民の思いがかなった感じです。残された鶴山台と池下線の間については、鶴山台から伯太丸笠の四丁目のところまでは、恐らく架橋にしなければならないと思うんです。丸笠団地から池下線の間におきましては、後で用地買収がどの程度進んでいるかお伺いをしたいが、旧の信太山駅下がりの道、池下線とドッキングする箇所ですが、この辺は用地買収が先行されているようにも思います。残りの部分は、要するに丸笠団地内の道路になりますが、この部分は、現在、改良住宅の2戸1の建て替え工事の施行が進められております。現在、伯太までの上伯太線の用地買収をしたところが放置されたままで管理もきちんとされておりませんので、この上伯太線線の部分を整備するのかどうか、そのまま放置しておくのかどうか、御答弁願いたい。

- 建設部次長(谷 俊雄君) お答えいたします。

上伯太線の先行用地買収をしてある面積は、6筆、1,897㎡となっております。

また、事業実施の件でございますが、この約400m区間につきましては、池下線との連動でないと補助採択も難しいと考えております。したがって当面は、現道の管理等で賄わざるを得ないと考えております。

- 6番(穴瀬克己君) その住宅団地内の部分的にはどのような考えを持っておるのか、その辺

についてちょっと。

- 建設部長（浅井隆介君） 今回、丸笠団地の2戸1改善等を行うわけですが、先ほど、課長から説明いたしましたとおり、上伯太線につきましては、たまたま公団の第2期増築工事がございましたので、住宅関連促進事業として別枠の補助金をいただき、2カ年にわたって上伯太線については、松原泉大津線と公団の間をやったわけでございます。そういう補助制度に乗ったというか、ときあたかも事業促進の時期に当たっておりましたので、2カ年で完成したということでございます。ただ御存知のようにそこから先は、街路、道路ともに1市、1路線でございますので、直ちにこれに取り組むのは不可能でございます。われわれも次の重要路線として認識してございますが、池下線に関連して検討してまいりたい。

それから、団地内でございますが、そういうところから道路の築造というものは、補助金の制度上からも乗りがたい。したがって、既設の道路が一応入っておりますので、この前後については、営業工作物は、道路計画に合わせてやらなければならないので設置はいたしません。緑地とかその他の一時的に使用できる者をやってまいりたいと思います。

- 6番（穴瀬克己君） この買収部分は地道のまま放置されておりますが、この管理はどこのやっていますか。

○ 建設部次長（谷 俊雄君） 用地は、公社で管理していただいています。

○ 6番（穴瀬克己君） 公社は、どのような管理方法をとっていますか。

○ 用地担当参事・土地開発公社事務局次長（中辻寿夫君） 公社中辻です。

この用地につきましては、伯太町104番地に持っておりますが、現実に里道として丸笠団地の出入りの通行口として使っております。

○ 6番（穴瀬克己君） 何平方メートルありますか。

○ 用地担当参事・土地開発公社事務局次長（中辻寿夫君） 公社の道路用地として保有している部分は約1,000㎡でございます。

○ 6番（穴瀬克己君） 住宅が張り付いている前の幅員5mぐらいですか、公社用地としてあるわけですが、管理しているというようなものじゃありません。ただ、道路に付随して放置してある感じです。道路用地として買収してあるならば、舗装してきちんと管理すべきです。でないと、個人の土地やら公社の土地やらわからない。だから、今度の丸笠団地の建て替え部分につきましては、逆に上伯太線を推進する意味で団地の建て替えの折、将来、上伯太線用地としてその部分を切り取る。これは簡単に切り崩せるだろうと思いますよ、建物にかかっていないからね。そして、きちんと管理すべきではないかと思えます。その上で池下線はいつ完成するやらからんので、そのまま放つたらかしくせず、一応、道路の形態を呈しているんですからきちんと住宅から

池下線までの部分だけでも整備し、部分的に供用が開始できるような形に持っていくべきです。現在、あるわけですからね。そのようにもうすし買収してある部分の道路管理をきちんとするよう検討願いたい。

それから、地区内1号線の延伸につきましては26号線までぬかないと、いままで和泉市の13号線から下の26号線まで抜ける道は、泉大津桑原線、粉河線はまだ高架になっておりませんが、何としてでも早急に26号線まで抜ける道をつくっていかなければならない。その意味では、精力的に地区内1号線を26号線に抜く形で推進を願いたい。泉大津との関係もあり大変だろうと思いますが、よろしく願います。

それから、阪和東側線の事業については、これも北信太駅前線については事業化にはなってませんが、全然方向づけはできておりません。駅前では止まっています。他方では、松原線が開通した結果、松原線までは富木から迎えに来てます。その意味では、きちんと東側線を松原線まで抜いてふん詰まりの形を解消するための道路政策を新たに考えなければならない。いまは、北信太駅で途切れた形です。道路としての波及効果は非常に薄いということで要望しておきます。

最後の面的整備問題でございますが、今後の検討課題にしていくということですが、あらゆる道路整備の進捗に伴い整備増進を図るという答弁をいただきましたので、今後、関係部局で総力を挙げて和泉市の都市基盤整備に英知をしぼっていただきたい。21世紀に向けた町づくりを進めるとき、このことを後回しにしておく生涯に悔いを残すことになるので、その意味では、この道路行政だけでなく和泉市の道路基盤確率のため、さらに波及効果をねらった行政施策として位置づけていただきたいことを強く要望して終わります。

長時間、ありがとうございました。

- 議長（田中昭一君） ここで、お昼のため暫時休憩いたします。

（午後零時05分休憩）

（午後1時00分再開）

- 議長（田中昭一君） 午前に引き続きまして一般質問を行います。

25番・天堀 博君。

（25番・天堀 博君登壇）

- 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。通告に従いまして説明をさせていただきます。

今回の質問はいずれも教育問題であります。憲法第26条によりますと、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」となっております。また、2項では同じく、「その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義

務教育は、これを無償とする。」としております。また、教育基本法第1条は、「教育は、人格の完成をめざし、平和な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と教育の目的を規定しております。さらに、児童福祉法におきましては、第1条でその理念が示され、第2条では「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と、その責任を定めておるところであります。

これらを基本にしまして、今回の教育問題につきまして質問をさせていただきます。その点を十分念頭で御理解をいただきたいと思ひます。

まず、就学援助制度についてでありますけれども、教育は、さきに述べましたことからわかりますように、平和で豊かな社会をつくる担い手を育てるという社会的な仕事でありますから、教育費そのものは、本来、家計のやりくりで生み出すというのではなくて、国や自治体の責任で負担すべき性格のものであります。また、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励について、国の援助に関する法律や学校教育法第25条にて、地方自治体は就学援助制度を義務づけられているところであります。

そこで具体的な質問に入りますけれども、まず、各自治体によりこの就学援助の制度の適用基準が異なっております。和泉市の場合、おおむね生活保護基準の1.1倍ということになっておりますが、大阪府下及び全国的にも、先進都市の場合にはこれを上回って、1.2倍あるいは1.3、1.5倍という基準をとっている自治体も多いわけでありまして、阪南地域の各市の実態を報告していただきますとともに、和泉市のこの1.1倍の基準を引き上げる考えはないかどうかを、まずお聞かせを願ひたいと思ひます。

次は、支給内容についてであります。細かな数字を1つ1つ報告をいただきますのも全体的にわかりにくくなってしまうので、これにつきましては、事前に近隣各市との比較などを出していただいております。ここでは問題点や特に取り上げるべきもののみを質問させていただきます。

それは修学旅行費や校外活動費につきましての交通費や宿泊費であります。これは全額支給されているのかどうか、されていないとすれば、どのような基準で支給をされているのか。さらに、市の支給する額に対しまして、国の補助金は本来2分の1ということでありまして、市が支給する額にかかわらず、国基準の2分の1というものなのかどうか、重ねてお聞かせを願ひたいと思ひます。

次は、学童保育についてであります。まず、光明台北小学校区につきましては、請願も採択されているところでありまして、教育委員会は空き教室を基本的に考えとしております。ところが、

学童保育のために教室の建設等を行われないわけでありますから、自然に空くのを待たなくてはならない。そうしますと、それがいつ訪れるかであります。

そこでお尋ねをいたしますが、この学校、すなわち光明台北小学校の児童推計のピークはいつごろで、いつになれば空き教室が生じて、学童保育が可能になるのか。

それから次は、指導員の問題であります。指導員の身分保障はどのようになっているのか。その資格や採用条件あるいは勤務時間、給与、病気あるいはけがによる休暇、退職などについてお聞かせを願いたいと思います。

次は3点目、学童の予防接種の完全無料化についてであります。本年からインフルエンザや日本脳炎を含めまして無料になっておりますけれども、あと学童、小中学生につきまして、この予防接種の中で有料の部分は何か残っているかということで、その点をお聞かせを願いたいと思います。それらの対象者や人数、あるいはさらにどれだけの経費が必要になっているのか、この点についてお聞かせを願いたい。さらには、それらについて無料化をするという方向で考えられないものかどうか、この点についてもあわせてお聞かせを願いたいと思います。

以上、大きくは3点であります。最初に申し上げましたように、今回の質問は、憲法や地方自治法、あるいは教育基本法、児童福祉法等に基づいて、国や地方自治体のこれらに関する責任を基本として質問させていただいておりますので、その点を十分御理解いただきまして答弁をいただきたいと思っております。答弁によりましては、自席から再質問をさせていただきます。

○ 議長（田中昭一君） 答弁。

○ 学事課長（石本博信君） 教育問題の1の就学援助制度について学事課長石本よりお答えいたします。

まず、認定基準についての阪南の状況でございますが、認定基準については、和泉市の場合、生活保護基準の1.1倍を目安として認定しているところでありまして、これらについて近隣の状況でありますけれども、阪南8市のうち、和泉市と同様の市がほかに3市、文部省通達どおり等1.1倍を下回ると思われる市が4市であります。

次に、1.1について引き上げる考えでございますが、なお十分調査もいたしたいと思っておりますけれども、近隣都市の中で、認定基準、支給内容について特に悪いということはないと思っております。

中には、一部の市町村で和泉市よりも認定基準を上回っているというところがありますが、和泉市において認定に当たりましては、生保の1.1倍は目安でありまして、超えれば事務的に却下するというのではなく、借家の場合は、一定の家賃分を加算いたしましたり、また、十分保護者の事情聴取もいたしまして、考慮すべきものがあれば認定に配慮しているところでございます。

その辺御賢察をいただき、引き上げにつきましては、現状でひとつ御理解をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、支給内容ですけれども、まず修学旅行費でございます。修学旅行費の支払いにつきましては、小学校の場合、1万2,800円、中学校の場合3万8,000円支給しております。これについては、国の方で幾らということではなく、市町村でそれぞれ金額が任されております。国の補助金は約4割程度でございます。

次に、校外活動費の宿泊を伴う分でございますけれども、和泉市の支給額が、小学校の場合1,860円まで、中学校の場合最高2,880円まででございます。和泉市の場合は、交通費に限って支給をしているものでございまして、国の支給基準もそのようになってございます。これの国の補助金についても約4割程度でございます。

以上です。

- 議長（田中昭一君） 次。
- 社会教育課長（西岡政徳君） 2点目の留守家庭児童会の件について、社会教育課の西岡からお答えいたします。

児童会の開設につきましては、先生、先ほどの中で空き教室を基本としていとおっしゃいましたが、全くそのとおりでございまして、私どもも4つの条件が充足されたときに開設しているという基本方針で、現在対処しております。

その中で、光明台北小学校の児童数の推計のピークということでございますが、私ども入手しております資料では、本年度は18クラスで18教室、これが64年度には22クラス、65、66年度には23クラス、67年度には24クラスと聞いておまして、現在、これらの教室確保に努めているところでございます。いずれにしましても、この67年度がピークであろうかというふうに現在推計しているわけでございまして、それがやがて安定し、減少に転ずるものと予測されますが、今の時点でピークが67年、それがいつ空き教室が可能かということになりますと、そのピーク以降ということであれわれ考えているわけでございます。

次に、指導員の身分保障ということでございますが、指導員につきましては、本来、子育てを終えられた御家庭の奥様方を中心に、ボランティア的な意味を含めまして、現在来ていただいているわけでございますが、実質的には、やはり非常勤嘱託員としての位置づけが適当ではないかというふうに考えているわけでございます。

そして、その資格でございますが、資格要件は、現在ございません。

採用につきましてはでございますが、これは各校区の地域で、子育てを終えられました家庭のお母さん方を中心に、子育てに御理解のある方々をクラブ主事——各仲よし留守家庭児童会の中に

クラブ主事を置いていますので、クラブ主事先生方の御推薦がありましたら、それに基づいてわれわれとしては採用しているわけでございます。

次に、勤務時間でございますが、学校の開設日につきましては放課後から午後5時まで、それから学校の休業日、すなわち春休み、夏休み、冬休み等でございますが、それにつきましては午前9時から午後5時まででございます。

退職金については、現在支給しておりません。

それから休暇といたしましては、原則として、現在制度的には認めておりませんが、その事情によりまして、必要なときにつきましては配慮をいたしております。

次に、報酬でございますが、月額7万2,000円、年額にいたしまして86万4,000円を支給しております。

以上でございます。

○ 議長（田中昭一君） 次。

○ 市民生活部次長（池辺修次君） 3点目の学童予防接種の完全無料化につきまして、健康課の池辺より御答弁させていただきます。

現在、小学生、児童生徒を対象といたしまして実施しております予防接種は、日本脳炎、インフルエンザ、6年生を対象といたしました2種混合、それと中学2年生女子を対象といたしました風疹の4種類の予防接種を実施しております。

この予防接種のうち、62年度までは日本脳炎、インフルエンザ、風疹の3種類の予防接種につきましては料金を徴収をしておりましたが、このうち63年度より日本脳炎、インフルエンザの料金につきましては、無料化として実施いたしまして、現在残っておりますのは風疹のみでございます。

風疹の予防接種につきましては、妊娠初期に風疹にかかると、先天異常児が生まれる心配がありますので、妊娠年齢に達する前の女性に免疫をつける目的で、昭和52年秋より中学生2～3年の女子を対象に予防接種が行われるようになったものでございます。

本市におきまして、昭和62年度実績で接種対象者が672人、これに伴います医師の報償並びにワクチン代等を含めまして、1人当たり経費は1,700円程度かかっているのが現状でございます。それに基づきまして、予防接種法第23条の規定に基づきまして、1人500円の実費徴収を行っているものでございます。

先生の御意見をお聞かせいただきまして、現在、予算編成時期でございますので、御意見どおり実行できるかどうかは、現時点ではお答えは差し控えさせていただきたいと存じますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○ 25番(天堀 博君) まず就学援助ですけれども、適用基準が、先ほど趣旨説明のときに申し上げましたように、事前にいろいろ資料もいただいて、支給額、認定基準とも各市間でまちまちでありますし、そのために非常にややこしいので、これも見させていただいているんですけども、確かに、市によりましては非常に基準が低いところもありますし、それから支給につきましては、中には支給の実費ということで、いいところもある。それはそれぞれいいところばかりをとるわけにはいかないとふうには私も思います。認定基準が低くて、支給内容がいいという場合に、果たしてそれでいいのかということになりますから。

要は、認定基準をもっと、生保基準でいきましたら1.2倍とか、3倍とかというふうに上げていって、同時に、支給内容もよくしていくということは、これは私ども考えておりますし、要望であるわけですけれども、それで阪南各市の実態等を見てみましたら、確かに、今答弁のありましたように、1.1倍が阪南各市の中では必ずしも悪いという状況ではないというふうに思います。

ただ、先ほども申しましたように、全国的な状況を見てみますと、あるいは大阪府下でも先進的なところを見てみますと、かなりいい認定基準をとっているわけですね。生保基準の1.5倍というふうなところもありますし、その点では、今後も引き続きこれは努力もしていただきたい。

今も答弁にありましたように、単に基準値だけの判断でいくのじゃなくて、ほかのところでは、借家も、持家も区分がないということも、阪南各市でも、6つの市がそういうふうになっています。そういうことからいきましたら、借家の場合には、そういうことも基準を判断していくときの要件に入れていくというふうに言われておりますし、生活のそのときの実態等も十分勘案していただくということですから、今後はぜひとも引き続いて、そういうふうないわば血も涙もある判定をとっていただきたいということとあわせて、先ほど言いましたように、基準値の引き上げも要望しておきたいと思います。

それから校外活動費あるいは修学旅行費等の交通費、あるいは宿泊費等についてでありますけれども、認定基準の問題もありますが、阪南各市でも、例えば高石市なども——高石市というのは非常に認定基準そのものがややこしいですね、基準のとり方が。ですから、それは横へ置いておきますが、高石の場合には、校外活動費は宿泊費も含めた実費を支給している、こういうことですね。

私は、生活保護ではありませんけれども、しかし、就学に困難な児童生徒に関してこれを援助していくということでやっているわけですから、例えば林間学校で交通費だけの支給、これも国の基準によって、それをオーバーする場合は出ないで、それ以下の場合には、その以下で支給をしていくということですから、実際にはあまりいいことはないんですが、宿泊費が出ない。そうしますと、林間に行くのに、泊まらんと帰ってこいと、極端に言いましたらそういうふうな

ことになりますので、こういう点についても、今後はできる限り、宿泊費等についても援助の対象にしていく、ある一定の部分を見ていくというぐらいのことは考えていっていただきたい。きょうこの場で即答弁ということはもう結構ですけれども、その点は要望しておきますので、今後の検討課題にも加えていただきたいと思います。

それから学童保育でありますけれども、光明台北小学校区につきましては、昭和67年度がピークだというふうにおっしゃっています。それじゃいつごろ空き教室ができる見込みがあるのかというと、これはそれからの推移ということで、はっきりした年度は言われませんでしたけれども、私どもの方でも、素人目で見ましても、光明台北小学校というのは、光明台のいわゆる住都公団の団地内だけではなくて、東室堂ですか、変電所の周辺も含めまして、非常に広い地域に校区がなっているわけですね。そしてしかも、その辺ではどんどん住宅開発が進んできているというふうなことです。

そうしますと、今後の電車の延伸も含めて、いわゆる北池田地域というのはますます開発の地域がふくらんでくると思います。そうしますと、今出されているこの推計もなかなかしんどいんじゃないか。そうしたら、67年度が69年度や70年度ということにずれ込んでくる。さらに、空き教室ができるという段階は、ますますしんどく、先送りになってくるんじゃないかというふうに思うわけです。

それまで、それじゃ空き教室の見込みがないから辛抱していただくのかということなんですが、御承知のように、北小学校の子供さんが南小学校へ放課後、わざわざ学童保育の会に入っているわけですね。これを北小学校区であればもっと人数も増えるだろうと思うんですが、特に1年生を担任されている先生方なんかは、終わってから放課後行くのに非常に心配でたまらんと。これは保護者の方々もそうだろうと私は思います。こういうふうな状態を今後、言われている67年度あるいは70年度というふうな時点まで引き延ばしたままでいくのかどうかということです。プレハブ等の建設を行って、そこで学童保育、いわゆる留守家庭児童会を設置していくという考えがないのかどうか、これは再質問をさせていただきます。

それから指導員でありますけれども、今それぞれ出されまして、これは学校とか、あるいは地域によりましてそれぞれ条件とか背景がかなり違うと思います。それから歴史的な経過もありまして、例えば光明台南小学校で開設されましたけれども、こういう地域ですと、若いお母さん方で希望者も多いというふうに聞いております。

ところが、当初始めた例えば国府でありますとか、歴史の古いところ、こういうところでは、最初、指導員がなかなか見つからなくて困ったというふうな状況からスタートしたところもあるんですね。何も私は国府と光明台南だけを言っているわけじゃないんですけれども、それこそ学

校や地域によって条件、背景が異なりますから、指導員の中身といいますか、指導員そのものにも年齢のアンバランスでありますとか、いろいろ出てくるのは、これは今の時点で私はある程度やむを得ないというふうに思っています。しかし、できれば平均的な、あるいは統一されたようなものに近づけるということは必要ではないかというふうに思いますが、そこで、その人たちに対して指導ということですね、いわゆる指導員の指導、それから講習その他どういうふうに行われているのか、この点を再度お聞かせを願いたいと思います。

それから予防接種でありますけれども、これは風疹だけで、中学校2年生、3年生の女子のみということですね。ですから、非常に人数も少ないですし、1,700円要るのを500円だけ徴収をしている。500円の670人分ですから約35万円。ですから、これはしれていますし、予算要望でも出されているということです、これはトップも含めまして……。日本脳炎とインフルエンザがただになりましたから、あとこれだけだということで、当然、現課としても以前から完全無料化を要望していましたから、それで出しているのだと思うんですが、トップの方でも、しれた金額といえればあれなんです、それだけが残っているというのをひとつ、健全な青少年を育成する、あるいは妊娠時期でのそういう問題をなくしていくということから、ぜひともこれは無料化に踏み切っていただきたい。これは、今予算折衝や何やらこれからやられるところですから、要望しておきます。

ですから、主には2点目の学童保育関係について再質問も御答弁をお願いしたいと思います。

- 議長（田中昭一君） 答弁。
- 社会教育課長（西岡政徳君） ピークが67年度で、さらにその地域の開発によって68年度、69年度もそのピークが下がっていったら、先送りになるのではないかと先生の御意見でございますが、先ほど述べました67年度ピークというのもあくまでも推計でございまして、実際67年度にはそういう形になるのかどうかということは、私どもの段階でははっきりしたことは現在把握しておりません。

ただしかし、私ども従来から学童保育、留守家庭児童会を開設するにつきましては、先ほど申しました4条件、特にその中で空き教室ができれば実施するというを基本に、現在まで進んでおりますので、私どもとしましては、空き教室ができた時点で実施したいというふうに考えているわけでございます。現在、北小学校の児童につきましては、南小学校で措置しているわけでございますが、この間、1年生等が北から南へ行くのに心配であるという声も保護者の方から聞いていることは事実でございますが、特にあの道につきましては、歩道も分離された形で、道路整備もされております中で、できるだけ子供にも、そういう道路交通問題の点も先生方から教えて指導していただき、交通事故のないようにということで、私ども学校にも、また光明台南

の指導者にもそういう形で現在指導しております。

そういう中で、特に北から南については大体600メートル程度距離があるんじゃないかというふうに思っているわけですが、4月から現在まで実施した中では、事故等が起こっていないという報告も受けておりますので、万全といえばちょっと語弊がございますけれども、今のところ滞りなく実施しているものというふうに解釈しております。

続きまして、指導員でございますが、これは確かに先生御指摘のとおり、地域によって条件とか背景が異なるケースがあると思います。そして、現在の指導員の中におきましても、私どもはできるだけ子育てを終えられたお母様方を中心という考え方で、クラブ主事の推薦があった場合に採用という形で現在しておりますが、年齢的なばらつきというんですか、それが当然がざいまして、これらにつきましてもやはり一定の採用の基準といえますか、それらも今後検討していかなければならないものではないかと考えております。

次に、指導員の指導ですけれども、これは現在、3月と8月のふた月を除きまして、毎月1回、年に10回研修会を開催しております。その中で特に子供に対する接し方、それからいろんな遊びの道具のつくり方、また保護者との関係の持ち方、また応急措置、さらに新聞づくりとか、そういうことで内容のかなり充実した指導の研修会を行っているわけでございまして、コーチ先生としまして、学校の元校長先生等を中心をお願いしている現状でございます。

- 25番(天堀 博君) 先に、指導員の方につきましてはそういうことでやっていただくということと、研修その他についても、先ほど言いましたアンバランスもあつたりいろいろしますので、これも学校と違いますのでね、教育をする、勉強するという場所じゃありませんから、そういう点では遊びというものが中心なると思いますが、折角の時間を有意義に過ごさせるということでは、身分保障の充実を図っていくということとあわせて、やはり指導員さんのよりよい指導性の向上といいますが、子供たちの健やかな成長のためのいわゆる保育内容の改善を含めてやっていただくということで、これは要望しておきます。

もう1つの方の問題は、学童保育、いわゆる留守家庭児童会ですけれども、現在、市内でプレハブでやっているのはたしか4校だと思います。緑ヶ丘、芦部、鶴北、黒鳥、これいずれもかなり古い、中にはプレハブの建て替えもしなければならぬというふうなところも起こってきているようですし、それから空き教室で対応できそうだというふうなところもあるようですが、しかし、大方はいまだにプレハブでいかなきゃならぬということです。いまだに空き教室ができないということだろうと思うんです。あるいは学校の事情もありまして、会議室でありますとか、いろんなことが欲しいというふうなことで、これはその辺での、教育委員会と現場との折衝ということにもかかると思うんですけれども、しかし、いずれにしても現実の問題として、現在もまだなお

かつ空き教室ができないで、プレハブでやっているというのが実態だと思うんです。

そうしますと、先ほどの答弁では、67年度がピークで、それ以後も——こっちからも推計してみたら、すぐに空き教室ができそうにないと思うんですけれども、その間放置しておくのかということになりますと、片方では、プレハブで、居住性の問題とか、あるいは夏暑いとかいろいろあるとは思いますが、やってきているわけですね、4校。それも長い間やってきているわけでしょう。これはいろいろ問題があるから、空き教室ということになってはいますけれども、もう1つは、プレハブを建てるとそれだけ金がかかるということじゃないかと思うんですけれども、この4校についてはプレハブを建てないでやってきたのなら、いまだにこれ実施されなくてきているわけでしょう、極端に言うてみたら。そのときからそういうことを原則だということやってきたら。緑ヶ丘なんかでも10年近くになると思うんですが、その間、学童保育そのものが実施できないでできてしまっていたかもわからんですね。それをやはり必要があるから、プレハブを建てて実施しているわけですので、その辺の兼ね合い……。

光明台北は、今63年度です。来年度からきて、64、65、66、67、あるいは68年度、69年度となると、5年も6年も先でまだできるやらどうやらわからんというふうな状況で、このままいくのかどうか。その点が一向にきっちりとした答えがないわけで、その間も一定の方向で努力するのか、あるいはここ2～3年のうちに何かの対応策をとるのか、来年からプレハブを建ててやるのか、どの辺の明確な答えをいただきたいわけです。

ここはグラウンドもかなり広いので、プレハブを建てるところがないというふうなことはないと思いますのでね。

- 社会教育課長（西岡政徳君） プレハブをやっておりますのは、緑ヶ丘、芦部、黒島、鶴山台北の4校でございます。これらにつきましては、私どもは基本的な考えといたしましては、教室が空きましたら、教室内に移すということで、学校現部、また教育委員会の総務課ともいろいろ話し合って、順次移していきたいということで、現在協議中でございます。

その中で、特にこの4校がなぜプレハブで開設したかという点でございますが、私どもの聞き及んでおりますところによりますと、従前には、ある学校では教室不足が生じて、一部プレハブで対応したというふうなことも、これはちょっとその辺の定かなことはわかりませんが、そういうふうな聞いているわけでございまして、その後、それに対応する校舎建築が進んで、そのプレハブが空いてきたというような中で、そのプレハブ等を使用いたしまして開設したというふうな聞き及んで、そういうふうに理解しているわけでございます。

- 25番（天畑 博君） 後の、どこかでプレハブ教室をこっちへ持ってきたと。こんなものは理由にならないわけです。いわゆるプレハブでできないのかどうかについては、たまたま空いて

いるのがあったから持ってきたということだろうけれども、それだけではないと思うし、基本的にはこういうことでしょう、空き教室を基本に考えていくということですから、プレハブのところを、空き教室をできるだけ学校と調整してつくって、そこに移していくというふうに言われているんですが、ところが、1つ例をとって、例えば鶴山台北小学校の場合に、どんどんあそこも住宅が今後もまだ増えてくるでしょう。これは校舎の建築をしていかなければならんぐらいじゃないんですか。

通常でいけば、児童の減少化によりまして40人学級を実施していく、あるいはまた空き教室ができてくるというのは、これは人口の増勢を考えない場合にそうなりますけれども、和泉市は、地域が非常に広いし、しかも地域、地域によって非常に特性がある。鶴山台北の場合、あるいはそれ以外のところでもそうですけれども、どんどん増えてくる。そうしたら、空き教室ができないでしょう。だから、基本的にそういう考えを持っているということは、それは考えは考えとしていいんですけれども、しかし、そればかりにこだわっていたらだめですよ。

だから、プレハブの建て替えをしなきゃいかんところはプレハブの建て替えをせないかんでしょうし、それから必要があるところは、5年も、6年ということじゃなくて、今のところ、新しい学校からの要望というのは出てないので、光明台北小学校区だけなんです、今のところ要望として強く出されているのは。しかも実態として、その子供が南小学校をお借りした中での学童保育に通っておられるんですから、実態がそこにあるわけですから、教育委員会としても必要を認めないということじゃないと思うんです。必要性を認めているわけでしょう。

そういう中で、ここについては放置したままでいくのかどうかということら辺が、実際に考えただけでいかないうところが実際にあるんでしょうと言っているわけです。だから、こういうことを踏み切ってはどうかということなんです。

○ 社会教育課長（西岡政徳君） 北小学校につきましても、現在、北小学校では開設はしていませんけれども、南で受け入れていただいているという意味合いで、全然実施していないというふうな考え方にはわれわれなっていないわけでございます。それに対しては、いろいろと語弊も保護者の方から聞き及んでおりますけれども、現実問題いたしまして、私たちは基本方針が満たされるということでやってきていますので、その中で現在、南小学校で措置しているという実態でございます。全く北小学校については措置もせずきいているというふうに考えていないわけでございます。

○ 25番（天堀 博君） 今回は非常に早く終わるつもりだったんですけれども、今みたいな答弁を聞くと、ますます突っ込んで聞かんとしょうがないなと思うんです。

北小学校がやっていないのではないと。北小学校の子供も南小学校で受け入れて、一緒に学童

保育としてやっていますよ。例えば黒鳥小学校と伯太小学校はひつついていますね。これが黒鳥小学校でやっておって、伯太小学校がいろんな事情でできないから、黒鳥小学校へ放課後來るというなら、隣ですからね。しかし、先ほど言われてましたように、かなり距離があります。歩道もありますよ、信号もありますよ。歩道や信号があったら事故が起きないとは限ってないんです。特に信号のある交差点での事故というのは非常に多いんです。

そういうふうな状況で、小さい、それこそピカピカの1年生で、子供さんが新入学する。その子供が北小学校から南小学校にわざわざ放課後行って、しかもまた学校の門の前を通って帰るといふ子供もあるわけでしょう、現実には。そういうことを教育委員会としてさせておって、それで北小学校もやっているという認識だということなどは、これは認識外れも甚だしいですわ。そんな考えだったら、そうしたら、いつまでもこのままでいくんですか。そうじゃないでしょう。

実際には北小学校ではやってないんです。たまたま南小学校で、かなり学校へも無理をお願いして、かなり空き教室ができたから、そこで開設をして、北小学校が空き教室がないから向こうへお願いしている。行くのが遠いから、やはり人数も少なくなります。

横山とか、南池田とか山手の方へ行きますと、もともとから学校というのは遠いところであって、通っている子供たくさんおります。危ないのかどうかでいうたら、横山なんかの子供も非常に危ないです。だけど、光明台のあたりでは、環境のいいところを求めて来られて、しかも共働きのところが非常に多いです。だから、特にこういう留守家庭児童会が必要にもなってくるわけです。

これを保障していかないかんとというのは、最初に言いましたように、憲法やとか、教育基本法やとか、あるいは国が出した通達やとか、児童福祉法やとか言っているわけです僕は。その辺をどう考えているのかということです。それを、今みたいな認識では、だんだん先に延ばすだけじゃなくて、全く認識やとか考え方がなってないですよ。

- 社会教育課長（西岡政徳君） ただいま私の方から説明不足で、認識云々ということで先生に御指摘いただいているわけですが、決してそれで満足しているというふうに、実際に実施しているというふうな考えは毛頭持っておりません。その点だけ十分御理解をいただきたいと思います。

ただ現在、北小学校で開設できないために、南小学校に一部お願いして実施しているということと言ったわけでございますので、そのように十分御理解願いたいと思います。

- 25番（天堀 博君） そうしたら、何年先ぐらいにどないかします、あるいはどういうふうなことで検討していきますと、そんな答弁もなければ、考えも何にもないわけで、このままですわね、67年度がピークだと。実際にはこれはだれが考えても、67年度でピーク終わるとは思わんですわ。そうでしょう。その67年度や、68、69年度とか、70年度ぐらいまでピークが

ずれ込んでいくのは、だれが考えたかてわかるんですわ、あの地域は。

南小学校は、確かにあれ以上住宅は増えません。入れ替わりはあるでしょうけれども、しかし、校区からして賃貸住宅のところが非常に少ない。いわゆる第1団地と言われる部分はほとんどが北小学校なんです。そうしますと、児童推計が非常にとりやすい。ところが、北小学校はそんなわけにはいかないんです。先ほど言いましたように、光明台の団地内だけでは済まんわけでしょう。どんどん建ってくる。そこへ買い求めてくるのは若いお父さん、お母さんが多い。その子供たちが1年生、2年生、3年生、共働きしてたら見ておいてもらわんとどないもならん。かぎっ子対策で来られているわけですからね。それをこんなもの、だらだらと、いつ空くかわからんようなやつまで教育委員会としてほうっておくというような、方向性も、政策的な考えも何にもないのかということです。そんなんではこれ引き下がれませんわ。

- 議長（田中昭一君） 明確な答弁をお願いします。
- 社会教育部長（生田 稔君） ただいま社会教育課長からる御答弁申し上げております中身の中では、その経過の中で一定の、どういいますか、南小学校での対応ということで措置しておるという形の中で措置してまいりたい、というふうな答弁をしておりますが、67年度がピークというふうな形の中で、現在、67年度の中身の中では、いわゆる開発という面もいろいろ含んでおりまして推計されておるわけでございます。したがって、そういった開発の中身も含んでおる中で、この点、いわゆる67年度時点におきまして一定の考え方を出示してまいりたい。その時点におきまして十分考えてまいりたいと、かように存じますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。
- 25番（天畑 博君） それは68年からやるということですか。恐らくそういうことじゃないわけでしょう、今の答弁は。67年度のピークで、それを見ていきたいと。なかなか理事者の答弁というのは巧みなようですけれども、それなら68年度からかと言ったら、そうじゃないんだと恐らく答弁するでしょう。こんなものいつやわからんのですわ。例えば68年度からとしましても5年目です。4年間待たないかん。今年待ってますからね。この間まだほうっておくのかということです。

ほかでプレハブでやってますしね。とにかく南小学校の場合には、少なくとも2年か3年したら、もうわかっているんだと。先ほど言ったみたいに南小学校はわかりやすかったんです。プレハブを建てたらむだになるからということで、いろいろなことで協議した上で、教育委員会の理解もいただいて、あそこの管理棟を借りたわけでしょう。これは自主共同保育ですから、借り賃を出して、そして皆さんがやってこられた。しかし、それには一定のめどがあったわけです。今回、めどがないに等しいんです、こんなくらい先だということは。だから、もうちょっとまとも

な考えでの答弁がないのかと言っているわけです。

こんなものほうっておいたら、今の答弁のままやったら、ほんまにこれいつになるやわからんですよ。こんな状態で放置しておくのかと。ほかにもあるやないか、ほかのプレハブも建て替えないかんでしょう。

○ 教育長（西川喜久君） 私からお答えを申し上げたいと思います。

まず最初にお断りを申し上げたいのは、天堀先生は、憲法の26条、あるいは教育基本法の1条、または児童福祉法の2条について説明がございましたが、ごもつともございまして、私も同感でございます。

そこで、今の実態をちょっと数字的に申し上げますと、62年度においては、現年度でございますけれども、18クラスで18教室をもって当たっているわけでございますが、64年度になりますと22クラス、現在4クラスを増築をいたしております。65年から66年度になりますと、また既に1クラスが増えまして、23クラス必要でございまして、67年度にはもう1クラスが増えまして、24クラスと推計しているのがわれわれ教育委員会でございます。

そこで現在、光明台南でお願いしております保育につきましては、36名おりまして、そのうち光明台南の小学校区から22名、光明台北小学校区から14名が参りまして、総計36名が南の方で保育しているのが実態でございます。

そこで、この問題につきましては、先ほどもお話がございましたが、現在13校区やっております中で、4つの校区についてはプレハブを利用いたしております。

この経過につきましては、先ほど社会教育課長が説明をいたしておりますので省かせていただきますが、この問題につきましては、天堀議員さんも御承知のように、去年ですが、昭和62年の12月16日の日付で請願も出されております。これは代表者が日野さん外766名の署名をもって請願が出されたわけでございますが、これにつきまして、私どもが所管をさせていただいております厚生文教常任委員会にこの請願について御審議を煩わせてまいりました。私どもといたしましては、それにつきまして、私どもの考え方を説明を申し上げる中で、慎重御審議をいただきまして、御採択をいただいて今日に参っているというのが実態でございます。

しかしながら、請願が出されるということは、それぞれ校区にお住まいの御父兄方々の御意見、非常に重要な御意見であるかと私も考えておりまして、天堀議員さんがいろいろおっしゃっておりますけれども、この御意見を無にせず、ひとつ真剣に、ただいま質問がありました内容については、非常に建設的な御意見をいただいているものとして、今後考えてみてまいりたい、かように考えております。

○ 25番（天堀 博君） いい方にとりたいんですけどね、教育長さん、今の御答弁は。いい方

にとって私なりに解釈したら、ここ2～3年のうちには、空き教室ができなったら、何かほかの方法でも対処しますよと腹に思われて、御答弁をいただいているんじゃないかと思うんですが、そこまではっきり理事者の方に答弁をさせるというのは、議長、酷かもわかりませんが、少なくとも私が申し上げていることについては、非常に建設的な御意見だというふうに言っていたいでいるわけですね。

ということは、そういうことで趣旨に沿うように検討していきたいということですから、国の方からも学童保育、そのほかも含めて5点ぐらいの、こういう関係の事業を行うことについての補助金を出すことでありますとか、いろいろなことも、実際には昭和51年からスタートしてきているんですね。そういうふうなことを含めまして、やはり国もやらなくちゃならんということできているわけです。

私は再度申し上げておきますと、先ほど課長は苦しいからそういう答弁になったんだろうとは思いますが、個人攻撃をする気も何もありません。しかし、教育委員会としてやはり胸に置いておかないかんの、どこかのプレハブが、教室が余ってきたからそれを持ってきたんだ、それで済んでいるんだというふうな考えは、これはもう絶対にやってもろたら困るんです。国のそういう通達、通知を含めて、あるいわ先ほどから申し上げましたいろんな憲法やとかその他の趣旨からいまして、健やかな子供を育てていくということから、留守家庭児童会の設置は、特にこの地域では現に北小学校区の子供さんを措置しているわけですから、必要だと認めているわけですからね、ここではそういう危険な状態もありますから、ぜひとも北小学校そのもので早期に実施をしていくと。

そのためには、それはいろいろあるでしょう、請願採択の経過もあります。しかし、その中では委員さんもそれぞれ意見を言っておられて、最終的な結論として採択をされた。本会議では、委員長報告は、採択だから採択ということになっています。その辺のいわばあやというものがあるわけです。だから、十分その辺も考えていただいて、教育長さんの答弁は、そういうふうに私は解釈をさせていただくと。何も2～3年先に延ばすということじゃないですよ。しかし、できるだけ速やかに対策を立てるという気持ちなんだということ、これは確認だけしておきます。

○ 教育長（西川喜久君） 天堀議員さんの御意見、慎重にひとつ受けとめたいと、かように考えております。

○ 25番（天堀 博君） 終わります。

○ 議長（田中昭一君） 次に、7番・赤阪和見君。

（7番・赤阪和見君登壇）

○ 7番(赤阪和見君) 7番・赤阪です。最後の質問になりますので、理事者におかれましては明確なる御答弁をお願いいたしたいと存じます。

まず最初に、窓口事務改善についてであります。市民サービス行政については、以前より再三再四質問させていただいておるところであります。その後どのように調査検討され、結論を出されたのか、前回に引き続きまして質問させていただきたいと思っております。

現在、市民課の窓口として取次所が3カ所設置されております。それなりに利用されているというものの、市民、住民からすればかなり不便なものとなっているのは、前回にも述べたとおりであります。

朝申し込んでおいて、もう一度屋過ぎに取りに行くといった具合に二度手間であり、早急に必要なときは取次所では役目を果たさず、わざわざ市役所まで時間をかけて取りに来なければなりません。

このような問題は、和泉市は非常に細長い形状をしておりまして、距離的に見ても、山手からは市役所がかなり遠くにあることに加えて、南海バスの本数が非常に少ない、利用の便が非常に悪い状況になっております。今申し上げた実態を考えますと、何らかの行政サービスの向上を図る必要性が大であると思っております。

特に、私は数回にわたり窓口事務について各先進都市を視察してまいりましてけれども、例えば前回は出させていただきました東京の東村山市などでは、実施している移動窓口などを見ますと、ファクシミリにより即時交付が行われております。現在、本市で実施されている事務取次所では不十分であると言わざるを得ません。

以前提案しました移動バスによる移動窓口、その提案を受けていただきまして、予算計上を本年度においてされました。その予算計上の中から、その研究のために、窓口事務改善研究会が関係次長、課長級、職員で設置され、研究されてきたと聞いておるところでありますけれども、研究委員会の検討の結果についてどうなったのか。またどのように具体的に移していくのか、お聞かせ願いたいと思っております。

2点目の環境保全条例実施の問題点についてであります。この条例は、昭和57年施行から6年経過し、それなりに成果も上がっていることと思っております。この点いかがでしょうか、まずもってお答え願いたいと思っております。

1点目の公共機関設置の看板の整理についてであります。市内全域を通じて言えることであります。公共機関が設置している看板、例えば交通安全関係、和泉警察署、交通安全協会、交通安全公害課、各小学校のPTA、町会、自治会等々が設置している安全を呼びかけるもの、また、各公共施設への案内板が随所に立てかけられていますが、大半の看板は道路敷に立てられたもので

あります。

本年9月に施行されました和泉市議会選挙におきまして、日本共産党が設置したと見られる政策宣伝看板が市内幹線道路上、電柱等々に放置され、市選挙管理委員会が撤去、また日本共産党からの抗議により陳謝並びに再度設置するということがありました。また後日、市内一掃清掃車の収集車にこの政策宣伝看板が載っておりましたが、このような問題、また、映画「モモ」のお知らせポスターであります。主催東北教職員組合青年部会だったと思います。後援和泉市教育委員会と書いてありました。有料であります。この電柱には、他にキリスト教のクリスマス会のビラ、光GENGIの公演ポスターも段ボールに裏打ちされ、御丁寧に「行事が終われば撤去します」と書き添えてありました。

このような実態を踏まえてお尋ねいたします。

1、公共機関の看板について、形態並びに設置場所を考え、整理する考えはないのかどうか。  
2点目、政策宣伝看板については、公職選挙法にいう違法性はないが、環境保全条例の規定に違反していたと認められるかどうか。

3点目に、市機関の後援する行事のポスターがこのような実態では、この環境保全条例が市民はもちろんのこと、市として全くの理念条例の前の問題であると思いますが、市長はいかがお考えか、お尋ねいたします。

2点目の空き地の管理実態と対策についてであります。最近の地価高騰の実態から、土地所有者の移動、管理者の変更等で、実態の把握が大変な作業の中、担当者の皆様には大変御苦勞をおかけいたしております。今まで地主不明もしくは連絡不通、約束不履行等で、空き地管理不適正なところはどれぐらいあったのか、お答え願いたい。

また、以前から申し上げております中央丘陵開発周辺、信太山自衛隊駐屯地周辺は、どこへどのように市として指導されているのか、お答え願いたいと思います。

3点目の近畿自動車道クリーニング工事建設についてであります。この件は公害発生施設の疑いが懸念され、地元住民の人々が市の対応に対し大きな注目をしているところであります。私は環境保全条例第2章 公害の防止第1節から第6節が素直に守られ、守らせることができるのでしょうかと疑問を持つものであります。前の(1)、(2)の実態から、事前条例という状態で予測される公害の防止ができるのでしょうか。理事者において公害防止可能であると言われるならば、的確なる言明をしていただきたいと思っております。

4点目の放置自転車対策については、以前の質問で数々取り上げましたが、環境保全条例では、放置されている自転車については、関係行政機関と協力して移送することができる。また、一定時間保管した後、申し出のないものについては、これを処分することができる、とありますが、

今まで何台ぐらい処分対象になったのか、月平均何台ぐらいになるのか。いかに消費時代とはいえ余りにももったいないということでもあります。他に有効な方法がとれないのか、お考えがあればお答えを願いたいと思います。

緑化については、保護樹木の実態はどのようになっているのか、府の保護樹木もあわせてお答え願いたいと思います。

緑化の推進第54条に、市長及び公共等の場所の管理者は、緑の確保に資するため、その管理する場所における緑化計画を定め、樹木等の植栽に務めなければならない、とあります。以前、新築造の幹線道路中央線についても苦言を述べたところでありますが、市の築造する道路と公団、民間等に造成させる道路との格差が余りにもあり過ぎるのではないかと。その点担当部局はどのように認識されているのか、また市長初め理事者の緑化に対する決意のほどを披瀝願いたいと思います。

最後に、河川水質保全についてであります。中性洗剤の使用、食用油の廃油の不適當処理され、流されることによる河川の汚濁は非常に憂うものであります。また最近、人員派遣業者による宿泊施設が建設され、常時100人前後の生活をしております。場所は調整区域でもあります。蒲田町でもこのような施設ができていくようにも聞いております。生活雑排水による問題がないのかもあわせてお答え願いたいと思います。

以上、質問要旨の説明を終わります。答弁いかんによっては自席からの再質問の権利を留保して終わります。

○ 議長（田中昭一君） はい、答弁。

○ 企画室長（稲田順三君） それでは、1点目の窓口改善につきまして稲田よりお答え申し上げたいと存じます。

窓口事務のサービス向上につきましては、先生からの過去その不十分さを御指摘いただく中で、私どもといたしましてもその必要性も痛感いたしておったところであります。

本年5月には窓口事務研究委員会を設置し、鋭意研究を重ねてまいりました。その研究内容を申し上げますと、7月には東京都内の東村山市、小平市、三鷹市の3市について視察を行い、続いて8月には大阪府下の堺市、柏原市、岸和田市の3市を視察してまいりました。これら自治体の移動窓口と固定窓口である出張所についての実態を踏まえながら、そのメリット、デメリットについてたび重なる研究会を開催し、十分検討、研究を重ねてまいりましたところでもあります。

その研究の結果といたしまして、バスによる移動窓口は、一定の範囲の交付事務を補完する意味では大変有効な方法であることが理解できたところでありますけれども、職員配置、諸経費等の問題もあるところから、当面は、現在の取次所を即時交付できる内容に、年次を追ってその機

能を整備し、業務内容を充実すべきであるという結論に達した次第であります。

将来的には、即時処理、即時交付のできる広範囲な業務内容を受け持つ出張所を設置することが最も理想的な方法であるという立場から、階段を追って窓口サービスの向上に努めてまいりたい、このように考えている次第であります。

- 7番（赤阪和見君） 今の答弁の中で、先ほども言いましたように、移動バス、移動市役所というネーミングで提案いたしまして、ことしはその研究費をつけていただいたということで、私自身も1つの大きな成果であったというふうに感じておるところでございます。

ところが、前回の一般質問の中で、他の議員さんからいろんな形が言われました。私は何もそういう意味じゃなかったんですけども、85平方キロ、山間部も合わせてですけども、あります。そういうところでやるならば、よそと比べてということじゃないですけども、一丁目、二丁目、三丁目というような具合で東村山ではやっている。そんなことを和泉市ができるかということの話がありましたもので、そういう考え方じゃなしに、例えて言うならば、横山で移動事務所を月曜日なら月曜日の朝から、昼からは南池田におる、こういうふうにすれば横山から南池田へ来てとれる。こういう形で、85平方キロを網羅できるような形というのを提案したわけがあります。

ただ、今の答弁を聞いてみますと、そういうことじゃなしに、メリットもわかるけれども、デメリットというのか、予算的にも、人力的にもということで、その中でひとつ一歩前進した答弁を今いただいたんじゃないかなというふうに再度確認するわけですが。

今、バス等々であれば、2日に一遍2時間という感じが最低限度だと思います。しかし、そういう場所を云々するよりも、8時間、また市役所のあいている時間が、8時間に近い時間が常にあいて、そこで即時交付できるような取次所を考えておられるのか。それを年次計画というふうにおっしゃっていますけれども、新しいところというのも、前回にもお願いもいたしておりますし、そういう点の新設、3カ所でそれですべてよしとされるのかどうか、そういう点をあわせてお聞かせ願いたいと思います。

- 企画室長（稲田順三君） 再質問の件でございますけれども、1つは、考えておりますのは即時交付についてであります。研究会の結果を受けまして、事務取次所にファクシミリを設置し、市民課と電話回線で結びまして、交付事務の即時交付を行ってまいりたい、このように考えておる次第であります。これによりまして市民の皆様方へのサービスが非常に向上される、このように考える次第であります。

また、内容につきましては、当面は、最も交付件数の多い住民表なり、印鑑証明、戸籍につきましてまずやっていきたい。それから業務の拡大につきましては、今後の検討課題ということに

させていただきたい、このように考えるわけであります。

また、市役所あるいは現在の事務取次所までに非常に遠いという問題があります。この改善につきましても、1つは、新たな取次所の設置が必要であろうと、このように考える次第であります。

実施時期につきましては、整備に要する経費の問題もあることから、来年度中には、現在の取次所の一部につきましてファクシミリの導入を図ってまいりたい、このように考える次第であります。

- 7番(赤阪和見君) ファクシミリという話が出ていましたけれども、これが出てくると、以前から言っている、助役さんからも答弁を以前にいただきましたけれども、コンピューターの端末を考えておられるのか、ファクシミリだけを考えておられるのか。

というのは、コンピューターがすべてに今、下の方では、全庁舎の中でどこからでも引ける、また税の関係も国保の方でも引けるというふうに考えて、そのためにNEC一本化を図っているんだというような形の答弁が以前にあったわけです。そういう点で、電話回線を通じてファクシミリだけなのか、そういうすべて網羅できるような方向性でいくなれば、この際、コンピューターということで端末機を設置されるのか、そういう点だけ再度。

- 企画室長(稲田順三君) 確かに御指摘の点は我々としてもわかるわけでありましてけれども、当面の出発として、まずファクシミリで即時交付できるような体制をとっていきたい。今後の課題として、先生御指摘の部分までいきますと、職員の充実なり、出張所問題、業務の問題を含めまして必要になってきようかと思えます。そういうことで、とりあえずは事務取次所の強化、充実ということで出発したい、このように考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思えます。

- 7番(赤阪和見君) あと意見だけですけれども、こちらの提案いたしましたバスによる移動という形の中で、そういう点では、南横山方面というのは非常にバスの便も悪い。また横山でも非常に悪い。また光明台の方でも悪いし、いろんな形の中でこちらの松尾の谷の方もいろいろと言われると思えます。7カ所も、8カ所も、10カ所もというふうな形があると思えますけれども、一歩前進した中で方向性であるならば、こちらの移動バス云々の話は、結局は市役所窓口、7時間、8時間の開設ということにするならば、そういう点では一歩前進じゃないかと思えます。

しかし、これとて、ファクシミリだけでは補完できるものは、電話での間違い等々もあろうと思えます。そういう点での、逆にいえば、受ける側のこちらの体制が非常に厳しいものがあるんじゃないか。二重投資になるんじゃないか。端末機をその取次所に入れることによって、二重、

三重の投資が余計少なくなる。人力的な張りつけからいえばね。そういう点を考えて、来年度というめどをつけていただいたならば、その開設をすると同時に、今ある機器をしっかりと利用できる範囲をといたために以前入れたという経過を私たちは聞いていますし、電話機のNECの問題でもそのように聞いておりますので、そういう点での話からすれば、充実した内容にというふうに希望しておきます。

○ 産業部次長（赤田信君） 公害関係の御質問に対しましてお答えいたします。

まず第1点目でございます。環境保全条例の効果でございます。この条例によりまして、市全般の窓口にわたりまして、各課で担当していただいております専門の部分におきまして、それぞれの行政指導を行っているものでございます。その成果につきましては、あらゆる面で成果が出ておるものと思っております。

それから次の第1点の御質問でございます。公共機関の看板の件でございます。この件につきましては、場所とか形態につきましては、関係者と十分協議を行ってまいりまして、まちを少しでもきれいになるような形の看板を設置するよう努力いたしたいと存じております。

第2点目の問題でございます。看板の撤去の件でございます。環境保全条例でどうかということでございますが、この件につきましては、環境保全条例の趣旨を生かしまして、府道、市道、電柱等の看板につきましては、管理者において掲示責任者等に撤去するように申し入れを行ってございまして、和泉市内屋外不法広告物等撤去対策協議会によりまして年数回の一斉撤去とあわせまして、看板の撤去を行ってまいりたく存じております。

3点目でございます。ポスターの実態と保全条例でございますが、催し物等一時的看板は、関係課が連絡をとる中で、もしその掲示責任者等が前にわかりますときには、十分説明を行いまして、このようなことのないよう努めたく考えてございます。

次に、近畿自動車道クリーニング工場等の件でございます。近畿自動車道につきましては、近畿自動車道の設計時点で、国基準を守った設計を行って設計書を出してきております。われわれは国基準を守って設計しているからそれでいいというものではございません。それらのあらゆる点を点検いたしまして、なお一層付近環境を守るべく努力いたしたいと存じております。また、クリーニング工場につきましても、同じく環境保全条例では、施設設置の事前協議等におきまして事業者と協議するとともに、国、府の基準を見ながら、地域の環境を守るべく御指導申し上げたいと存じておりますので、よろしく願いいたします。

次に、放置車の件でございます。この放置車につきましては、年6回の撤去を行いまして、1回に約400台を移動いたしております。その返還率は約60パーセント前後でございます。400台掛ける6回、2400台を移動するものでございまして、そのうち廃棄するのはどれくらいか

ということでございますが、約1,000台近くになります。月に直しますと80台でございます。

最後の問題でございます。再利用の件についてどうかということでございますが、再利用の点につきまして、前々から研究、調査等を行ってございますが、放置自転車の所有権の移転と、それからまた整備、返済の作業等いろいろ問題がございますので、まだ再利用という段階には至ってございません。

それと、一番最後になります。河川の汚染の関係でございます。先生御指摘の宿泊施設の排水は、環境保全条例等でどうということは明らかになってございませぬが、一般家庭と同じような指導となります。ただし100人以上でございますので、家庭の雑排水といいましても、一家庭から出るものよりも、さらに大量のものが出るものと思っております。それらにつきましては、十分にわれわれは監視等を行います上で御指導を申し上げたいと思っております。以上よろしくお願いいたします。

○ 議長（田中昭一君） 次。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） 空き地の管理実態と対策につきまして、環境衛生課岸田よりお答えさせていただきます。

昭和62年度の空き地繁茂に対する雑草に関しまして、寄せられた苦情は28件ございます。このうち地主不明、連絡不通、約束不履行等の件数は、正確にはその数は把握しておりませんが、約3割程度でございます。また、中央丘陵開発区域の周辺区域は住宅・都市整備公団和泉開発事務所、自衛隊演習場は信太山駐屯地にそれぞれ環境保全条例の趣旨の説明を行い、できる限り対応をお願い申し上げている次第でございます。

以上でございます。

○ 議長（田中昭一君） 次。

○ 都市整備部次長（松林 保君） 4番目の緑化についての保護樹木につきまして、公園課松林より御説明申し上げます。

まず、保護樹木の指定であります。指定基準は、樹木の地上から1.3mから1.5mの高さで、幹の周囲が1.5m以上となっております。現在、このような保護樹木等の指定の申し出がありませんが、本年当初に幹の周囲が約2m以上と思われる樹木を調査いたしました結果、約30本があるものと思われます。しかし、所有者等の調査は行っておりません。

指定に関しましては、やはり維持管理が一番大変ではないかと思われま。この近辺では、府道と泉南線沿いの河合歯科医にクスノキがありますが、周辺住民からの日陰の問題からか、現在、丸坊主になっております。今後、これらの点につきまして、所有者の意見、周辺環境等を調査をしながら、諸条件の合意があれば保護樹木の指定もできるものと考えております。

また、公共施設内とか、神社、寺等につきましては積極的に条件整備を行い、できる限り指定をできますように努力したいと存じますので、よろしくお願いいたします。

次に、府の指定につきましては、天然記念物として指定を行っております。現在、府下、67物件のうち、本市では5物件が指定されております。

以上、簡単ですが、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（田中昭一君） 次。

○ 建設部次長（谷 俊雄君） 街路樹につきまして、道路課の谷よりお答えいたします。

現在、本市の街路樹は路線数にして25路線、延長にいたしまして1万8,733メートルございます。街路樹を植える場合に、樹木の選定といたしましては、樹形が美しく、そして成長が早く、移植が簡単、また病害虫にも強く、大気汚染にも強いと、こうした木を植えているわけでございます。

先ほど公園等が植えたのと市の植えたのと格差があるじゃないか、こういうお話でございますが、公園、民間等がした場合、住宅開発により植樹をしておるわけでございますので、先ほど言った木の選定に加えて、住宅の販売の関係上、美観上の点も考慮したり、また部分的には少し大きい目の木を植えている、こういったようなことから若干格差が生じているところでございます。

市の場合は、補助の事業で植え込みをしておりますので、そうした範囲内でやっていると若干の格差が生じてございますので、今後は、管理の中で良好な木に育成していくべく努力をしたい、このように考えております。

○ 都市整備部次長（松林 保君） 緑に対する決意ということでございますが、緑化推進につきましては、昭和62年度に財団法人和泉市公園緑化協会の設立と同時に、緑化啓発事業といたしまして、市内公園の枯れ木状態の調査を行っております。市の木でありますクスノキを、毎年約1,000本から1,500本を基準としまして植栽を計画しております。公園が完了いたしましたから、学校、公共施設等にも植栽を行っていくよう考えております。また毎年、府よりの緑化樹の配付を利用いたしまして、各町内会、市内学校等へも年間約5,000本前後の緑化植栽を行っております。今後も協会を通じまして緑化啓発を行いたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○ 7番（赤阪和見君） 全体に非常に不満な答弁で、特に公共機関の看板について、これ結局、つけ放題ですわ。P.T.A.がつける、先ほど言いました関係機関——消防署さんもつける。顔を見ているから言うけれども。そらもうむちゃくちゃです。

ああいうのは、そうしたら1つ聞きますけれども、安全協会、警察がどこの許可をもらって道路へ立てているんですか、電柱へ立てているんですか。許可はあるんですか、ないんですか。

- 産業部次長（赤田信信君） 交通公害課赤田お答えいたします。

先ほども申しました、府道は府、市道は市、電柱は関西電力、NTTの……。

- 7番（赤阪和見君） いや、許可を出しているのかどうか、市が。
- 産業部次長（赤田信信君） その管理者において許可はありますが、市、私どもから許可ということはございません。
- 7番（赤阪和見君） 電柱がありますね、ここへつけば市ですか。上へくれば電電公社ですか。

- 建設部次長（谷 俊雄君） 道路課の谷よりお答えいたします。

道路上にそうした看板とかポスター、これは現在のところ一切許可しておりません。したがって、電柱によくポスターが見かけるんですけれども、これは恐らく関電に了解を得たというのでなしに、ほかでやっているものと思います。

- 7番（赤阪和見君） そうしたら、市の交通公害課、警察、交通安全協会、それに各小中学校のPTA、これらの立て看板——危ない、飛び出し注意とか、ヘルメットを着ようとか、そういう看板をきっちりした基本的なものをつくってもらわんことには……。

あれが許可なしに立てている違法看板ですよ。ただ、これは行政と行政ですからね、1週間ほど前から出ている西宮の癒着じゃないですけれども、現実的には、じゃあないやろ、これはこういうものを市民に、また交通者に関して注意を促すものだから、いいだろうという感じで……。

ですから、巧妙な範囲で下に、どうですか、財産価値のある看板というんですか、何々小児科、交通安全と下を書いて、それで何かどこかで許可もらったような、許可もらわんようなね。結局、皆さん方の錯覚じゃないんですか。捨て看板、どんどん集めてますけれども、あの看板、一枚たりとして車に取って集めていることは見たことはありませんよ。

ですから、私が言うのは、こういう看板をつけるんじゃないしに、全市的に、この際和泉市を美しくしようとするならば、電柱に巻きつける、下の方に巻きつけるやつとか、いろんな形の形態はあります。もしそこへ本当に交通安全のいろんなものをするならば、するようにポールを立てて、きしっとしていついかなきゃならない。そうでないと……。こんな乱雑なことをやっているから、政策宣伝用の看板について、これとて即云々じゃできないんでしょう。選挙の問題じゃないです。選管はああいう形で認めているわけですから、私らもそない思います。なるほどそうでしょう。選挙違反とかへつたくれの問題じゃない。

環境保全条例にあの看板は抵触しておったのか、しておらないのかを聞いているんです。その

点、抵触しておったんですか、おらないんですか、どっちですか。

○ 産業部長（松村吉堯君） 端的な御質問で痛み入りますけれども、この看板につきましても、先ほど私どもの次長もお答え申し上げましたように、それらの設置してある場所の許認可という問題につきましても、先ほど御指摘いただいて痛み入るわけでございますけれども、この看板そのものが政党の政策宣伝用の看板でございまして、俗にいう捨て看板というものと同一視しがたいという中で、非常に微妙な問題はございますけれども、そうした考えの中で、この保全条例に抵触するかどうかという問題については、非常に解釈にしんどいものがございますので、御了解をいただきたいと思えます。

○ 7番（赤阪和見君） それじゃ、ここへ持ってきたときに、一斉清掃デーのときに積み込んできたのはなぜですか。倒れてあったから拾ってきたんですか。すべてを取ったんですか。

○ 産業部次長（赤田信信君） 交通公害課赤田お答えいたします。

一斉撤去のときに取っておりますのは、先ほど申しましたとおり、府道敷、市道敷、電柱、電電柱に取りつけたものを一斉に撤去したものでございます。

○ 7番（赤阪和見君） それは、そうしたら違反だから取ったんですか。じゃまになるから取ったんですか。

○ 産業部次長（赤田信信君） 御答弁申し上げます。

違反とかそういうあれではなしに、中に大きなものであれば交通の障害になっておるものもございまして。それと美観を損ねているもの、そういうことで、公共施設と申しますか、府道敷、市道敷、電柱等に取りつけたものを撤去いたしましたものでございます。

○ 7番（赤阪和見君） そしたら、ある目的で、私的であれ、公的であれいろんな感じでね、管理者は一切許可しておらないというんですね。管理者は許可しておられないというのは、違反なのかどうか。

ここに51条で、「義務 誰人も屋外において広告物により広告宣伝行為を行うに当たっては、通行、美観、風致を害し、または公衆に危害を及ぼさないように努めなければならない」というふうにあります。公衆に危害を及ぼさないように通行、美観、風致を害し、ということは、歩道はそういうふうな形、また電柱、電電柱は看板を設置するためにあるんじゃないという目的外私用ですね、そうですね、そういうふうな「通行、美観、風致を害し」という害しに当たるわけですか、当たらないわけですか。

そしてまた、52条に、市長は「前条の規定に違反していると認められる者に対し必要な改善措置をとるよう指導することができる」と、この条例ではなっております。

あなたは市長の代理として答弁している以上は、しっかりとした答弁をしてください。

- 産業部次長（赤田信信君） 御答弁申し上げます。

電柱とかそういうものの撤去につきましては、和泉市内不法広告物撤去協議会が協力して取ったものでございまして、違法性とかそういうまでもなく、無届で立っている看板ということで取らせていただいております。

- 7番（赤阪和見君） 無届は違反じゃないわけですね。違法じゃないわけですね。無届だから取ったと。違法という言葉を使わないわけですね、あなたは。ここには、「市長は、前条の規定に違反していると認められる者に対し……」。

あなたは今回の選挙戦の中手、そういうふうな形で各政党に注意を促しましたか。

- 建設部次長（谷 俊雄君） 道路課の谷からもちよっとお答え申し上げます。

設置してあるものが大体道路上に置いてあるわけですから、法的にはすべて、そういう看板とかポスターとかは許可を受けなければならない、こうなっておりますので、許可を受けてないものはすべて違法だと。なお、こうしたものについては、道路法だけでなく、大阪府の屋外広告物条例、こういった法律、あるいはまた、道路交通法にもやはり許可を受けなければならない。さらには、和泉市の環境保全条例の件もございしますが、こうしたことをミックスして看板を撤去しているんです。

先ほどの選挙のときの看板につきましては、私どもが気づいたときに、早急に撤去してほしいと、こういう申し入れをいたしました。

- 7番（赤阪和見君） 違法ですよ、違法ですよ。違法を認めますね。

そのようなものが違法であって、じゃあ、ヘルメットを着用しようとか、公共施設、公共機関が設置する看板は違法でないということも言えないと思うんです。

そこで私は、今回の質問の中で、しっかりとした形態の中でできるようにしようと。PTAが子供たちの安全のために一生懸命看板をつくって、また自分らの小遣いを出しあってそういう看板をつくっております。そういう点も、しっかりとした市の行政立場の上から、また、安全、美観、通行のじゃまにならないような形の中ですとという基本的な考えを、自治会、PTAにもそれなりに訴えていかなきゃならない。そういう点においては、多少たりともこの環境保全条例遵守に対するお金も必要じゃないだろうかというふうに思うわけです。

そういう点では、電柱、電電柱、または標識等をしっかりととりようさせていただきながら、それに見合うような形態のものを今研究していく気持ちはないかどうかをお聞かせ願いたい。それが1点。

それともう1つ、「モモ」という映画ですけども、これも市教育委員会が後援いたしております。有料です。このような看板がぱつと張られる。教育委員会だからいいのかなと思うわけで

す。その横にクリスマスのあれだ、また光GENJIの公演ポスターだと。これらの2つのポスターには、「公演が終わればすぐ取り外します」と書いてある、わざわざ。ああ、これやったら許可をもらっているのかなという、3枚のポスターが張られているわけです。

これも1つの、環境保全条例を市行政としての形、そういう公演する団体が後援者の名前も入れて書かれるというのは、非常にこれも1つの大きな問題である。こういう点も、今後の方向性の中でしっかりと管理、監督、また啓蒙の仕方等に十分注意してもらいたい。その2点。

- 産業部長（松村吉堯君） 公共機関の掲げます看板あるいはポスターにつきまして、先ほど私どもの次長の方からも一定の答えを出していただいたわけでございますけれども、確かに、こうした交通の非常に激しい険しい中で、いろんな形の看板、御指摘のように出ているのが事実でございます。そうした中で、これらの設置する団体も多岐にわたってございますけれども、少なくとも私どもの、先ほど申し上げました広告物の対策協議会に属するメンバーの中にも、警察なり、教育委員会、あるいは関西電力、いろいろございますけれども、これらの人たちを含めまして、また私どもの担当の方でも案をつくりまして、一定のたたき台をつくりまして協議する中で、お説のような一定の基準というようなもの、あるいは形というものを考えてまいりたい、このように存じますので、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思うわけでございます。
- 7番（赤阪和見君） そうしたらひとつ、検討課題の1つにそれを加えていただいて、今後すっきりした街並みを築いていただくようにしていきたいと思っておりますので、そういう点もよろしくお願いします。

次に、あなたのところで答弁していただきました近畿自動車道クリーニング工場建設について、これにはいろんな形の中で、国の基準があるから、またそれだけじゃなしに、もっとしっかり守れというふうに言っていくのだ、というふうに答弁がありました。

しかし、本四架橋のあの85ホンの騒音問題にしても、あれもなかなか電車をとめるところまでいかないんですね、一たん走り出すと。そういう点での懸念というのはあるんです。そういう点で、先ほど理事者において公害防止可能でありと言われるならば、的確で結構です。もうごちゃごちゃ言いません、それは間違いなしに、市の責任できしつとやらせますと。もうそうでなければ、条例にあるように、通行を禁止するとか、そういう形のものを書いてますね。

環境保全条例の第18条 市長は「自動車等の通行に伴って発生する排気ガス、騒音及び震動によって市民の平穏な生活が妨げられると認めるときは、関係行政機関に対し自動車等の通行禁止、制限または道路の改善等適切な処置をとるよう要請するものとする」とあります。結局は、反対する市民の側も、市の立場が余りにもあいまいなために、よけいな不安が増長しているんじゃないかというふうに思うんです。

ここでは、僕は内容について詳しくどうのこうの云々は避けまして、この条例にあるように、市長はそのような公害がもし——もしですよ、数値を上回るような公害が発生し、その周辺の住民がいたたまれないというような形の中であるならば、適切な処置を市の責任を持ってすると言われるのかどうか、その点だけお答え願いたいと思います。

- 産業部長（松村吉堯君） 基準等の問題でございますけれども、確におっしゃるように、国の基準を私どもは行政でございますので無視するわけにはまいりませんが、それによって、瀬戸大橋の問題ということも今御指摘があったようなわけでございます。したがって、私どもは先進いたしております、現在開通いたしておりますいろんな国に類似するような道路の研究というものもいたしまして、それらの実態数字というものを知の中で、昭和75年の予測値というものの中でこの公害というものを基準内におさめるということでやってまいりました。

したがって、現在の段階で、予想値の上ではこれで予防はできる、このように考えてございます。これは人間のすることでございますから、予想値の上でございますから、もし万一その開通後において、われわれの中でもそういう障害が起こってきたということであるならば、それに対する改善措置というものもあらかじめ考えまして、現時点でも、そうした対策については追加措置もあり得るということを公団に申し入れ、公団もそうした問題については対処するというお約束をいただいております。

以上でございます。

- 7番（赤阪和見君） お約束というのは文面ですか、それとも口頭ですか。
- 産業部長（松村吉堯君） 現時点では、いろいろと折衝していく最中ございまして、それらのお約束というものは口頭でございますけれども、最終的には文書にしたい、このように思っております。
- 7番（赤阪和見君） それじゃ、クリーニング工場ですね、先ほど赤田次長から答弁もありましたけれども、環境保全条例で規定するところの1時間何リッターというあの話は、建築時点のときには全くなかったように——あなたところの話もなかったし、向こうからもなかったように聞き及んでいるんですけども、その点はどうですか。
- 産業部次長（赤田信信君） 交通公害課赤田お答えいたします。  
クリーニング工場の件でございますが、これは確認申請が出ると同時に、私たちの方へこのような建築確認諸が出ていますということで合議が回っております。そこから始めまして、私どもは公害関係の件につきまして、保全条例に従いまして、個々予想されるものについて、機械の設置等について協議申し上げていくものでございます。
- 7番（赤阪和見君） この2点につきましては、先ほどから言うように、結局市の行政の公害

防止に対する態度、また市民に対する安全を確保していくというような態度が、やはり必要性が大きなものがあると思います。

そういう点では、市職員の担当部局の皆さん方の確信が市民を安堵させる場合もあるし、逆にいえば、あやふやな点が大きく火に油を注ぐような結果となると思います。そういう点では、しっかりとした態度をもって対処をしていただきたい。そしてまた、市民に対するしっかりした態度というんじやなしに、関係する相手に対して、市行政の中で市民を守るという立場を堅持してもらいたいというふうに要望しておきます。

次に、放置自転車の質問でありますけれども、以前から所有権がどうか、あれを売ったら盗難云々というふうな形で、答弁は百日一日のごとくされていますけれども、よその市では、それを駅前で貸してあげたり、またシルバー人材センターの大きな生きがいの場に提供したり、こういうのは以前からやっているわけです。そういう点で、いまだに和泉市では所有権の問題だ、云々だと言っていること自体が非常に勉強不足じゃないか。

1カ月に平均大体80台が処分される。まっさらの自転車もあるわけですよ。盗難を受けたやつがほうってあって、そのままというやつもあると思いますなるほど取りにこない人もあると思います。そういう点で、積んで帰る古鉄屋さんの車を見たときに、われわれ自体が、ああ、もったいないというふうな感覚を受けるわけです。そういう点での感覚をもっと今大事にしていく時代じゃないかと思うんです。そういう点で、前から同じ答弁じゃ納得できませんわ。

そういう点でもっと、有価物として、また利用価値の大なるものをそこに見つけていってあげるのが、放置自転車に対する愛情じゃないですか。

- 産業部長（松村吉堯君） 放置自転車の処分問題につきまして、非常にもったいないという点では同感でございます。私どもも非常に物の少ない時代に育った経験を持ってございます。

何とかこれを再生できないものかということで、今御指摘のありましたように、他市へも私も研究に参ったことがございます。それらの再生に対するいろんな問題点というのも、先ほど次長の方から一定お答えしたわけですが、これらの所有権とか言われるような問題につきましては、警察の見解も、現在のところ一定化していない。所轄によっては非常に見解が違うということもございます。また、技術的面におきましても、私の参りました研究の範囲内では、具体的に申し上げますならば、これらの自転車の再利用の方法としては、シルバー人材センターの1つの独自事業としての中に繰り入れてのリサイクル、こういうふうな形が非常に多うございます。

先日もシルバー人材センターの皆さん方と一緒に、この問題をこれから研究するという意味合いにおきまして、先進都市の方へも参りまして、それらの体制というものも考えていただくということで、研究もしてまいりました。いろいろと前段で処理しなければならない条例等の制定

もでございます。それらの準備についても鋭意研究いたしてございますので、この問題についても今後続けて具体化するよう努力してまいりたい、このように思いますので、よろしくお願いいたします。

- 7番(赤阪和見君) 条例等の整備とは、どういうふうな条例ですか。この条例ですか。
- 産業部次長(赤田傳信君) お答えいたします。

自転車条例のことでございます。

- 7番(赤阪和見君) 今、健康というふうな形の中で世の中は動いていますし、自転車というのはもっと通勤という……。この前伺ったところによると、安く自転車を渡すと、またそれを放置される。そんなイタチごっこするんだったら……。安いから放置するのだと、こういう感覚で言われているような答弁もありました。そういうのでなしに、何もせんでも使えるような自転車でも、タイヤを切って、スクラップにしているわけですから、そういう点でのもっとも利用価値を見出していきたいと思います。

次に、空き地の管理状態等対策についてでありますけれども、30パーセントほどのところが、所有者のわからない、また約束が不履行だとか……。言っている間に枯れてきたり、いろいろあるわけですね。そういう点で、もっと市行政として何回か指導する中に、足らない、約束不履行のところは何とか処分できる方法はないのかどうか。

というのは、昔と違いまして、今はだんだん、ここ1年ほどで地価が高騰しております。そういう点では、まだもうちよい上がるだろうとっておいてあるところがいっぱいあるわけですね、家が建っている横に。光明台でもそうです。光明台の中にもそういうところもあるわけです。

で、転出だとかそういうところで、遠くの方が持つておられる。そうしたら、そういう点でははっきりしたシステムをつくりながら、シルバー人材センターはここですと。結局1平米何ぼだという料金表も送りながら、振り込んでくれと。こちらでちゃんと対処しますというふうな感じのね。結局、向こうも悪気があってほうっているんじゃないに、ただ電話で来られた、出張している、またどこへ行っている、かしこへ行っているということで、そのそこというのは非常に目立つものであります。

そういう、もっと前へ突っ込んだ管理方法を相手に対して……。和泉市民が困っているわけで、また、和泉市内の土地がそのように草ぼうぼうで、非常に枯れてくればまた危険性もありますしね。そういう点での管理をしっかりとできるような方向性の検討はできないものか。

そういう点が1点と、中央丘陵の開発周辺、また信太山自衛隊駐屯地の周辺ですけれども、中央丘陵の周辺は今後、工事がどんどんやっつけられるだろうし、今のところ、北の方はわりと刈られているように思います。しかし、中へ一歩入ると、まだまだ刈られていない北部の松尾寺に

抜ける方ですね、あこら辺では若干まだ残っているところがあるように思います。

そういう点は、苦情あるごとに対処してもらっていますけれども、信太山自衛隊の駐屯地周辺、特にそういう点で、これは行政の持って行き方だと思いますけれども、周辺10mなら10mの範囲で、ずっと何らかの形で買ってこれないか。そこに、草の管理をするんじゃないしに、緑地帯を設けて、市民の憩う場というんですか、このごろは自衛隊の周辺のところまで家が建っていますからね。向こうは市民に対して、空砲の音だとか、また最近ではヘリコプターが非常に飛んでいます。そういう迷惑をかけているわけですから、地域周辺を10メートルぐらいの区域でずっとお借りして、緑化を進めて、散策道とか、先ほど言っていた放置自転車をそこで貸す。サイクリングロード的なものを起伏のあるところでやる。こういうふうな方向性の提案ですけれども、これはもう答弁は要りませんけれども、また考えてもらったらありがたいというふうに思います。

空き地管理云々の問題と、最後の河川の問題、この点の答弁を……。

○ 市民生活部次長（岸田秀仁君） 約束不履行の点なんですけれども、私ども敷地内に居住されている方については、そういう件が非常に少ない。他府県に転出されている人について不履行が多くございまして、この件については、電話等々で再三、シルバー人材云々のことも申し上げまして、シルバー人材の電話番号まで私の方で登録して、そこで約束事を決めていただくように指導はしているんですけれども、他府県の方については私どもが思っているような進歩がないので、それについても苦慮しておるわけでございますが、シルバー人材にも連絡をとって、それなりの……。シルバー人材であれば、1時間当たり約1,000円ぐらいで雑草の処理をしてもらえるようにわれわれ聞いておりますので、そういう面についても鋭意努力してまいりたい、かように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 7番（赤阪和見君） その近所だけが困るわけだね。しかし、たばこの火等で枯れた草から出火ということも、これは消防さんでいろいろ守ってもらっていますけれども、よろしく願いします。

最後に、緑化河川の関係でありますけれども、特に市の計画道路等々には、先ほど予算の都合上、また補助金の関係でとおっしゃいますけれども、市行政が30年を超えました。全国の市町村を見ても、市制施行50年、100年となれば、そのメイン道路は大きな樹木が植わり、また本当に心のなごむメイン道路というのがあります。私も堺へ20数年前就職いたしましたけれども、あのときはまだ、あそこのフェニックスなんかはこのぐらいのものでした。もう今や相当な、20年たてば相当な立派なフェニックスになっております。まさかあそこまでなるとは僕自身も予測いたしませんでした。また、堺の刑務所ですか、こちら側にあるケヤキ通り、あそこは昔は刑務所通りという名前であったのが、最近、ケヤキ通りというふうに名前を変えようとい

うところまで、縁を中心にした名前に変わってきております。

和泉市イチョウ通り——中央線、イチョウの木が相当植わっております。これぐらいのイチョウの木がね。これ細いと言ったらなんですけれども、これぐらいのイチョウの木です。結局、昔と違いまして、今の交通量からいいましてこれじゃもちませんわ。これは懐へ入れるものであって、やはり目の高さ、せめて何cmですか、直径15cm、周り30cmぐらいですね。この前も話をしました。中百舌鳥の地下鉄の上にずっと天王寺へ行く道があります。今あそこで植えている木が、大体指の回る、目の高さこのぐらい、直径15センチぐらいの木になっています。おお、あの木、あないなるとは思わなかったというように中央線がなろうと思ったら……。あないなるとは思わなかった、全部枯れてしまったと言わなしようがない。せやから、せめて思い切って……。

ですから、公園もどこもかわいそうに、先ほどあれは売るためにやっているんだというものの、そうか知らんけれども、市もここへこのぐらいの木を植えというふうなことを言っているんですよ。わがとこがつくった道にはこんな木しか植えない。このぐらいの木です。だんだん細くなってきた、上がらなくなつてね。これじゃ縁を育てようというあれにはなりません。

今、目の高さ15センチぐらいの木を植えて、本当に僕らが、ぼちぼち杖をつきながら、そのイチョウの木の下で話してできるようなときに、ああ、こないなるとは思わひんだと言うようなね。今入れるお金はだんだんなくなるんじゃないしに、大きくなるんです、この縁は。そういう点で、縁を求める以上は、中央丘陵の開発とともに、中央丘陵に行くまで、また中央丘陵から和泉市の市役所に行くまで、本当に御堂筋のような立派な木が植わって、また、和泉のあその木はと言われるような名物にしてもらいたい。

きのう早速仙台ですか、光のファンタジーがつかしました。これは何キロにわたって40何万個の明かりを木の枝につけて、光のトンネルを31日までつくろうという発想であります。あの東北のいなかの中で、今大きな名物、あれを見にくる人がおるわけです。これも落葉した後の木の利用方法だ、地域の活性化の大きなものだと思います。

何でも置いておけば減ります。しかし、木は置いておいたら増えます。財産になります。今、御堂筋のイチョウ一本枯れたら、ちゃんと植えるように代替えを、全国にイチョウの木を大阪市は求めてあると、そのように言われております。フェニックスも今工事をやっておりますけれども、全部あれなりに、小さいものを植えていません、大きいものを植えています。それぐらいお金をかけても、縁というのはこれから大事な時代じゃないかなと思います。そういう点で、これは道路行政の一環ですけれども、緑化についてなんですが、今日は道路だけで終わっておきたいとおもいますけれども、決意のほどをお聞かせ願いたいと思います。

それと、中性洗剤、食用油の廃油、これらの対策についてもっと市民にPRしていかなければ

ならない。廃油を粉石けんに使用する方法だとか、そういうものも大きな運動として全国的に起こってきているようにも聞いております。そういう点でも、PRの仕方をもっと考えてもらえないかどうか、最後にお聞きして、終わりたいと思います。

○ 建設部次長（谷 俊雄君） 道路課の谷よりお答えいたします。

まず、2点ほどいろいろと御意見、また有意義な御指摘をいただいたわけでございます。和泉市で現在、街路樹で植えている木につきましては、現行では大体、値回りというか、樹の周りが15センチぐらい、直径にしていけば5センチ程度の木を実は植えておったわけでございます。もう少し大きい木をということに対して、緑の寄与にも促進しますので、可能な限り、そうしたことで今後取り組んでいきたいと思っております。

なお、将来、並木通りの、シンボリックな街路樹のお話でございますが、こうしたことも、これから幹線道路がたくさんできてまいりますので、そうした観点に立って考えてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思っております。

○ 産業部次長（赤田信信君） 中性洗剤等につきまして、交通公害課の赤田がお答えいたします。

この件につきましては、先生御指摘のように、広報、またパンフレット等の宣伝とかそういうものが必要かと存じます。油の利用の仕方でございますが、先年の河川の掃除をいたしましたときに、油へ苛性ソーダーを入れまして、実際に石けん粉のできるのところまで一度、河川の美化運動に集まってきていただいたところにやった経験もございます。こういうものを何かの機会にできるだけ多くして、皆様方の油の捨て方とか、また捨てることによって河川が汚れるのだということの認識を高くしていきたいと存じます。よろしく申し上げます。

○ 議長（田中昭一君） 以上をもちまして一般質問は全部終了いたしました。皆さんの御協力によりまして予定より早く終了できましたことを厚くお礼を申し上げます。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

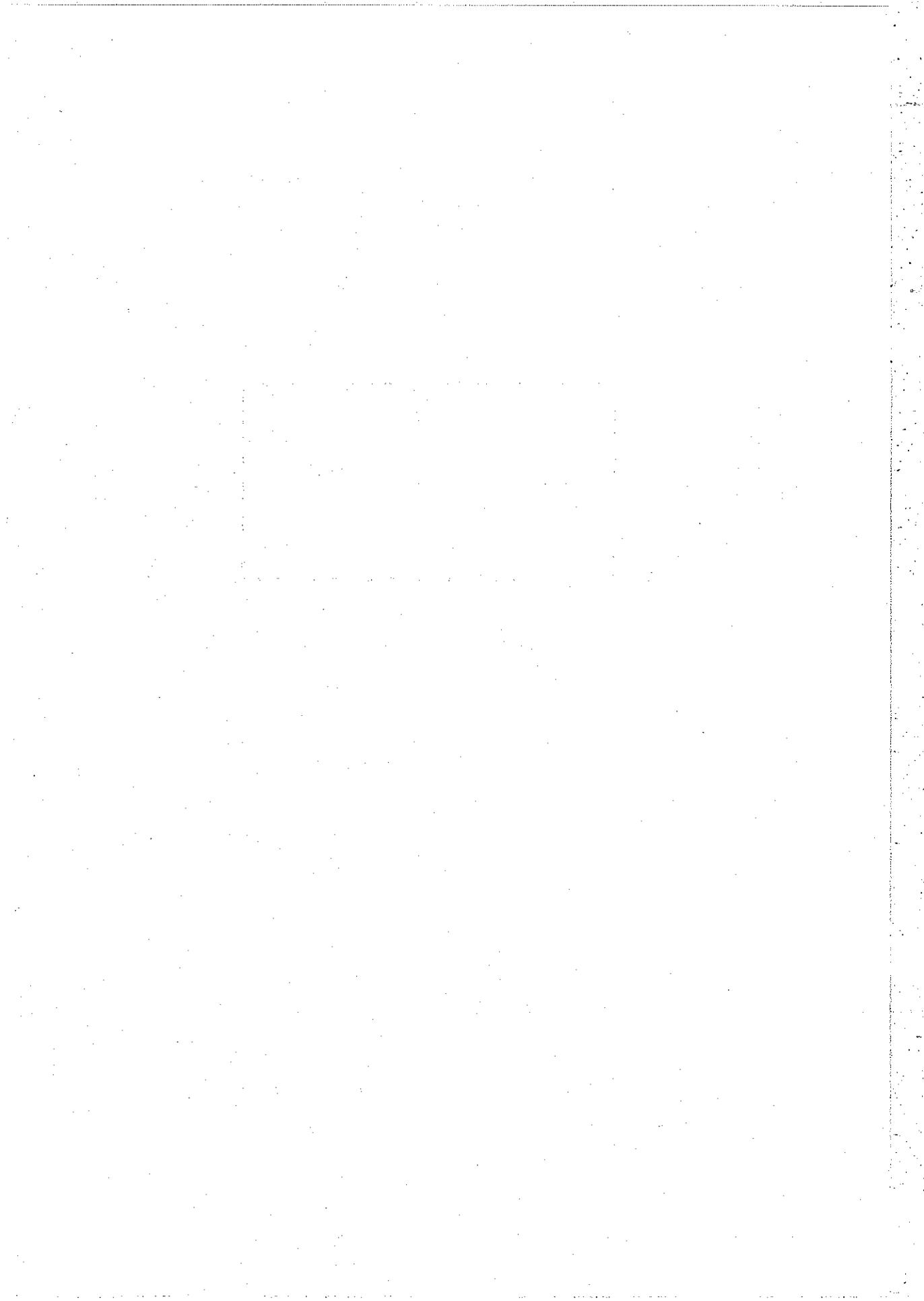
○ 議長（田中昭一君） 御異議ないものと認めます。

なお、過日の議会運営委員会で御了承を賜っておりますので、引き続き明日より議案審議を行いますので、定刻御参集くださるようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

（午後3時15分散会）

最 終 日



昭和63年12月14日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	坂口敏彦君	16番	西口秀光君
2番	須藤洋之進君	18番	若浜記久男君
3番	藤原正通君	19番	木村静雄君
5番	並河道雄君	20番	出原平男君
6番	穴瀬克己君	21番	勝部津喜枝君
7番	赤阪和見君	22番	早乙女美君
8番	中塚新治君	23番	原重樹君
9番	讚岐一太郎君	25番	天掘博君
10番	竹内修一君	26番	飯坂楠次君
12番	松尾孝明君	27番	奥村圭一郎君
13番	森悦造君	28番	友田博文君
15番	柳瀬美樹君	29番	田中昭一君

欠席議員(2名)

11番	仁井明君	17番	池辺秀夫君
-----	------	-----	-------

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市	長	池田忠雄	総務部	理事	大塚孝之		
助	役	阪口禮之助	総務部	次長	森利治		
収	入	役	中塚白	総務部	次長	奥村富彦	
市長	公室	長	杉本弘文	財政	課長	阪豊光	
市長	公室	理事	逢野一郎	同和	対策部長	堀宏行	
市長	公室	理事	神藤恒治	同和	対策部	理事	向井洋
市長	公室	理事	隆崎大我	福祉	事務所	長	中川鉄也
市長	公室	理事	稲田順三	福祉	事務所	次長	原美助
市長	公室	次長	鹿島賢昌	市民	生活部	長	麻生和義
秘書	課	長	井阪和充	市民	生活部	理事	中上好美
企画	課	長	今村堅太郎	市民	生活部	次長	岸田秀仁
総務	部	長	橋本昭夫	市民	生活部	次長	坂田平之

市民生活部次長	池 辺 修 次	消 防 長	角 谷 泰 夫
産 業 部 長	松 村 吉 堯	消 防 本 部 次 長	高 宮 武 男
産 業 部 理 事	中 西 淳 富	消 防 本 部 次 長	一ノ瀬 喜 広
産 業 部 次 長	高 三 一 行	用 地 担 当 理 事 長	明 坂 貞 士
産 業 部 次 長	赤 田 儔 信	土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	中 辻 寿 夫
建 設 部 長	浅 井 隆 介	土 地 担 当 参 事 長	藤 原 忠 男
建 設 部 理 事	山 崎 琢 磨	教 育 委 員 長	西 川 喜 久
建 設 部 次 長	谷 俊 雄	教 育 長	逢 野 博 之
都 市 整 備 部 長	萩 本 啓 介	管 理 部 長	白 樫 通 有
都 市 整 備 部 理 事	高 橋 欣 吾	管 理 部 次 長	重 野 欣 達
都 市 整 備 部 次 長	三 井 義 秋	指 導 部 長	木 村 吉 男
都 市 整 備 部 次 長	松 林 保	指 導 部 次 長	生 田 稔
改 良 事 業 部 長	富 田 宏 之	社 会 教 育 部 長	竹 田 明 郎
改 良 事 業 部 理 事	笠 木 恒 忠	社 会 教 育 部 理 事	佐 原 行 雄
改 良 事 業 部 次 長	大 宅 清 臣	社 会 教 育 部 次 長	明 坂 文 嘉
水 道 事 業 管 理 者	田 中 稔	社 会 教 育 部 次 長	北 野 喜 平
水 道 部 理 事	岩 井 益 一	会 計 課 長	藤 木 意 継
水 道 部 次 長	岸 本 孝 二	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	高 橋 正 道
水 道 部 次 長	仲 田 博 文	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	農 端 小 一
病 院 長	竹 林 淳	監 査 委 員	庄 司 清
病 院 事 務 局 長	藤 原 光 夫	監 査 事 務 局 長	吉 田 陽 三
病 院 事 務 局 次 長	藤 原 清 司	農 業 委 員 会 会 長	森 口 義 忠
病 院 事 務 局 次 長	谷 上 徹	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信 田 種 行

※備考 各課長級の議員は、議案説明の必要に応じて出席させる。



本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中 野 満 男



本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長	北 野 敦 雄
次 長	河 原 茂 隆
主 幹	大 中 保
係 長	佐 土 谷 茂 一
主 査	井 上 光 一
係 員	田 村 隆 宏

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和63年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月14日)

日程	種別及び番号	件名	通 要
1	監査報告 第32号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 昭和63年6月分)	P. 1
2	監査報告 第33号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和63年6月分)	P. 11
3	監査報告 第34号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和63年6月分)	P. 17
4	監査報告 第35号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 昭和63年7月分)	P. 22
5	監査報告 第36号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和63年7月分)	P. 32
6	監査報告 第37号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和63年7月分)	P. 38
7	監査報告 第38号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 昭和63年8月分)	P. 43
8	監査報告 第39号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和63年8月分)	P. 53
9	監査報告 第40号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和63年8月分)	P. 59
10	認 定 第 1 号	昭和62年度和泉市水道事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
11	認 定 第 2 号	昭和62年度和泉市病院事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
12	認 定 第 3 号	昭和62年度和泉市歳入歳出決算認定について	P. 1
13	議会議案 第12号	決算審査特別委員会設置について	別 紙
14	議会議案 第13号	決算審査特別委員会委員の選任について	別 紙
15	報 告 第 2 2 号	専決処分の承認を求めることについて (市道伏屋唐園線における車両破損事故に係る損害賠償額の決定及び和解)	P. 3
16	議 案 第 4 4 号	工事請負契約締結について (仮称)永尾団地6棟建設工事)	P. 6
17	議 案 第 4 5 号	工事請負契約締結について (仮称)永尾団地7棟建設工事)	P. 8
18	議 案 第 5 1 号	工事請負契約締結について (丸笠団地改善(一期)工事)	追加 P. 1
19	議 案 第 4 6 号	財産取得について(和泉市立光明台中学校校舎)	P. 10
20	議 案 第 4 7 号	財産取得について(和泉市立光明台北小学校校舎)	P. 12
21	議 案 第 4 8 号	和泉市税条例の一部を改正する条例制定について	P. 14
22	議 案 第 4 9 号	町の区域及び名称の変更について	P. 24
23	議 案 第 5 0 号	和泉市と堺市との境界の一部変更について	P. 29
24	議 案 第 5 2 号	和泉市職員の給与に関する条例等の一部改正する条例制定について	追加 P. 3
25	議 案 第 5 3 号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	追加 P. 22

日程	種別及び番号	件名	適要
26	議案第54号	昭和63年12月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について	追加 P. 25
27	議案第55号	昭和63年度和泉市一般会計補正予算(第3号)	追加 P. 31
28	議案第56号	昭和63年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)	追加 P. 77
29	議案第57号	昭和63年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)	追加 P. 84
30	議案第58号	昭和63年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)	追加 P. 102
31	意見第4号	国民健康保険制度の改悪を招く「安定計画」推進に反対する意見書	別紙
32	意見第5号	リクルート疑惑の解明と消費税導入に反対する意見書	別紙

(午前10時00分開議)

- 議長(田中昭一君) おはようございます。議員の皆さんには、公私何かとお忙しいなか連日にわたり御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告いたします。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは23名でございます。欠席届けのある議員さんは池辺議員さん、仁井議員さん、遅刻届けのある議員さんは森議員さんでございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、23名でございます。

- 議長(田中昭一君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長(田中昭一君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

- 議長(田中昭一君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1より第9までは、いずれも例月出納検査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

報告は、表題のみを朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

監査報告第32号

月例出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和63年6月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和63年10月25日

監査委員 庄 司 清  
同 仁 井 明

記

1. 検査実施日 昭和63年10月25日
2. 検査の対象 昭和63年6月分の出納状況
3. 検査の結果

6月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第33号

月例出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和63年6月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和63年10月25日

監査委員 庄 司 清  
同 仁 井 明

記

1. 検査実施日 昭和63年10月25日
2. 検査の対象 昭和63年6月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による6月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第34号

月例出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和63年6月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和63年10月25日

監査委員 庄 司 清  
同 仁 井 明

記

1. 検査実施日 昭和63年10月25日
2. 検査の対象 昭和63年6月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による6月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第35号

月例出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和63年7月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和63年11月28日

監査委員 庄 司 清  
同 仁 井 明

記

1. 検査実施日 昭和63年11月28日
2. 検査の対象 昭和63年7月分の出納状況
3. 検査の結果

7月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第36号

月例出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和63年7月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和63年11月28日

監査委員 庄 司 清  
同 仁 井 明

記

1. 検査実施日 昭和63年11月28日
2. 検査の対象 昭和63年7月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による7月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第37号

月例出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和63年7月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和63年11月28日

監査委員 庄 司 清  
同 仁 井 明

記

1. 検査実施日 昭和63年11月28日
2. 検査の対象 昭和63年7月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条により7月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第38号

月例出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和63年8月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和63年11月28日

監査委員 庄 司 清  
同 仁 井 明

記

1. 検査実施日 昭和63年11月28日
2. 検査の対象 昭和63年8月分の出納状況
3. 検査の結果

8月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第39号

月例出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和63年8月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和63年11月28日

監査委員 庄 司 清  
同 仁 井 明

記

1. 検査実施日 昭和63年11月28日
2. 検査の対象 昭和63年8月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による8月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第40号

月例出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和63年8月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和63年11月28日

監査委員 庄 司 清  
同 仁 井 明

記

1. 検査実施日 昭和63年11月28日
2. 検査の対象 昭和63年8月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による8月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

- 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第32号より第40号までの報告を終わります。

- 議長（田中昭一君） 次に、日程第10「昭和62年度和泉市水道事業会計決算認定について」と日程第11「昭和62年度和泉市病院事業会計決算認定について」を一括議題といたします。

本件につきましては、去る10月第3回定例会におきまして決算審査特別委員会に付託となっておりますので、審査の経過並びに結果の報告を穴瀬委員長にお願いをいたします。

（決算審査特別委員長登壇、報告）

- 決算審査特別委員長（穴瀬克己君） 去る10月に開会されました第3回定例会において「昭和62年度和泉市水道事業会計決算」並びに「昭和62年度和泉市病院事業会計決算」認定について上程され、その審査については、決算審査特別委員会を設置して付託となり、去る10月24日委員会を開き慎重審査を行いました。その経過並びに結果につきましては概要をとりまとめて御報告申し上げます。

水道事業会計、病院事業会計の順に審査を進めることにし、内容説明等は本会議における提案の際説明されていることから、水道事業会計の収入支出を一括して直ちに審査に入りました。

まず、開発にかかる工事負担金については住宅都市公団など開発者から徴収し、市で直接工事を行っているが、市によって開発者側で工事を施行させ、管理監督のみを行っているところもあるとのことだが、その利点はどこにあるのか、との質問に対し、配水管工事は公道を掘削し断水を伴う工事であるため、周辺の住民への周知徹底や、完全な工事を期するには、直接工事するのが将来の維持管理面からも望ましく、また、波及効果として負担金工事によって周辺住民の出水状態がよくなるので、投資的費用の軽減が図れる、との説明がありました。

次に、企業債の償還額と料金収支比率との関係が前年度に比し若干低下しているが、今後の起債の予想と償還比率の見通しはどうか。また、減価償却期間と起債償還時期とのギャップは財政面に影響があると思うが、どのような対策を考えているのか、との質問があり、これに対して、企業債償還金と料金収入に占める比率は、最近では、企業債の借入額を年間2億円程度に抑制しており、ほぼ横ばいの8%から9%で推移するものと考えている。しかし、第4次拡張計画が実施されれば多額の資金が必要となるのでこの比率も高くなるとの見通しである。

さらに、減価償却期間と起債償還時期とのずれは資金繰りの問題として把握しているが、日本水道協会を通じて改善方を政府に要望している、旨の答弁がありました。

次に、円高差益により動力費が軽減されたが、事業費が前年度に比べて4%増えているが、漏水の早期発見、修理など具体的にどのようにしているのか。また、独居老人等が使用料ゼロの所帯数が多いと聞いているが、基本料金を高額に取っているのを減免するとか、料金体系を見直すとかできないか、との質問があり、これに対して、漏水調査については年間通じて市内一巡することとし、ことに多発地区では、リークゾーンテスターなども使い年2回行っている。

また、料金体系については、現在基本料金制と従量料金制とからなり、基本料金制は24時間を通して水が出るためには相当の設備が必要であり、したがって、設備代として御理解を賜りたい。ただ、最近の傾向として準備料金はいただくが、使用水量の実態に応じた料金体系も見られつつあるので、今後の研究課題として取り組みたい、旨の答弁がありました。次に、マンション等の高架水槽に係る清掃を中心とした指導監督のほか、赤水対策について具体的にどのようにしているか、との質問に対しては、マンション等の10㎡以上の受水槽管理については、水道法に基づき簡易専用水道として位置付けられ、設置者において保健所への届け出と年1回の清掃等、管理義務が課せられているが、対象外についても、建設段階の給水申し込み時においてPRや周知徹底に努めている。

また、赤水対策に使用している無ライニング管については、錆取りを行い、樹脂でコーティン

グするライニング工事を年間既に2 km程度を年次計画に基づき施行している、との答弁がありました。

その他、料金の据置き方針についての再確認がなされたほか、料金体系の研究、赤水、漏水パトロールについて一定の意見なり要望があり、審査を終了しました。

本決算について語りいたしましたところ、全員異議なく認定することに決した次第であります。

引き続いて、病院事業会計の収入支出一括して審査に入り、まず、薬品使用効率について、投薬は58年度から下がってきているが、注射は上がってきている。これは、薬価基準の引き下げと関係しているのか。また、患者給食で夕食の時間帯を改善する時期にきていると思うが、その辺の見解について、の質問があり、薬品使用効率については、56年度から本年4月まで薬品基準の引き下げが数回行われ収入面は減収しているが、薬品材料の購入面で引き下げ相当分を値引きさせている。また、各年度ごとの比較については、患者の疾患構造が変わり、使用する薬品も変わるので対前年度比較は難しい、旨の答弁がありました。

次に、患者給食の夕食時間帯については内部でいろいろ検討しているが、職員の勤務体制等のからみもあり、午後5時以降の食事の配膳は非常に難しい。

今後、看護婦の勤務の交代時間等も合わせて患者の夕食時間帯を検討していきたい、旨の答弁がありました。

次に、入院助産制度の実態と62年度の利用状況、外来患者の待ち時間、特に診察の待ち時間の解消については今後いかに対処していくのか、との質問に対し、入院助産制度の実態については4床確保しており、62年度の利用数は実質4件であった。

また、待ち時間の解消については、患者さんがスムーズに受診できる勤務時間の変更、事務の合理化を行い、受付、料金計算、投薬については幾分解消されていると思うが、しかし、診療行為においては、患者さんの病状による時間差や特定の医師に集中することがあり、この方の解消は難しい、旨の答弁がありました。

これに対し、診療の待ち時間については何らかの解消策を講じ、患者サービスに努められたい、旨の要望がありました。

この他、教点にわたり質疑応答があり、病院事業会計決算の審査を終わりました。

本決算についてお語りいたしましたところ、全員異議なく認定することに決した次第であります。

以上が、本決算審査特別委員会で審査いたしました結果並びに経過の概要であります。何とぞ速やかに本決算を認定せられんことをお願い申し上げまして、私の報告を終わります。

○ 議長（田中昭一君） ただいま決算委員長より詳細な審査の経過並びに結果の報告がありまし

た。

本報告に対し質疑、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、討論はないものと認めます。

お諮りいたします。本決算2件を認定するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、認定第1号及び第2号はそれぞれ認定されました。決算委員の皆さんには大変御苦勞さんでございました。厚く御礼を申し上げます。

○  
○ 議長(田中昭一君) 次に、日程第12「昭和62年度和泉市歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

認定第3号

昭和62年度和泉市歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項により、昭和62年度和泉市一般会計及び特別会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

昭和63年12月13日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和62年度 大阪府和泉市一般会計歳入歳出決算書

(単位円) △印は減

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 市 税		12,445,157,000	13,232,945,189	12,665,070,739	15,662,646	552,211,804	219,913,739
	1. 市 民 税	6,156,572,000	6,577,580,923	6,322,691,143	8,132,786	246,756,994	166,119,143
	2. 固定資産税	3,936,855,000	4,194,981,638	3,970,482,801	5,540,297	218,958,540	33,627,891
	3. 軽自動車税	97,590,000	110,796,420	98,649,880	550,650	11,595,890	1,059,880
	4. 市たばこ消費税	612,991,000	607,552,138	607,552,138	0	0	△ 5,438,862
	5. 電気税	392,117,000	399,591,891	399,591,891	0	0	7,474,891
	6. ガス税	12,701,000	10,590,593	10,590,593	0	0	△ 2,110,407
	7. 特別土地保有税	272,043,000	286,201,500	277,531,250	0	8,670,250	5,488,250
	8. 都市計画税	964,288,000	1,045,650,086	977,981,043	1,438,913	66,230,130	13,693,043
2. 地方譲与税		192,796,000	186,698,000	186,698,000	0	0	△ 6,098,000
	自動車重量譲与税	117,296,000	112,556,000	112,556,000	0	0	△ 4,740,000
	2. 地方道路譲与税	75,500,000	74,142,000	74,142,000	0	0	△ 1,358,000
3. 自動車取得税	自動車取得金	273,963,000	288,356,000	288,356,000	0	0	14,393,000
	1. 交 付	273,963,000	288,356,000	288,356,000	0	0	14,393,000
4. 国有提供施設等所在市町村助成金		241,972,000	241,971,000	241,971,000	0	0	△ 1,000
	1. 市町村助成交付金	241,972,000	241,971,000	241,971,000	0	0	△ 1,000
5. 地方交付税		4,389,000,000	4,445,913,000	4,445,913,000	0	0	56,913,000
	1. 地方交付税	4,389,000,000	4,445,913,000	4,445,913,000	0	0	56,913,000

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
6. 交通安全対策特別交付金		32,000,000	33,025,000	33,025,000	0	0	1,025,000
	1. 交通安全対策特別交付金	32,000,000	33,025,000	33,025,000	0	0	1,025,000
7. 分及び負担金		600,967,000	579,423,093	579,423,093	0	0	△ 21,543,907
	1. 分	18,020,000	172,227,200	17,227,200	0	0	△ 792,800
8. 使用料及び手数料		582,947,000	562,195,893	562,195,893	0	0	△ 20,751,107
	1. 使用料	314,497,000	348,978,080	344,195,180	0	4,782,900	29,698,180
9. 国庫支出金		265,037,000	295,005,395	290,222,495	0	4,782,900	25,185,495
	2. 手数料	49,460,000	53,972,685	53,972,685	0	0	4,512,685
10. 府支出金		5,675,472,000	5,307,581,969	4,659,609,969	0	647,972,000	△ 1,015,862,031
	1. 国庫負担金	2,263,092,000	2,215,755,567	2,215,755,567	0	0	△ 47,336,433
	2. 国庫補助金	3,363,183,000	3,035,032,667	2,387,060,667	0	647,972,000	△ 976,122,333
11. 財産収入	3. 国庫委託金	49,197,000	56,793,735	56,793,735	0	0	7,596,735
		2,463,914,000	2,498,503,472	2,498,503,472	0	0	34,589,472
	1. 府負担金	213,903,000	212,761,304	212,761,304	0	0	△ 1,141,696
	2. 府補助金	1,997,354,000	1,999,953,014	1,999,953,014	0	0	2,599,014
11. 財産収入	3. 府委託金	238,476,000	270,994,599	270,994,599	0	0	32,518,599
	4. 府交付金	14,181,000	14,794,555	14,794,555	0	0	613,555
11. 財産収入		808,325,000	489,797,760	489,797,760	0	0	△ 318,527,240
	1. 財産運用収入	121,960,000	150,530,495	150,530,495	0	0	28,570,495
	2. 財産売却収入	686,365,000	339,267,265	339,267,265	0	0	△ 347,097,735

12. 寄附金		388,250,000	390,161,057	390,161,057	0	0	1,911,057
	1. 寄附金	388,250,000	390,161,057	390,161,057	0	0	1,911,057
13. 繰入金		771,600,000	435,893,228	435,893,228	0	0	△ 335,706,772
	1. 基金繰入金	771,600,000	435,893,228	435,893,228	0	0	△ 335,706,772
14. 諸収入		3,235,087,000	3,128,528,194	3,128,528,194	0	0	△ 106,558,806
	1. 延滞金及び加算金	10,000,000	33,831,079	33,831,079	0	0	23,831,079
	2. 市預金利子	21,312,000	23,082,647	23,082,647	0	0	1,770,647
	3. 貸付金元利収入	1,117,240,000	1,116,897,900	1,116,897,900	0	0	△ 342,100
	4. 受託事業収入	16,643,000	13,807,886	13,807,886	0	0	△ 2,835,114
	5. 雑収入	2,069,892,000	1,940,908,682	1,940,908,682	0	0	△ 128,983,318
15. 市債		3,293,071,000	3,181,761,000	2,748,461,000	0	433,300,000	△ 544,610,000
	1. 市債	3,293,071,000	3,181,761,000	2,748,461,000	0	433,300,000	△ 544,610,000
16. 繰越金		135,917,000	135,917,118	138,917,118	0	0	118
	1. 繰越金	135,917,000	135,917,118	138,917,118	0	0	118
歳入合計		35,261,988,000	34,925,453,160	33,271,523,810	15,662,646	1,638,266,704	△ 1,990,464,190

(単位円)

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
1. 議 会 費		293,364,000	288,946,941	0	4,417,059	4,417,059
	1. 議 会 費	293,364,000	288,946,941	0	4,417,059	4,417,059
2. 総 務 費		3,697,501,000	3,513,061,396	0	184,439,604	184,439,604
	1. 総 務 管 理 費	2,456,604,000	2,275,719,104	0	180,884,896	180,884,896
	2. 徴 税 費	509,904,000	508,391,227	0	1,512,773	1,512,773
	3. 戸籍住民基本台帳費	206,597,000	206,465,930	0	131,070	131,070
	4. 選 挙 費	125,788,000	124,333,152	0	1,454,848	1,454,848
	5. 統計調査費	19,846,000	19,837,632	0	8,368	8,368
	6. 監 査 委 員 会 費	26,427,000	26,417,601	0	9,399	9,399
3. 民 生 費		352,335,000	351,896,750	0	438,250	438,250
	7. 同 和 対 策 費	8,947,253,000	8,631,633,248	0	315,619,752	315,619,752
	1. 社 会 福 祉 費	3,412,772,000	3,209,383,923	0	203,388,077	203,388,077
	2. 児 童 福 祉 費	2,967,468,000	2,934,773,743	0	32,694,257	32,694,257
	3. 生 活 保 護 費	2,558,772,000	2,484,622,544	0	74,149,456	74,149,456
	4. 災 害 救 助 費	8,241,000	2,853,038	0	5,387,962	5,387,962
		3,659,325,000	3,633,864,164	0	25,460,836	25,460,836
4. 衛 生 費	1. 予 防 衛 生 費	2,037,489,000	2,018,145,910	0	19,343,090	19,343,090
	2. 環 境 衛 生 費	1,455,828,000	1,455,814,572	0	13,428	13,428
	3. 基 地 管 理 費	151,558,000	145,454,428	0	6,103,572	6,103,572
	4. 上 水 道 費	14,450,000	14,449,254	0	746	746

5. 農林水產業費		386,078,000	375,460,001	0	10,617,999	10,617,999
1. 農業費	費	320,983,000	313,804,056	0	7,178,944	7,178,944
2. 林業費	費	65,095,000	61,655,945	0	3,439,055	3,439,055
6. 商工費		247,303,000	239,441,058	0	7,861,942	7,861,942
1. 商工費	費	247,303,000	239,441,058	0	7,861,942	7,861,942
7. 土木費		7,504,549,000	6,291,614,088	893,988,000	318,946,912	318,946,912
1. 土木管理費	費	200,105,000	197,479,694	0	2,625,306	2,625,306
2. 道路橋梁費	費	1,153,447,000	1,076,727,868	0	76,719,132	76,719,132
3. 河川水路費	費	243,491,000	243,399,511	0	91,489	91,489
4. 都市計畫費	費	1,982,623,000	1,868,951,285	0	113,671,715	113,671,715
5. 住宅費	費	3,924,883,000	2,905,055,730	893,988,000	125,839,270	125,839,270
8. 消防費		826,812,000	823,601,417	0	3,210,583	3,210,583
1. 消防費	費	826,812,000	823,601,417	0	3,210,583	3,210,583
9. 教育費		4,204,736,000	3,908,392,895	246,350,000	49,993,105	49,993,105
1. 教育總務費	費	402,166,000	398,617,909	0	3,548,091	3,548,091
2. 小學校費	費	1,376,220,000	1,357,286,063	0	18,933,937	18,933,937
3. 中學校費	費	788,699,000	775,289,660	0	13,409,340	13,409,340
4. 幼稚園費	費	381,490,000	379,474,342	0	2,015,658	2,015,658
5. 社會教育費	費	1,092,529,000	840,371,578	246,350,000	5,807,422	5,807,422
6. 保健體育費	費	163,632,000	157,353,343	0	6,278,657	6,278,657

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
10. 公債費		4,305,155,000	4,205,326,555	0	99,828,445	99,828,445
	1. 公債費	4,305,155,000	4,205,326,555	0	99,828,445	99,828,445
11. 諸支出金		1,155,893,000	1,150,393,000	0	5,500,000	5,500,000
	1. 開発公社貸付金	90,000,000	90,000,000	0	0	0
	2. 災害援護資金貸付金	5,000,000	0	0	5,000,000	5,000,000
	3. 基金費	1,057,450,000	1,056,950,000	0	500,000	500,000
12. 予備費	4. 諸支出金	3,443,000	3,443,000	0	0	0
		34,019,000	0	0	34,019,000	34,019,000
	1. 予備費	34,019,000	0	0	34,019,000	34,019,000
歳出合計		35,261,988,000	33,061,734,763	1,140,338,000	1,059,915,237	1,059,915,237

歳入歳出差引 209,789,047円

昭和 年 月 日 提出

大阪府和泉市長 池田忠雄

昭和62年度 大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位円) △印は減

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 国民健康保険料		2,528,040,000	3,000,329,368	2,597,871,825	18,009,815	384,447,728	69,831,825
	1. 国民健康保険料	2,528,040,000	3,000,329,368	2,597,871,825	18,009,815	384,447,728	69,831,825
2. 一部負担金		20,000	0	0	0	0	△ 20,000
	1. 一部負担金	20,000	0	0	0	0	△ 20,000
3. 使用料及び手数料		480,000	735,330	735,330	0	0	255,330
	1. 手数料	480,000	735,330	735,330	0	0	255,330
4. 国庫支出金		2,862,662,000	2,834,797,437	2,834,797,437	0	0	△ 27,864,563
	1. 国庫負担金	2,168,544,000	2,126,944,437	2,126,944,437	0	0	△ 41,599,563
	2. 国庫補助金	694,118,000	707,853,000	707,853,000	0	0	13,735,000
5. 療養給付費		627,552,000	627,196,262	627,196,262	0	0	△ 355,738
	1. 療養給付費	627,552,000	627,196,262	627,196,262	0	0	△ 355,738
6. 府支出金		60,000,000	80,417,578	80,417,578	0	0	20,417,578
	1. 府補助金	60,000,000	80,417,578	80,417,578	0	0	20,417,578
7. 共同事業交付金		42,923,000	39,241,719	39,241,719	0	0	△ 3,681,281
	1. 共同事業交付金	42,923,000	39,241,719	39,241,719	0	0	△ 3,681,281
8. 繰入金		150,000,000	150,000,000	150,000,000	0	0	0
	1. 一般会計繰入金	150,000,000	150,000,000	150,000,000	0	0	0
	2. 基金繰入金	0	0	0	0	0	0

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
9. 諸収入		24,024,000	24,468,892	24,468,892	0	0	444,892
	1. 延滞金及び過料	20,000	168,625	168,625	0	0	148,625
	2. 預金利子	1,500,000	712,570	712,570	0	0	△ 787,430
10. 繰越金	3. 雑入	22,504,000	23,587,697	23,587,697	0	0	1,083,697
	1. 繰越金	45,270,000	45,270,064	45,270,064	0	0	64
11. 財産収入		45,270,000	45,270,064	45,270,064	0	0	64
	1. 財産運用収入	4,235,000	4,234,200	4,234,200	0	0	△ 800
歳入	合計	6,345,206,000	6,806,690,850	6,404,233,307	18,009,815	384,447,728	59,027,307

(単位円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と収入済額との比較
1. 総務費		180,047,000	166,325,748	0	13,721,252	13,721,252
	1. 総務管理費	58,635,000	54,413,936	0	4,221,064	4,221,064
	2. 徴収費	119,673,000	110,401,932	0	9,271,068	9,271,068
	3. 運営協議会費	1,239,000	1,093,880	0	145,120	145,120
2. 保険給付費	4. 趣旨普及費	500,000	416,000	0	84,000	84,000
		4,301,939,000	4,286,812,243	0	15,126,757	15,126,757
	1. 療養諸費	3,819,551,000	3,808,255,644	0	11,295,356	11,295,356
	2. 高額療養費	437,028,000	436,676,599	0	351,401	351,401

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と収入済額との比較
	3. 助産費	34,980,000	31,500,000	0	3,480,000	3,480,000
	4. 葬祭費	10,380,000	10,380,000	0	0	0
3. 老人保健拠出金		1,581,538,000	1,581,485,226	0	52,774	52,774
	1. 老人保健拠出金	1,581,538,000	1,581,485,226	0	52,774	52,774
4. 共同事業拠出金		42,933,000	42,170,812	0	762,188	762,188
	1. 共同事業拠出金	42,933,000	42,170,812	0	762,188	762,188
5. 保健施設費		3,990,000	3,407,545	0	582,455	582,455
	1. 保健施設費	3,990,000	3,407,545	0	582,455	582,455
6. 公債費		7,500,000	5,695,882	0	1,804,118	1,804,118
	1. 一般公債費	7,500,000	5,695,882	0	1,804,118	1,804,118
7. 諸支出金		3,024,000	1,198,048	0	1,825,952	1,825,952
	1. 償還金及び償還付加算金	3,024,000	1,198,048	0	1,825,952	1,825,952
8. 予備費		0	0	0	0	0
	1. 予備費	0	0	0	0	0
9. 基金積立金		224,235,000	224,234,200	0	800	800
	1. 基金積立金	224,235,000	224,234,200	0	800	800
歳出合計		6,345,206,000	6,311,329,704	0	33,876,296	33,876,296

92,903,603円

歳入歳出差引残高

昭和 年 月 日 提出

大阪府和泉市長 池田忠雄

昭和62年度 大阪府和泉市老人保健事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位円) △印は減

款	項	予算現額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 支払基金交付金		3,814,328,000	3,579,636,775	3,579,636,775	0	0	△ 234,691,225
	1. 支払基金交付金	3,814,328,000	3,579,636,775	3,579,636,775	0	0	△ 234,691,225
2. 国庫支出金		1,087,132,000	1,025,911,582	1,025,911,582	0	0	△ 61,220,418
	1. 国庫負担金	1,087,132,000	1,025,911,582	1,025,911,582	0	0	△ 61,220,418
3. 府支出金		271,266,000	254,777,790	254,777,790	0	0	△ 16,488,210
	1. 府負担金	270,982,000	254,388,000	254,388,000	0	0	△ 16,594,000
	2. 府補助金	284,000	389,790	389,790	0	0	105,790
4. 繰 入 金		274,170,000	257,986,773	257,986,773	0	0	△ 16,183,227
	1. 一般会計繰入金	274,170,000	257,986,773	257,986,773	0	0	△ 16,183,227
5. 諸 収 入		100,000	2,646,670	2,646,670	0	0	2,546,670
	1. 雑 入	100,000	2,646,670	2,646,670	0	0	2,546,670
歳 入 合 計		5,446,996,000	5,120,959,590	5,120,959,590	0	0	△ 326,036,410

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と収入 済額との比較
1. 総務費		3,965,000	3,903,208	0	61,792	61,792
	1. 総務管理費	3,965,000	3,903,208	0	61,792	61,792
2. 医療諸費		5,430,057,000	5,106,726,379	0	323,330,621	323,330,621
	1. 医療諸費	5,430,057,000	5,106,726,379	0	323,330,621	323,330,621
3. 諸支出金		1,719,000	1,718,555	0	445	445
	1. 償還金	1,719,000	1,718,555	0	445	445
4. 前年度繰上 充用金		11,255,000	11,254,802	0	198	198
	1. 前年度繰上充用金	11,255,000	11,254,802	0	198	198
歳 出 合 計		5,446,996,000	5,123,602,944	0	323,393,056	323,393,056

歳入歳出差引歳入不足額

2,643,354円

翌年度に繰越すべき財源

0円

このため翌年度歳入繰上充用金

2,643,354円

昭和 年 月 日 提出

大阪府和泉市長 池田忠雄

昭和62年度 大阪府和泉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位円) △印は減

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 財産収入		33,600,000	32,777,607	32,777,607	0	0	△ 822,393
	1. 財産売払収入	33,600,000	32,777,607	32,777,607	0	0	△ 822,393
2. 繰入金		117,517,000	113,996,629	113,996,629	0	0	△ 3,520,371
	1. 一般会計繰入金	117,517,000	113,996,629	113,996,629	0	0	△ 3,520,371
3. 市債		56,000,000	44,000,000	44,000,000	0	0	△ 12,000,000
	1. 市債	56,000,000	44,000,000	44,000,000	0	0	△ 12,000,000
4. 繰越金		6,717,000	6,717,000	6,717,000	0	0	0
	1. 繰越金	6,717,000	6,717,000	6,717,000	0	0	0
歳入合計		213,834,000	197,491,236	197,491,236	0	0	△ 16,342,764

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と収入 済額との比較
1. 公共用地先行 取得事業費		63,105,000	51,632,500	0	11,472,500	11,472,500
	1. 公共用地先行 取得事業費	63,105,000	51,632,500	0	11,472,500	11,472,500
2. 公 債 費		117,129,000	113,081,129	0	4,047,871	4,047,871
	1. 公 債 費	117,129,000	113,081,129	0	4,047,871	4,047,871
3. 諸 支 出 金		33,600,000	32,777,607	0	822,393	822,393
	1. 一般会計繰出金	33,600,000	32,777,607	0	822,393	822,393
歳 出 合 計		213,834,000	197,491,236	0	16,342,764	16,342,764

歳入歳出差引残額

0円

昭和 年 月 日 提出

大阪府和泉市長 池田忠雄

昭和62年度 大阪府和泉市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位円) △印は減

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1. 負担金及び金		39,139,000	74,933,769	74,933,769	0	0	35,794,769
2. 手数料及び費用	1. 負担金	39,139,000	74,933,769	74,933,769	0	0	35,794,769
		71,252,000	79,734,252	79,734,252	0	0	8,482,252
	1. 使用料	71,252,000	79,734,252	79,734,252	0	0	8,482,252
3. 国庫支出金		193,800,000	193,800,000	148,790,000	0	45,010,000	△ 45,010,000
	1. 国庫補助金	193,800,000	193,800,000	148,790,000	0	45,010,000	△ 45,010,000
4. 府支出金		3,000,000	3,000,000	3,000,000	0	0	0
	1. 府補助金	3,000,000	3,000,000	3,000,000	0	0	0
5. 繰入金		676,435,000	597,309,616	597,309,616	0	0	△ 79,125,384
	1. 一般会計繰入金	676,435,000	597,309,616	597,309,616	0	0	△ 79,125,384
6. 市債		865,200,000	828,800,000	787,200,000	0	41,600,000	△ 78,000,000
	1. 市債	865,200,000	828,800,000	787,200,000	0	41,600,000	△ 78,000,000
7. 繰越金		19,800,000	19,800,000	19,800,000	0	0	0
	1. 繰越金	19,800,000	19,800,000	19,800,000	0	0	0
歳入合計		1,868,626,000	1,797,377,637	1,710,767,637	0	86,610,000	△ 157,858,363

(単位円)

歳出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と収入済額との比較
1. 下水道事業費		1,618,699,000	1,465,107,036	93,640,000	59,951,964	59,951,964
	1. 下水道総務費	753,079,000	713,085,357	0	39,993,643	39,993,643
2. 公債費	2. 下水道整備費	865,620,000	752,021,679	93,640,000	19,958,321	19,958,321
		249,427,000	238,630,601	0	10,796,399	10,796,399
3. 予備費	1. 公債費	249,427,000	238,630,601	0	10,796,399	10,796,399
		500,000	0	0	500,000	500,000
歳出合計		1,868,626,000	1,708,737,637	93,640,000	71,248,363	71,248,363

歳入歳出差引残額 7,030,000円

昭和 年 月 日 提出

大阪府和泉市長 池田忠雄

- 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。

（市長登壇、説明）

- 市長（池田忠雄君） それでは、ただいま御上程をいただきました認定第3号 昭和62年度和泉市一般会計並びに特別会計歳入歳出決算の認定をお願いをするに当たりまして、内容の御説明を申し上げます。

今回、御認定をお願いいたしますのは、一般会計、国民健康保険事業特別会計、老人保健事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計、公共下水道事業特別会計の5会計であります。決算報告書につきましては、本市監査委員さんの御審査を煩わしましたところ、別冊のとおり、審査意見書をちょうだいいたしました。

御承知のとおり政府は、物価安定と内需拡大の要請にこたえたNTT資金の活用による事業費の拡大を図る一方、昨年度に引き続きまして高率補助金の削減がなされ、地方負担が増加したところであります。本市の昭和62年度は、歳入面では、市税が脆弱ながら堅実な伸びを示し、歳出面では、給与改定の低率並びに財政運営の効率化と健全化を期しまして、議会並びに市民皆様方の御協力をいただきました結果、普通会計につきましては、1億5,000余万円の実質収支黒字決算、また、単年度収支におきましても、2,400余万円の黒字決算と相なった次第であります。

まず、一般会計につきましては、歳入総額332億7,100余万円、歳出総額330億6,100余万円、歳入歳出差し引きをいたしますと、2億900余万円の形式黒字と相なります。すでに御承知をいただきました昭和63年度への事業費の繰り越しがございますので、その繰り越すべき財源5,900余万円を差し引きいたしますと、1億5,000余万円の実質黒字と相なる次第であります。

次に、国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入総額64億400余万円、歳出総額63億1,100余万円でございます。歳入歳出差し引きいたしますと、9,200余万円の黒字と相なります。

次に、老人保健事業特別会計でございますが、歳入総額51億2,000余万円、歳出総額51億2,300余万円、歳入歳出差し引きいたしますと、200余万円の赤字と相なりますが、この赤字相当額につきましては、次年度におきまして、府及び支払基金により過年度分として歳入されるものでございます。

次に、公共用地先行取得事業特別会計につきましては、歳入歳出総額とも1億9,700余万円の同額と相なる次第であります。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、歳入総額17億1,000余万円、歳出総額1

7億300余万円、歳入歳出差し引き700余万円の形式黒字と相なりますが、すでに御承認をいただきました昭和63年度への事業費の繰り越しがございますので、その繰り越すべき財源700余万円を差し引きいたしますと、収支均衡と相なる次第であります。

以上が、今回、認定をお願いいたします各会計の決算状況でございます。よろしく御審議を相賜りまして御認定を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明にかえさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○ 議長（田中昭一君） 本件について総括質問を行います。

○ 5番（並河道雄君） 2、3点、お伺いをいたします。

第1点目に、前年度もそうだったんですが、歳出予算の執行に当たって予算計上額との差が大きい要因につきまして、これは繰越事業と多額の不用額の発生が原因と思いますが、もし、そうだとすれば、予算の組み方に問題があるのではないかと思いますので、まず、御答弁をお願いいたします。

それから、市長の説明にもございましたが、1億5,000万円の黒字が出ておりますが、市民の付託にこたえた黒字であるならば十分なんですが、その辺が問題だと思いますので、お伺いいたします。

それから、市税の徴収額は確かにアップしておりますが、監査委員さんの説明によりますと多額の不納欠損が出ておりますが、その内容の説明を願いたいと思います。

それから、交付税につきましては前年度とほぼ同額なんですが、制裁措置はなかったのかどうか、その辺だけ御説明を願いたいと思います。

○ 議長（田中昭一君） 理事者答弁。

○ 総務部理事（大塚孝之君） 総務部大塚からお答えいたします。

ただいまの予算と決算のかい離につきましての御質問でございますが、その1つは、62年度の予算のトータルが352億6,100万円という数字に対しまして、執行いたしました決算額が330億円と約20億円のかい離がございます。その内容でございますが、1つは、62年度への繰り越しが11億4,000万円ございます。改良住宅建設が事業費ベースで8億9,300万円、青年の家建設費が2億4,600万円、合計で11億円程度の繰り越しがございます。

それから、それぞれの不用額が繰り越された分を除いて出ているところでございます。主なものを申し上げますと、総務費関係では、財産区財産で財産の売り払いに伴う地元への公共事業の交付金でございますが、想定しておりました財産の売り払いができなかったことで、公共事業費の交付金を交付することができなかった分が約1億4,000万円。あるいはまた民生費関係では歳入歳出とも同額でございますが、国民年金の印紙売り払い約1億2,900万円が歳入歳出とも

残ってきております。

それから、土木費関係では、3億1,800万円の不用額が出てございます。この1つは、公共下水道事業特別会計への繰出金の7,900万円が一般会計で残ってきております。これは特別会計の方におきまして、別途の地方債を仰ぐめどがつきましたので、一般会計の方でその財源が残ってきたものでございます。また、改良住宅建設事業費1億2,500万円が残っております。これは事業の補助ベース等の関連でございます。

それから、公債費で約9,900万円の残額がありますが、これは大部分が長期債と一時借入金の利子約8,800万円程度でございます。金利情勢が62年度はかなり低下をいたしました関係でございます。御理解を賜りたいと思います。

それから、62年度決算全体をながめましての黒字の要因はどのようなところにあるのか、という御質問でございますけれども、やはり本市の税構造が脆弱ながらも税収が堅調に伸び、対前年度に比べ市税が9%程度増収になっておる点が大きな要因でございます。合わせまして財政収入におきましては、一般財源ベースでございますが、61年度に比べ8,500万円程度増加をしております。

そういった歳入増に対応いたしまして歳出では、職員の人件費では、例年、行われます人事院勧告が、62年度は1.45%と低率でございましたこと、あるいは職員の採用が施設職員は別として、事務系の採用が62年度はなかったことなどの歳出面での要因によりまして、61年度に引き続いて黒字基調に相なったところでございます。

それから、3点目の交付税関係のお尋ねでございますが、62年度におきましては、自治省、大阪府等によります制裁措置は全くございませんでしたので、御報告を申し上げたいと思います。

以上でございます。

○ 議長（田中昭一君） 次。

○ 総務部次長（森 利治君） 続きまして、不納欠損の税関係につきまして、総務部森から御答弁を申し上げます。

不納欠損額は決算書に計上したとおりでございまして、62年度628件、1,566万2,646円を不納欠損処分をいたしましたところでございます。これにつきましてはすでに御承知のとおり、地方税法第18条第1項の時効が5年で消滅するという条項に基づきまして処分をしたものでございます。特に滞納者につきましては、督促状あるいは各種催告書等をもちまして督促をいたしますとともに、資産等の調査もいたしまして差し押さえ等の滞納処分を実施、時効の中断を図っているところでございます。

また、市外転出者等についても追跡調査を実施、資産の所有状況等も把握して滞納処分を行っ

ているところでございますが、これら種々の処分を実施するなか、特に市外転出者あるいは居所不明、倒産、差し押さえ財産が見当たらない者につきましては、やむなく先ほど申しあげました地方税法の規定に基づき不納欠損処分を実施したような状況でございます。今後とも対納処分につきましては、職員一丸となりまして徴収率の向上に努力してまいりたいと存じておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

- 5番（並河道雄君） 予算の件なのですが、いろいろ理由は聞きましたが、本来、当初予算が生まれ、補正されていくわけですが、補正予算でも言い方は悪いかもしれませんが、議会に対して何となく財源隠しをしているのではないかという感じもいたします。多額の不用額が出ている内容は聞きましたが、こういうものは、本来、予算を組むときにきちんと検討して組むべきものだとも前回も指摘をしておきました。また、例えば他の職員さんも同じ考えだと思いますが、私の考えでは、多額の予備費等を流用すること自体、何となく問題があるのではないかと考えております。すべて予算を組むとききちんとすべきものだと思います。繰越事業についても、議会の議決を得ているから問題はないと思いますが、その点だけを指摘をしておきたいと思っております。

それから、経常収支につきましては、62年度は大分いいようですが、人件費の人事院勧告が低率だったということですが、経常的に出ていくおカネについてはこれからもしっかりと組んでいただき、経常収支比率についても改善されたといっても、まだまだ厳しい財政硬直の現状を示しておりますので、今後の課題として御努力をお願いしたいと思います。

それから不納欠損につきましては、時効が5年ということですが、それまでに何とか納税者に対する意識アップをしていただきたい。1,500万円といえば大金です。また、納税の公平性の立場からいっても大きな問題だと思います。理事者としては、差し押さえをする以前にもっと強力で指導をしていただきたい。この点を指摘をして終わりたいと思っております。

- 議長（田中昭一君） 他に。

- 23番（原 重樹君） 23番・原です。簡単に数点、御質問をさせていただきたいと思っております。

まず、一般会計の方ですが、いまの市長の提案理由の説明にもありましたが、地方財政にとって大きな負担になっている補助金カット問題ですが、その主なものと額をお示し願いたいと思っております。

2番目には、いつも聞いておりますが、同和関連の歳出総額に占める割合と財源内訳。それから、公債費についても同様の数字を明らかにしていただきたいと思っております。

それから3点目には、市税の伸びが黒字の大きな要因というふうに言われておりますが、その点でももう少し詳しく法人等も含めて市税の伸びの内容と、ここ1、2年、特に伸びが大きくなっ

ている要因をどのように考えておられるのかという、基本的な見方を明らかにしていただきたいと思  
います。

それから、国保会計でございますが、62年度の会計は、61年度に大幅値上げをいたしまし  
てそれに続く値上げ、といいましても61年度の値上げのときに今年限り、という枠をはめまし  
て最高額が29万円、そして、62年度で30万円になったわけですが、保険料の増収分がどう  
なっているのか、あるいは自然増収等いろいろあると思いますが、その辺の御説明を願いたい  
と思います。

先ほどの市長の説明で9,200余万円の黒字と報告されておりますが、その裏には基金の問題  
もありますので、現在、基金の状況はどうなっているのか、合わせてお聞かせを願いたいと思  
います。

以上です。

- 議長（田中昭一君） 答弁。
- 財政課長（阪 豊光君） 財政課より2点の御質問について御答弁をさせていただきます。

まず、第1点目の国庫補助金の削減の主なものでございますが、その1つは、経常的な経費の  
補助金カットの内容といたしましては、生活保護費の負担金、保育所措置負担金等が主なもので  
ございます。一般経常的な経費への影響額といたしましては、3億8,389万8,000円でござい  
ます。

続きまして、投資的経費の主なものといたしましては、道路関係の補助金並びに下水道事業に  
対する補助金でございます。一般、公共下水道合わせまして投資的経費といたしましては、3億  
1,648万9,000円でございます。

経常、一般合わせましての62年度の影響額といたしましては、7億3,877,000円でござ  
います。

2点目の62年度における同和関連の総額でございますが、73億5,464万4,000円でござ  
います。財源内訳としては、国の補助金が15億6,164万8,000円、府補助金11億7,56  
万2,000円、地方債12億1,426万1,000円、その他として9,779万5,000円が特定  
財源でございます。一般財源といたしましては、33億2,419万8,000円と相なる次第でござ  
います。

続きまして、公債費でございますが、元利を含めた同和関連分といたしましては、20億1,4  
21万6,000円でございます。そのうち5条、10条指定分が2億7,845万3,000円でござ  
います。

以上でございます。

○ 議長（田中昭一君） 次。

○ 総務部次長（森 利治君） 続きまして、市税関係につきまして、総務部森からお答え申し上げます。

市税収入の特徴的な伸びといたしましては、特に法人市民税と特別土地保有税の伸びが主なものでございます。法人市民税につきましては、内需拡大と現下の金融情勢によるものではないかと思われまます。業種的には、金融機関あるいはサービス業、建設業等の関係の伸びが著しいものがございませす。同時に法人数の伸びもあるところでございませす。

また、特別土地保有税につきましては、大規模開発を目的とした土地の取得がございませす。これが初期の目的どおり利用されているものにつきましては、当然、徴収猶予、非課税でございませす。初期の目的どおり利用されておらないものにつきまして課税するという趣旨でございませす。その対象者が多かったということでございませす。

それから、年々、市税の伸びが大きい要因ということでございませすが、きちんとした統計数値の分析等はいたしてございませせんが、一般的に法人市民税あるいは個人所得の伸び、さらには、固定資産税につきましても、年々の負担調整等によりまして増えているものでございませして、主にこれらの要因によるものではないかと存じておるものでございませす。

○ 議長（田中昭一君） 次。

○ 保険年金課長（長岡敏晃君） 国保関係につきまして、保険年金課長岡よりお答えいたします。

まず、第1点目の調定額でございませすが、62年度の一般被保険者分の調定額で御説明を申し上げますが、その内容は、61年度から62年度への所得、資産への切り替え、いわゆる自然増で約1.1%、2,600万円増加してございませす。次に、限度額の改定29万円から30万円による分が約2.1%の約5,000万円、昭和62年度中の被保険者の資格、得喪、入れ替えによる分が0.8%、約1,800万円の保険料の増額となったものでございませして、合計4.09%、約9,500万円となったものでございませす。

第2点目の基金でございませすが、62年度4月1日現在の基金総額が1億4,806万7,682円、62年度中の運用利息が423万4,200円となっております。63年3月31日現在の基金積立額が2億2,000万円、合計して63年3月31日現在の基金総額は、3億7,230万1,882円でございませす。

以上でございませす。

○ 23番（原 重樹君） 次の日程で特別委員会が設置されますので、あまり再質問はしたくないんですが、1、2点だけ、数字のことについてと補助金カット問題についてははっきりさせてお

きたいと思います。

同和関連の財源内訳はともかく、その率をもう1回明確に言うてほしいというのが第1点。

それから、補助金カット問題で62年度決算の数字が出ておりますが、いま、64年度の予算編成に向け64年度から元へ戻すというのが、この本来の中身ですが、どうもそのような雰囲気になっていないような報道がされております。その辺については、市長会等を通じていろいろ運動をされていると思いますし、市議会でも意見書等を上げたりしております。本当に正念場というところでもあります。64年度予算のときに質問をしていたのでは間に合いませんので、補助金カットに対する市長の見解をお聞かせ願って終わりたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） 原議員さんの重ねての見解ということでございますので、私より申し上げさせていただきたいと思います。

御案内のとおり、国家財政の立て直しという名前のもと、3年間の補助金カットがなされました。われわれ地方自治体に対するしわ寄せも全国的にかなりのものでございました。ただいま財政当局が昭和62年度決算の結果で一部お示しをいたしましたように、一般あるいは投資を含め7億余万円の影響額ということでございまして、本市財政運営が非常に厳しいなか、62年度、63年度に大きな影響を受けながら推移しております。

われわれ自治体を預かる者といましては、国家財政の窮迫は当然ながら理解をするところでございますが、一定の時限立法の3年間という期限の正念場でございますので、私あるいは全国市長会が国に対して64年度は元へ戻すということで、いま、強く政府に迫っているところでございます。政府としても厳しい国家財政実態のなか、閣議のなかで関係各省で別途協議をするようにというペンディングになっているやに自治省の高官からお聞きをしているわけでございます。

もちろん、われわれ自治体としても国家の中の和泉市でございますが、国家財政の立て直しのため、安易に補助金カットということで自治体にしわ寄せをされては困るというのが率直な本音でございます。いま、強く政府に迫っている正念場でございますので、何とか63年度で補助金カットを終わり、64年度に復活せよ、ということの大事な局面でございますので、猛運動を続けさせていただきたい。そのためにも私も働きたいという決意をしております。

以上が所感です。

- 財政課長（阪 豊光君） 同和関連の一般会計に占める比率では、総額的には22.1%でございます。財源内訳については、国33.5、府44.3、地方債44.2、その他2.9、一般財源16.8でございます。

なお、公債費の占める割合は49.0%でございます。

- 議長（田中昭一君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件は、その内容からして十分御審査を願いたいと思いますので、次の日程で特別委員会の設置をお願いし、付託の上、閉会中の御審査をお願いしたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

- 議長（田中昭一君） 次に、日程第13「決算審査特別委員会設置について」を課題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議会議案第12号

#### 決算審査特別委員会設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により次のとおり特別委員会を設置する。

昭和63年12月14日 提出

和泉市議会議長 田 中 昭 一

記

1. 委員会の名称

決算審査特別委員会

2. 付託事項

昭和62年度和泉市歳入歳出決算

3. 委員会の構成

本委員会は委員13名をもって構成する。

4. 付託期限

本委員会で閉会中も審査並びに調査を行い、係る諸問題が完結するまで継続するものとする。

- 議長（田中昭一君） 本件は、昭和62年度和泉市一般会計及び特別会計決算を認定するに当たり慎重に審査を願うため、本特別委員会を設置するものであります。

お諮りいたします。本特別委員会を設置するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第12号は原案どおり可決されました。



- 議長(田中昭一君) 次に、日程第14「決算審査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議会議案第13号

決算審査特別委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第4条第1項の規定により選任する。

昭和63年12月14日 提出

和泉市議会議長 田中昭一

記

決算審査特別委員会委員(13名)

- 議長(田中昭一君) 本特別委員会委員の選任につきましては、私より選任させていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、委員の氏名を局長をして朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 朗読いたします。順不動、敬称は略させていただきます。

決算審査特別委員会委員に穴瀬克己、原重樹、須藤洋之進、並河道雄、讃岐一太郎、竹内修一、松尾孝明、柳瀬美樹、池辺秀夫、出原平男、天堀博、奥村圭一郎、友田博文。

以上、13名でございます。

- 議長(田中昭一君) お諮りいたします。ただいま局長朗読どおり選任するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第13号は朗読どおり選任することに決しました。委員の皆さんには大変御苦労でございますが、よろしく御審査のほどをお願いいたします。

- 議長（田中昭一君） 次に、日程第15「専決処分の承認を求めることについて」（市道伏屋唐国線における車両破損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解）を議題といたします。

議会を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第22号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

昭和63年12月13日 提出

和泉市長 池田忠雄

専決第10号

市道伏屋唐国線における車両破損事故に係る損害賠償  
の額の決定及び和解に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、市道伏屋唐国線における車両破損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

昭和63年11月14日 専決

和泉市長 池田忠雄

市は、市道伏屋唐国線における車両破損事故に係る損害賠償につき、次のとおりその額を決定し和解する。

1. 損害賠償及び和解の相手方 岸和田市岡山町780番地の15 東 隆史
2. 損害賠償の額 218,656円
3. 和解の要旨

市は、市道伏屋唐国線における車両破損事故に係る損害賠償については、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

- 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（浅井隆介君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました報告第22号「専決処分の承認を求めることについて」、その内容を御説明申し上げます。3ページ

から5ページでございます。

本件は、市道伏屋唐国線における車両破損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について御報告申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

まず、事故の状況でございますが、昭和63年6月26日(金)午後5時30分ごろ、住所岸和田市岡山町780番地の15の東 隆史さんが自動二輪を運転し、市道伏屋唐国線の和泉市唐国町104番地先路上を走行中、道路上に幅1m、深さ15cmぐらいのくぼみがあったために転倒、当該車両を破損したものであります。

本年6月は例年になく雨が多く、3日には141mmの豪雨があり、一部の地区では河川災害も発生し、事故の前々日の24日には集中的な強雨もあり、側溝がないため緩んだ路肩が剥離し、前述のようなくぼみが生じたものであり、また、位置的にも頂上より下りに入った緩いカーブの場所でもあり、避け切れずにこのような事故が生じたものであります。

次に、損害賠償額の内容でございますが、総額21万8,656円を支払ったもので、その内訳は、車両修理費として支払ったものでございます。

なお、この賠償金のうち20万8,656円は、道路賠償責任保険よりてん補するものであります。

事故現場のくぼみについては翌日に復旧し、補修を完了しております。今後は一層道路管理に努力し、事故防止に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御了解を賜りたくお願いを申し上げます、内容の御説明を終わらせていただきます。よろしく御承認をくださいますようお願いを申し上げます。

○ 議長(田中昭一君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 1番(坂口敏彦君) 1番・坂口ですが、ちょっと教えていただきたいんですが、市道伏屋唐国線上に15cmぐらいのくぼみがあつての車両事故ということで、市の管理責任を問われ、21万8,656円のうち免責1万円の20万8,656円を道路賠償責任保険より支払ったというわけでございます。今年に入ってこのような事故が2、3回出たような気がするわけでございます。このような事故の場合、加害者と被害者があるわけですが、運転者の責任はどうなるのか。例えば運転の未熟さとか前方不注意とか、いろんな点があるかと思ひます。

もう1点は、事故が発生したのが6月26日でございますが、この時期まで解決する期間が非常に長くかかっているように思ひますが、その点についても教えていただきたいと思ひます。

さらに、こういった場合、警察への事故申告などについても、通常の事故というのを申告しなければならぬのかも教えていただきたいと思ひます。

○ 議長(田中昭一君) 理事者答弁。

- 建設部長（浅井隆介君） 当然、運転者の方も時間的にまだ道路状況を確認できるもとにあったわけですので、過失責任もご置きます。これは裁判になれば明らかになってくるわけですが、この時点での話し合いでは、一応、運転者が3割、市が7割ということで、総額は30万円余かかっているわけです。

それから、期間的な問題でございますが、この方は、直ちに物損事故で警察に事故の報告はしてございます。その間、代理人の弁護士の方が仲に入りましていろいろやりとりがございました。さらに、保険当局との間でも折衝がありまして、最終的にまとまったのがこの時期でございます。その後、議会が開かれるいとまがなかったので、地方自治法の規定に基づきまして専決処分をさせていただきますということでございます。

- 1番（坂口敏彦君） 過失割合が3割と7割、総額30万円のうち市が7割で21万8,000円ということですが、道路管理上で例えば老人の歩行者の方などがこのくぼみで転んで打ちどころが悪く重傷を負ったとか、さらに、それ以上の結果になった場合でも、道路賠償責任保険から全額補填されるわけですか。

- 建設部長（浅井隆介君） 歩いておる場合、穴があっても避けると思われまして。ただ、深夜などで見通しが全く効かずに転んだ場合、これはその場の状況等から判断をいたしまして支払われるケースもあろうかと思いますが、歩行者の場合は、ほとんどがくんときてもそういう事故は起こらないだろうと思っております。

例えば以前に提出をいたしました、歩行者専用道の側溝に子供さんが足を突っ込んだ事故がありました。この場合は、ちょうど薄暮で見えにくい状況の件で起こり、しかも、低学年でもありましたので、過失相殺をしてお支払いをした事例はございます。しかし、これが中学生だったら責任はこちらにございませぬ。そういうことから実例によって判断しなければなりません、歩行者の場合は、ほとんど市の責任にはならないだろうと解釈しております。

- 1番（坂口敏彦君） 大体わかりましたが、もう1点だけ。

このような事故が年間を通じて何件かあったと思っておりますが、この保険は、使っても使わなくても結果的には使い得になるわけですか。それとも、自動車保険のように保険金の割引があるとかね。また、保険金の総額も教えてください。

- 総務課長（池辺 功君） この保険は使っても使わなくても同じことです。事故を起こさなくても自動車保険のように減額はされませぬ。

- 1番（坂口敏彦君） 年間の保険金はどれぐらいですか。

- 総務課長（池辺 功君） 現在、12万5,180円です。

- 1番（坂口敏彦君） それが和泉市内のすべての市道の年間の保険金の掛け金はその程度です。

か。市道の層延長とキロ当たりの単価を教えてくださいませんか。非常に安いように思います。

- 総務課長（池辺 功君） 和泉市内の市道の総延長が252km、1km当たりの保険金が490円でございます。
- 1番（坂口敏彦君） えらい安いですね。間違いございませんか。
- 総務課長（池辺 功君） 間違いございません。
- 議長（田中昭一君） 他に質疑、御意見ありませんか。
- 5番（並河道雄君） おカネの答弁がございましたが、それ以前の問題として、議会のたびにこのような議案が出てきています。深さ15cmのくぼみがあって事故が起こったわけですが、当然、運転者の不注意もあります。市の責任が問われ補償問題がからんできています。道路課としては、この道路の管理責任をどのように考えておられるのか。パトロール的なものをどのようにされているのか、答弁願いたいと思います。
- 議長（田中昭一君） 答弁。
- 建設部次長（谷 俊雄君） 道路課よりお答えいたします。

たびたびこういう事故の発生があり、本当に恐縮に存じておる次第でございます。現行のパトロール体制につきましては、前回からも申し上げておりますように、現職員の日常業務を通じて行っているところでございますが、近年、道路も増えてまいりましたし、平常業務だけではなかなか困難と判断し、定期的なパトロール体制の方法とか強化に向けて検討を進めておるところでございます。

- 5番（並河道雄君） いまの答弁でしたら、全然パトロールはしていないという感じですね。市民の通報があれば穴埋めをする、事故が起これば保険金を出す、市道伏屋唐国線で払うとかだけの管理体制じゃないかと思えます。今後、人身事故でも起き、新聞などで書かれれば市のイメージが大きくダウンするのではないか。おカネで済む間はよろしいが、そういう点で道路管理のパトロール体制を強化するとか、人員が足りなければ増強するとか、そういう点を十分に考えていただきたいと思えます。

意見として言うておきます。

- 議長（田中昭一君） 他に。
- 7番（赤阪和見君） ちょっとお尋ねしたい。

この場所ですが、104番地先だけでなくどの辺か、もうちょっと詳しく教えてください。

- 議長（田中昭一君） 答弁。
- 建設部長（浅井隆介君） 池田下側から唐国側へ通じる道路の頂上、昔、万野の梅林があったところですが、そこから緩やかに下り、ウトジ池にかかるところでございます。この道路は側溝

がございません。

- 7番(赤阪和見君) 中央丘陵がらみで言いますと、あの道路は、中央丘陵の工事車両等も最近、非常に多く通るように思います。仕事上で通るということではなく、出勤や退社の車ですね。その点で池田下焼津線にしても、既に中央丘陵の公団の管理ではないが責任のもとに、ということであいまいな形といえば語弊がありますが、そういう点の一部になるのか。それとも全く関係のないところだといわれるのか。前回の議会でもありましたが、万町の住友電装の前の道路事故の責任も若干、そういう市の管理というよりは、あの工場の管理状態にかかわるような点、あのときは余り追求はしませんでした、そういういろんな取り合いがあろうかと思いますが、その点、どうお考えでしょうか。
- 建設部長(浅井隆介君) 確かにこの道路は、トリヴェール和泉の開発地域内の道路でございます、当然、付け替え道路ですので、将来は廃道になる道路でございます。この管理につきましては、現在はまだ認定道路でございますので、当然、全責任は和泉市にあるわけでございます。ただし、地区内でもございますので、公団の方が現状の道路も使用いたしますので、一応、これは内々の話ですが、その道路状態についての補修は、公団の方でやっていただくことになっております。ただ、すべての責任を公団の方へ持っていってないので、われわれもパトロールして悪い部分は相手方に補修をしていただくなり、私どもの直営で直すという場合もございます。早くこの道路を取り替えるとりっぱな道路になるわけですが、現在の状況のもとでは、どうせ付け替えるのだからと放置しているわけではございませんが、そういうはざまにあることは事実でございます。今後ともパトロールを強化し、公団ともども管理を強化していきたいと存じます。
- 7番(赤阪和見君) 1つだけ注意と今後の管理状態について意見だけ申し上げておきます。池田下唐国線並びに浦田から青葉台の裏を通過して松尾寺へ抜ける線、それと池田下焼津線の3本の道路は、特に市民の通行や車の交通量が非常に多い道路です。しかし、管理云々については、市と公団でという形になってくると、市民から常々苦情が絶えない。草刈りとか、また、側溝がないので、大雨が降れば路肩がすべて溝になってしまい、オートバイなどの場合は、大変な事故になることはわかっているわけです。その点では、市の方でしっかりと、U字溝でなく、川の流れのような形状に合ったコンクリートがありますが、それでしっかりといまのうちに工事をしていただきたい。どうせ工事は1年や2年で終わらないのですからね。ちょうど青葉台から前の和泉織物の下のあたりがそういう形態にされておりますが、そういう点でしっかりと管理をしてもらわなければ、毎回、こういう事故が出てきますよ。

ただ、この事故は弁護士が仲に入ってこういう形になってますが、自分の運転の未熟さで泣き寝入りしている真面目な方、この人は何も不真面目やということではありませんが、こうして市

行政に反省を促すのも1つの方法でもありますし、泣き寝入りという言葉は悪いですが、自分の責任だと感じて一般の事故処理で終わっているケースもありますので、裏に隠れた部分もしっかりと見詰めてもらいたいと思います。

要望だけにしておきます。

- 議長（田中昭一君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、報告第22号は原案どおり承認することに決しました。

- 議長（田中昭一君） 次に、日程第16「工事請負契約締結について」

〔（仮称）永尾団地6棟建設工事〕及び日程第17「工事請負契約締結について」〔（仮称）永尾団地7棟建設工事〕を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第44号

#### 工事請負契約締結について

（仮称）永尾団地6棟建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和63年12月13日 提出

和泉市長 池田忠雄

1. 契約の目的 （仮称）永尾団地6棟建設工事
2. 契約者 和泉市長 池田忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 220,000,000円
5. 契約の相手方 大阪市浪速区浪速東一丁目2番26号  
株式会社 榎並工務店  
代表取締役 榎並 昭

議案第45号

工事請負契約締結について

(仮称)永尾団地7棟建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和63年12月13日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 契約の目的 (仮称)永尾団地7棟建設工事
2. 契約者 和泉市長 池田忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 277,500,000円
5. 契約の相手方 貝塚市窪田166番地の5  
株式会社 田中工務店  
代表取締役 田中秀昭

- 議長(田中昭一君) 提案理由の説明を願います。
- 改良事業部長(富田宏之君) それでは、お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第44号、45号の「工事請負契約締結について」、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

本件は、環境改善整備事業の一環として建設する(仮称)永尾団地6棟建設工事及び(仮称)永尾団地7棟建設工事で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

まず、(仮称)永尾団地6棟建設工事について御説明を申し上げます。

その内容は、契約金額2億2,000万円。契約の相手方は、大阪市浪速区浪速東一丁目2番26号 株式会社榎並工務店 代表取締役榎並 明でございます。

次に、参考資料の御説明をさせていただきます。

工事場所は、和泉市王子町227番地ほか。敷地面積1,352㎡。構造及び規模は、鉄筋コンクリート造地上4階建1棟、住宅16戸。延床面積1,008㎡。集会所につきましては、同じく鉄筋コンクリート造平家建1棟、延床面積112㎡。その他付帯工事一式でございます。

工期は、議決をいただきました日から昭和64年3月31日までといたしております。

保証人は、大阪市泉南郡岬町淡輪5746番地の27 志真建設株式会社代表取締役 高山隆

志でございます。

次に、(仮称)永尾団地7棟建設工事について御説明申し上げます。

その内容は、契約金額2億7,750万円。契約の相手方は、貝塚市窪田166番地の5 株式会社田中工務店代表取締役田中秀昭でございます。

次に、参考資料の御説明をさせていただきます。

工事場所は、和泉市王子町400番地ほか。敷地面積1,913㎡。構造及び規模は、鉄筋コンクリート造地上4階建1棟、住宅28戸。延床面積1,926㎡。その他付帯工事一式でございます。

工期は、御議決をいただきました日から昭和64年3月31日までといたしております。

保証人は、貝塚市脇浜一丁目16番36号 株式会社小西建設代表取締役井上末太郎でございます。

以上で議案第44号及び45号の工事請負契約締結についての提案理由及び内容並びにそれに伴います参考資料の説明を終わります。

なお、今回の建設を行うことによりまして住宅戸数は、62年度までの実績1,524戸、今回発注する分44戸を合わせ1,568戸となります。

全体計画からの残りは74戸となります。よろしく御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長(田中昭一君) 本2件について質疑、御意見ありませんか。

○ 23番(原重樹君) 1つは、いま、戸数も言うてもらいましたが、残り74戸というのですが、1,642戸から引くといろいろい出てきますが、その1つは、現在、すでに建っている中で政策空き家は何戸あるのか。それから、一たん貸して戻ってきた分、以前の答えでは50余戸とありましたが、かなり動いておりますので、実際の戸数は何戸か、数字を明確にしたい。

それから、7棟の方ですが、この契約の相手方が田中工務店、保証人が小西建設ということで、聞き慣れない名前なので、和泉市における実績を教えてください。

○ 議長(田中昭一君) 答弁。

○ 改良事業部理事(笠木恒忠君) 改良事業部笠木、お答えいたします。

現在の政策空き家につきましては108戸でございます。

なお、一たん入居後の空き家につきましては36戸となっております。

○ 議長(田中昭一君) 次。

○ 改良総務課長(吉祇利朗君) 改良総務課吉祇からお答えいたします。

田中工務店につきましては、和泉市における実績はございませんが、いままで何回となく指名させていただいております。会社としては、大体建築が多うございまして、年間実績16億円ほどのうち80%が建築関係をやっております。

以上でございます。

- 23番(原 重樹君) 簡単に聞いておきます。

いま、一たん貸して戻ってきた分が36戸というお答えでしたが、たしか僕の記憶違いかもしれませんが、以前は、50何戸とか聞いたと思うんです。この分をまた貸しているというふうに理解していいのかどうか、確かめておきたい。

それから、いまの契約の問題ですが、これは参考資料の方の問題になるので教えてほしいんですが、いままで契約保証金をずっと取ってきたのが、いつごろからか、一般の方も免除という形式をとってきております。それはいいんですが、その中身が頭に入っていないので教えていただきたいんですが、実績がない会社ですので、その意味での免除は全く関係がないのかどうか。いままでずっとやってきた会社であればそういうことが言えますが、その辺とのかかわり合いはどうかということです。

- 住宅課長(岩崎充男君) 一般空き家につきまして、住宅課長岩崎からお答えいたします。

確かに前回、一般空き家が53戸と御答弁申し上げましたが、そのとおりでございます。現在の一般空き家は56戸でございます。そのうち20戸につきましては前回は申し上げましたように、丸笠団地の仮住宅ということで使用しておりますので、差し引き36戸ということでございます。

- 改良総務課長(吉祇利朗君) 契約保証金の件でございますが、この業者につきましては、確かに和泉市におきましては実績がございませんが、貝塚市におきましては、官公庁あるいは大阪府の住宅供給公社の仕事等をやっております関係で一応、免除しております。

- 23番(原 重樹君) これは契約になるのかわかりませんが、契約保証金を免除する、しないについては、一定の線の引き方はある程度やっているのかどうか。いままではどこであろうが、一定の保証金を付けてやってきたのを変えましたね。その辺の線の引き方をきちんとやっているのかどうか、お聞かせ願いたい。

- 総務部次長(奥村富彦君) 契約課の奥村です。

市の財務規則で規定をさせていただいております。どういう場合に契約保証金を免除するかについて何項目かございますが、104条の第2項で「契約の相手方が過去2年間、市、国、公社、公園を含む又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者であり、かつ当該契約を履行しないこととなる恐れがないと認められるとき免除することができる」という項目を適用いたしております。

- 23番(原 重樹君) そういうふうになると、ほとんどがこうなりますので、果たしてそれでいのかどうかという問題も出てきます。

議長、ここで共産党議員団としての態度をはっきりさせておきたいと思います。

いつも保留ということでやっておりますが、先ほどの戸数問題も言われましたが、政策空き家が108戸、一般空き家についても前回の53戸が今回は56戸というふうに、実際には、どんどん空き家が増えていっているのが実態なんです。片方では、環境改善整備事業を進めていく上で町のつくりをしているわけですから、指定地域の人口がどれぐらいかを含め、基本的な面がびしっと出てこなければならぬにもかかわらず、町別では出ますが、指定区域内の人口推移等がわからないということもありました。残が74戸という最終段階にもなっておりますので、共産党議員団としては、この問題については責任を持ってませんので、保留ということで態度を鮮明にしておきたいと思います。

- 議長(田中昭一君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第44号及び議案第45号は原案どおり可決されました。

- 議長(田中昭一君) 次に、日程第18「工事請負契約締結について」〔丸笠団地改善(一期)工事〕を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第51号

工事請負契約締結について

丸笠団地改善(一期)工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和63年12月13日提出

和泉市長 池田 忠 雄

1. 契約の目的 丸笠団地(一期)工事
2. 契約者 和泉市長 池田 忠 雄

3. 入札の方法 指名競争入札  
4. 契約金額 459,500,000円  
5. 契約の相手方 和泉市旭町429番地の3  
株式会社 竹内建設  
代表取締役 竹内博文

- 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。  
○ 改良事業部長（富田宏之君） それでは、お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第51号 丸笠団地改善一期工事の「工事請負契約締結について」、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

本件につきましては、国の補助金事務がおくれている関係上、さきの建設水道委員会及び議会運営委員会において御説明いたしましたように、追加議案として御上程させていただきました。

市営丸笠団地は、昭和42年に同和向け公営住宅として建設されたものでございますが、居住面積が31～32㎡と狭く、地元から改善要望が強く出されております。市といたしましても、丸笠団地の今後の有効活用を図る目的で改善を行うものでございます。

全体計画としては、現在の8棟、200戸の住宅を2戸1改善68戸、増築改善64戸、合計132戸にする住戸改善及び野外付帯工事を実施しようとするものでございます。昭和63年度を初年度として3期4カ年で改善を行う計画でございます。その第一期工事を議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

その内容は、契約金額4億5,950万円。契約の相手方は、和泉市旭町429番地の3 株式会社竹内建設代表取締役竹内博文でございます。

次に、参考資料の説明をさせていただきます。

工事場所は、和泉市伯太町四丁目7番。敷地面積4,816㎡。工種別につきましては、5棟、8棟の2棟分につきましては、1階及び2階の32戸について増築と改修を行い、増築部分延床面積874㎡、改修部分延床面積1,177㎡。3階及び4階につきましては、16戸に2戸1改修を行い延床面積1,177㎡、合計3,228㎡となります。構造につきましては、鉄筋コンクリート造でございます。その他付帯工事一式でございます。

工期につきましては、御議決をいただきました日から昭和64年9月30日といたしております。

保証人は、和泉市北田中町219番地 大高建設株式会社代表取締役奥野喜八郎でございます。

以上で議案第51号「工事請負契約締結について」の提案理由並びにその内容及びそれに伴います参考資料の説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 23番（原 重樹君） いまの説明にありましたように、現在の200戸を増築あるいは2戸1にして132戸にしていくという第1期の工事だということですが、まず、現在丸笠団地に住んでいる世帯数は幾らかというところをお聞かせ願いたい。これについては、先ほど言いました一時的に改良住宅に住んでいる20戸を含めての数字をお願いしたい。

もう1つは、非常に素朴な疑問なんです、同和関連のことで詳しく教えてほしいんですが、今回は、たまたま先ほどの改良住宅の契約も出ていたところもありますが、2億2,000万円と2億7,000万円の44戸、4億9,000万円余、付帯工事が1,200万円ぐらいという話ですが、それに比べてこの丸笠の工事は増築あるいは2戸1分の2棟で48戸、これで4億9,000万円もかかるのか、というのが正直なところなんです。私は素人ですから建築がどれぐらいかかるかわかりませんが、単純に考えれば、これだけかかるんなら立て替えてすっきりした方が早いんと違うかという、補助金等の問題もあるでしょうが、その辺を明らかにしていただきたいと思います。

- 議長（田中昭一君） 答弁。
- 住宅課長（岩崎充男君） 住宅課岩崎よりお答え申し上げます。

まず、現在の丸笠団地の入居世帯数でございますが、改良の方に一時入居しました20世帯を含め156世帯でございます。改善後、132戸にしようとするもので、24世帯がはみ出す計算になりますが、以前にもお話をいたしましたように、現在の丸笠団地が非常に狭いということで世帯分離をしておる方が36世帯余でございますが、これらの方々を原則的に元の1世帯に戻っていただく予定で、132戸の戸数決定をしたものでございます。

- 議長（田中昭一君） 次。
- 改良事業部理事（笠木恒忠君） 改良事業部笠木からお答えいたします。

改良住宅に比較いたしまして割が高ではないか、というお尋ねだと思います。御承知のように、改良住宅の1戸当たり単価につきましては、当然、建物の構造や規模、内容、現場の状況、外構等で変わってまいりますが、おおむね1戸当たり1,000万円から1,100万円という状況でございます。それに比較いたしまして丸笠の改善事業につきましては、1戸当たり約950万円ついでございます。

その内容でございますが、先ほど申し上げましたように、1、2階については一部増築を含め32戸の改造、3、4階については2戸1の16戸でございます。工事の方法でございますが、

既存の住宅を改修、改装することによりまして住戸改善を行うものでございます。出来上がりにつきましては、新築に近いものになるわけでございます。既存の付帯部分ではできるだけ利用いたしますけれども、現在の内装はすべて一時撤去して補修あるいは補強を行うと同時に、屋根も現在の屋根を鉄骨鋼板屋根に、その他外装についてもすべて塗り替えを行い、外構設備についてはすべて新設するという事に相なるわけでございます。したがって、1戸当たり比較いたしますと、新築と大きく差はないということに相なるわけでございます。よろしく御理解いただきたいと思っております。

- 23番(原 重樹君) 概要説明をいただいたんですが、それを理解するのはなかなか難しい話ですからね。大体こういうふうにかねがかかると概算が出てきた段階において、例えば新築にするというような議論はなかったのか。補助金等の関係で無理かどうかわかりませんが、その辺の説明だけお願いしたい。

もう1点、聞き忘れましたが、家賃の問題ですが、現在の家賃を新築段階で幾らにしていけるのか、その点だけ確認して終わります。

- 住宅課長(岩崎充男君) 新築したらどうか、という御意見についてお答え申し上げます。
- 23番(原 重樹君) そうじゃなくて、新築したらどうか、という議論をしたもてこういうふうになっているのかどうかということとして、それが補助金等の関係で不可能だったのか、ということだけです。
- 住宅課長(岩崎充男君) 建て替えをするには、現在の鉄筋コンクリート住宅の耐用年数は70年となっております。新たにつぶして建て替えをすることになりますと、約2分の1以上経過していないことには建て替えの許可にならない。それもよほどの理由がないと取り壊して新築できないということでございます。よろしくお願い申し上げます。

それと、家賃でございますが、1棟が800円、あとの棟が900円でございますが、改善後は、すべて4,500円の改良住宅並みの家賃を予定しております。

- 23番(原 重樹君) 最後に1点だけ。  
この住宅は昭和42年に建て20年以上経過していますが、先ほどの説明では増改築していかうということですが。もちろん、その間にはいろいろ社会的な変動もありますから、狭さとか必要性もありましようが、耐用年数70年の半分以上の35年以上経過しないと新築できないということですが、そこで1点だけ確認しておきたいんですが、この改修によって補助金関係がどうなるのか。補助金が幾らということだけでなく、今回の建て替えから耐用年数70年という規制がかかってくるのか、それとも、昭和42年時点からの計算になるのか。将来のことですが、一応、確認しておきたい。

○ 住宅課長（岩崎充男君） 建物の耐用年数は、あくまでも当初の建築年次が基準でございます。

○ 議長（田中昭一君） 他に質疑、御意見ございませんか。

○ 6番（穴瀬克己君） 丸笠団地の建て替えでございますが、現在ある全部の入居世帯156世帯に対し、200戸を2戸1にして132戸となると、どれか1棟を取り壊してしまうのかどうか。

それと、現在の店舗、駄菓子屋さん、散髪屋さんがありますが、これについてはどういう形にするのか。それから、浴場についてはそのままなのか。

それから、今回の第1期計画で48戸の改修並びに増築ですが、全体の132戸についての計画は、恐らく2期、3期という計画でどれぐらいの年次を予定しているのか、この点についてお伺いをいたします。

それから、現在、片面は道路との境界になってますが、丸笠古墳との境界についてはどのような形にしていくのか。現在のままでの建て替えを行い、その境界については改修等は行われるのか、この点についての考え方をお聞かせ願いたい。

それから、低い棟については駐車場がありますが、高い方には駐車場が完備されておりません。自転車置き場だけになっておりますが、全体の駐車場計画は何台を予定されているのか。

以上です。

○ 議長（田中昭一君） 答弁。

○ 住宅課長（岩崎充男君） 最初の御質問でございますが、現在の156世帯の入居世帯に対して132戸の割合でございますが、当初にも申し上げましたが、2世帯分離の方々に元へ戻っていただくことを基本にしております。132戸に減りますのは、2戸1の全体計画が68戸でございますので、その分が減るといふふうに御理解いただきたいと思っております。

それから、店舗の問題でございますが、もちろん、商工サイドとも協議をいたしておりますが、今回の全体計画の中では、具体的な方針はまだ決定しておりません。風呂についても同様でございます。

それから、年次計画でございますが、現在のところ、第1期工事が全体で132戸のうち48戸を本年度から実施するわけでございますが、2期工事として一応予定しておりますのは、1、2、3棟の80戸を52戸に、3期計画としては、6、7、10棟の56戸を32戸にする予定でございます。年次は、それぞれの工期を2カ年事業で行いますが、重複する部分がございますので、全体を3期4カ年計画で実施をする予定でございます。

それから、古墳との境界の関係でございますが、現在の増改築は、現状のまま実施したいと考えております。

駐車場につきましては、現在の5棟の裏と8棟の裏の駐車場で76台分と記憶しておりますが、それに対応できると考えております。

○ 6番(穴瀬克己君) そうしたら、現在の駐車場はそのままの状況ですね。76台分の駐車場は、現在の浴場の近くにある駐車場のことを指しているんですか。それとも、道路脇にある高台になっている棟の分も駐車場とみなしているのか。

○ 住宅課長(岩崎充男君) 両方でそれだけでございます。

○ 6番(穴瀬克己君) 店舗等の張り付けでございますが、現在、営業をしているのは、恐らく2店舗だろうと思います。従来の改良住宅の建設に当たっては、作業所並びに店舗等の位置づけがなされた上で住宅が建設されておりますが、この丸笠団地についてはまだ協議中ということですが、この辺についてはどのように考えておられるのか。

また、1戸当たりのスペースですが、増改築で2戸1にするということですが、その部屋数と坪数あるいは畳数についてお答え願いたいと思います。

○ 産業部長(松村吉堯) 産業部長松村からお答え致します。

丸笠団地の店舗につきましては、その意向調査を行ったわけでございます。丸笠団地が建設されました当時は周辺地域に住宅がございまして、現在の状況との変化もでございます。その中で営業しておりますのが、先ほどございましたように理髪は駄菓子屋程度の店でございます。現在、散髪屋につきましては、相当年配の方が予約制で営業されておりますが、新しい店を建て、その家賃なり店舗改装の費用等をかけてまで営業する意欲は持ち合わせておらないという形でございます。また、周辺環境の変化によりまして民間開発による店舗も増えている状態の中、さらにあの地区で新しい店舗で営業をする希望者もございませんので、いまのところ、どうしようかということでございます。その意向調査等の中で位置づけていきたい、このように考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○ 住宅課長(岩崎充男君) 1戸当たりの面積でございますが、5棟、8棟の既設のネット面積は32.62㎡ですが、これを増改築したところのネット面積が54.19㎡、2戸1改善のところのネット面積は68.9㎡となります。

○ 6番(穴瀬克己君) 3DKとかの形があるでしょう。また、何畳の部屋が何部屋あるとか…。

○ 住宅課長(岩崎充男君) それでは、戸別に申し上げます。

増改築のところは3DKタイプでして、6、6、4畳半及びダイニングキッチンということでございます。

○ 6番(穴瀬克己君) ダイニングキッチンの広さは。

○ 住宅課長(岩崎充男君) 参考資料の2ページに平面図を添付させていただいております。2

戸1の平面図は、このように2戸を1戸にするということで、部屋数が6、6、4畳半とダイニングキッチン及び多用室と表記しておりますが、これは左側の和室に通じる通路も兼ねた多用室ということで御理解いただきたいと思ひます。

- 6番(穴瀬克己君) いま、年代的な改良住宅の新築では、かなり部屋数が違ふと思ひます。第一団地の高層の部屋数の状況あるいは新たに議案に出てまいりました永尾団地の間取りの状況を御説明願ひたいと思ひます。
- 建設部長(浅井隆介君) 最初に建設をいたしました和泉第一団地は、いろいろタイプはありますが、50㎡弱、畳数は3DKでございますので、大体同じような構造になっております。今度の場合は、最近建てられておる住宅が大体60㎡弱、58～59㎡でございますので、それと大体同じ構造になっております。ただし、2戸1の場合は、真中で扉を付けてつなぐことは構造上できませんので、図面を見ていただくとわかりますが、廊下になった分を部屋に通じる通路に使わないと仕方がないわけで、それを付けた関係でネット面積が少し大きくなっております。構造的には、改良住宅を基本にしてつくってございます。
- 6番(穴瀬克己君) 私が聞いているのと違ふ。旭第一団地は3DK、6、6、4畳半ですね。新しく建ったところでこれ以上狭いところはないですね。3DKを基本とした形の改良住宅ですね。この丸笠団地は老朽化の形ではないんですが、3K、2Kを3DKの形に2戸1あるいは増築をしていくということですね。基本的な増築、2戸1に改造する要因は何ですか。
- 住宅課長(岩崎充男君) 改善の目的は、提案理由の中にもありましたように、現在の居住面積が31～32㎡と非常に狭うございます。したがいまして、それらの居住水準を向上させるというのがその目的でございます。
- 6番(穴瀬克己君) そうすると、一般市営住宅につきましては、伯太団地の部屋の面積を願ひします。
- 住宅課長(岩崎充男君) 伯太団地の現在の居住面積は2DKないし3Kの構造でして、33.7～34.02㎡でございます。
- 6番(穴瀬克己君) そうすると、狭あいな形では同じ条件でございます。先般の委員会で市営住宅の建て替え構想が発表されました。その建て替え構想の中では、老朽化に伴う形での建て替え構想可能な市営住宅ということで発表されました。これについては、当然、和泉市の市営住宅は耐用年数がとくに過ぎ、もっと早く建て替え計画が立てられなければならないという中でやっとなまとまった形でございます。これから数年あるいは10数年かかると思ひますが、この間に建て替えていく形で参りました。

ところが、この伯太団地について2戸1政策あるいは増築という建て替え構想は出ておらない。

基本的に市営住宅そのものが、果たしていまの住環境の水準、住宅のニーズからいって3DKが必要とするならば、当然、伯太団地にも2戸1政策が織り込まなければならない。建て替え構想の中にあるならば、ここで私はあえて質問をしないわけなんです、建て替え構想につきましては、建て替え可能な住宅と建て替え不可能な団地ということで色分けをしております。建て替えができない、まだ、そこまで耐用年数がたってないという中に伯太団地が入っております。そうするならば、いまの住宅のニーズに応じて考えるならば、当然、いまの丸笠団地の改造に伴い、伯太団地の2戸1政策も構想の中に入ってくるのは当然であります、この辺はどういった意図で抜けているのか、御答弁を願いたい。

- 建設部長（浅井隆介君） 先生が御指摘の分でございますが、現在、和泉市の市営住宅は442戸でございますが、その中で346戸の木造の建て替え対象団地があるわけでございます。一番古いのが昭和28年に建てた横山住宅から始まりまして、48年までの間にほとんどのものが建っております。この市営住宅の基本構想は、まず、木造住宅を何とか建て替えしていこうという計画でございます。その次の段階で唐国、伯太の4階建て鉄筋造りを順番にやっていこうということでございます。

当然、われわれが将来的に木造住宅の改善をする趣旨としましては、いわゆる住居水準が上がってきております。その構想の中でも住居専用面積を50～65、3DKを基本と考えてございます。もちろん、御指摘の伯太団地等につきましては、この基本構想からはかなり低めになってございますが、まず、木造住宅を何とかやっていこうということで、66年から始まる第6次住宅建設5ヵ年計画に坊城川ないし繁和の住宅をまず取り上げ、実施に移していこうということでございます。したがって、市営住宅全体を将来的にどうするかということではまだ検討段階に入っておりません。耐用年数の問題もございまして、和泉市全体の市営住宅の状況からすればもう少し御辛抱いただきたいと思っております。

- 6番（穴瀬克己君） 腹わたが煮えくり返ってくるようです。やっと改良事業が進み、この問題については、政治課題として大きな改良施策を行ってきました。これは、ハード、ソフトの両面で並行しながら同和問題に取り組んでまいりました。住宅そのものの地域改善もされてまいりました、それに伴い地区外の一般市内の公営住宅の改良がどれだけなされてきたか、屋根の吹き替え1つであります。そして、いま聞いたら、片方では狭いので2戸1、増築しなければならない。やっと市営住宅構想の発表にまで漕ぎつけたが、2DKのままではいかなければならない、こんな説明であります。片方は2DKでは狭いが、こちらは2DKでもいけるのか、このような議論になってきます。

住宅の施策としていますぐにはできないとしても、2DKが狭いから3DKのスペースが必要

であるという形で老朽化の分を建て替えていくという住宅構想が発表されました。老朽の部分は入っています。耐用年数はとっくに過ぎてますから全部入ってますが、新しく建て替えた2DKの中層の市営住宅団地については、建て替え構想の中に入っていない。丸笠団地の2DKは、2戸1あるいは増築をしなければならないとすぐ乗せている。にもかかわらず一般市営住宅については、構想にすら上がっていない。耐用年数がたったものだけしか新たな構想に入っていない。この辺の考え方が一定していない。逆差別の考え方になっている。いま、市営住宅にどれだけの予算が付いてるか。屋根の吹き替え程度の予算ですよ。果してこれで和泉市全体の公営住宅の推進政策に納得いけるかどうか。

○ 建設部長（浅井隆介君） 当然、和泉市全体の住宅構想を持たねばならないことは、御指摘のとおりであります。しかしながら、丸笠団地につきましては、同和対策事業として昭和66年度までにやり上げていかねばならないという法律的なものがあり、われわれの使命もございまして、まず、これを先にやらせていただく。それから、木造住宅も同時並行でやっていきたい。木造住宅は老朽化してございます。御指摘のように屋根等も非常に痛んでおりまして、年々の予算で吹き替えをやっておりますが、1戸20万円程度かかります。家賃から換算しても、こういうことをしては入居者にも御不自由をおかけし、市にとっても経費的にも高くつきます。そのためこれらの分の改造をできるだけ早くやっというところからこの基本構想を立てまして、66年度からの第6次住宅建設5カ年計画で年次的に対処していこうという考えでございますので、よろしくお願いたします。

○ 6番（穴瀬克己君） これで終わりますが、屋根の吹き替えで1軒に20万円かかるから大変やというが、この48戸だけでも5億ほどかかります。3期にわたってやると10数億円かかりますよ。屋根の修理が20万円かかるから大変や、何が大変やね。老朽化した市営住宅への対応がおくれているから、改良住宅に対する偏見の目がさらに深まっていく形になっていきます。同時に、この市営住宅の立て替え施策そのものがお座なりにされていたので、何とか改善しなければならぬということで提案もしてまいり、やっとその施策が発表されました。

しかし、この中に伯太団地ともう1カ所ある中層のまだ耐用年数のある住宅に対しては、2戸1政策を織り込むなり増築政策を織り込むなりしてもらわないといけない。何も丸笠が同和事業でやっているから、伯太もすぐ2戸1をやれと言っているのではない。せつかく市営住宅に対する建て替え政策をきちんと立てたのだから、長年かけて完成していかなければならないが、その中で基本的なことを忘れてる。老朽化した分だけ建て替え、耐用年数がまだあるものはこれから10年、20年間、2DKだけとなります。そうすると、丸笠団地の2戸1なり増築はつじつまが合わない。改良住宅だけをやり、一般市営住宅にはその施策がない。あったら言うてくださ

いよ。

あの構想を見る限りでは、耐用年数がきて老朽化している住宅からやっていくと出ています。まだ耐用年数がある住宅については、2DKを3DKあるいは2戸1を目途に改善を図っていくという構想すら立てていない。丸笠団地が2DKから3DKに変わっていくことには何も文句はありませんよ。しかし、住宅建て替え政策の中には、一般の市営住宅は何ら入っていない、織り込まれていないところに非常に憤りを感じます。こんな住宅政策でいいのかどうか。住宅に対する考え方は、同一のものでなければならない。それを片方はいつまでも辛抱せよという論法では、承服できない。今後の建て替え政策においては、2戸1あるいは増築というような形で耐用年数の来ていない住宅に対する考え方を考えるつもりがあるのかどうか、御答弁願いたい。

- 建設部長（浅井隆介君） 先ほども申し上げましたように、木造住宅の400余戸につきましては約61億円かかります。年数も5ヵ年計画を3期ぐらいに分けてやっていかなければならぬだろうと考えておりました、非常に長期にわたる構想になります。また、将来的にも住宅事情あるいは社会情勢も変わってまいりますので、いまの伯太団地や唐国団地等につきましても、次の段階で利用方法等も考えていかなければならないと思います。まず、当面は、緊急を要する木造住宅の建て替えに全力を挙げて1日も早く改善し、その次の構想を立てていきたいと考えております。

これは何も市営住宅に限りません。府営住宅も建て替えが進んでまいり、大体1.7倍ぐらいになっていくと思います。また、公団や公社住宅も増えてまいります中、住宅事情や社会情勢も変動してまいりますので、そういうことを考えまして、次の時点で先生の御意見を十分参釈いたしまして、市全体の住宅構想をもう一度立て直していきたい、かように考えます。

- 6番（穴瀬克己君） そういう形で逆のギャップが出てくるような改善施策は、いまの解放運動や差別問題に悪影響を及ぼすと思います。改良住宅と同じような形で一般市営住宅に対しても施策を進め、構想に織り込んでいかなければならない。何も2戸1や増築工事をしなくても、家族が多くなると2戸にする方法をとってきました。丸笠団地では、家族が5人、6人で子供が大きくなると、続きの市営住宅を貸すという形で対応してきたが、一般市営住宅でもそのような施策をとって当然だと思います。その辺の運営そのものについても、聞かれた形の中で市民のニーズや社会情勢の変化に即応した施策をとってもらいたい。

従来から一般市営住宅に対しては、1世帯1住宅という施策しかとってこなかった。こういった点で逆差別的な形が生まれていますので、この点等についても十分検討していただきたい。そして、将来的には、2戸1政策なり増築計画を住宅改善構想に乗せていただき、そういう形での施策を取り入れていただきたい。その間、6～7人の世帯に対しては、一般の市営住宅に対して

も2戸に入っただけのような窓口の設置を検討してもらいたい。このことを要望して終わります。

- 議長（田中昭一君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第51号は原案どおり可決されました。

- 
- 議長（田中昭一君） ここで、お昼のため暫時休憩いたします。

（午後零時14分休憩）

---

（午後1時10分再開）

- 議長（田中昭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19「財産取得について」（和泉市立光明台中学校校舎）及び日程第20「財産取得について」（和泉市立光明台北小学校校舎）を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

#### 議案第46号

##### 財産取得について

和泉市立光明台中学校校舎として次の建物を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

昭和63年12月13日提出

和泉市長 池田忠雄

#### 1. 場 所

和泉市光明台一丁目28番1号

#### 2. 構造及び面積

鉄筋コンクリート造3階建 626㎡

#### 3. 取得の方法

随意契約

4. 取得予定価格

89,898,300円

5. 取得の相手方

東京都千代田区九段北一丁目14番6号

住宅・都市整備公団

大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

住宅・都市整備公団 関西支社

理事・支社長 吉野正博

議案第47号

財産取得について

和泉市光明台北小学校校舎として次の建物を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

昭和63年12月13日 提出

和泉市長 池田忠雄

1. 場 所

和泉市光明台一丁目35番1号

2. 構造及び面積

鉄筋コンクリート造3階建 1,019㎡

3. 取得の方法

随意計画

4. 取得予定価格

159,823,570円

5. 取得の相手方

東京都千代田区九段北一丁目14番6号

住宅・都市整備公団

大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

住宅・都市整備公団 関西支社

理事・支社長 吉野正博

○ 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。

○ 管理部長（逢野博之君） お許しをいただきまして自席から、ただいま一括御上程をいただきました議案第46号と議案第47号の財産取得についての2議案につきまして、御提案を申し上げます理由並びにその内容を教育委員会事務局逢野より御説明を申し上げます。議案書10ページでございます。

まず、御提案を申し上げます理由でございますけれども、この2議案は、いずれも住宅・都市整備公団の建て替え施行により建設をいたしまして、既に供用開始をいたしております市立光明台中学校及び市立光明台北小学校の校舎を、本年度国家補助金の交付と起債を仰いで、住宅・都市整備公団との契約により取得するにつきまして、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会議決をお願いするものでございます。

それでは、内容につきまして順次御説明申し上げます。

まず、議案第46号の光明台中学校の校舎でございますが、昭和62年2月に完成いたしましたものでございまして、構造及び面積は鉄筋コンクリート造り3階建て、626㎡。施設内容は普通教室3室、理科室1室、音楽室1室等で、これを取得するための予算価格は8,989万8,300円であり、財源内訳といたしましては、国庫補助金4,238万3,000円、起債2,810万円、一般財源1,941万5,300円を予定いたしております。

続きまして、議案第47号について御説明を申し上げます。議案書12ページでございます。

本件の光明台北小学校校舎も、先ほどの中学校と同じ時期の昭和62年2月に完成いたしております。構造及び面積は、鉄筋コンクリート造り3階建て、1,019㎡。施設内容は、普通教室6室、図工室1室等で、取得予定価格は1億5,982万3,570円でございます。その財源内訳は、国庫補助金6,271万9,000円、起債4,700万円、一般財源5,010万4,570円でございます。

なお、本2議案とも、補助金、起債金、起債相当額以外の一般財源につきましては、年利5.9%で、半年賦、元金均等払いにより20年間で償還するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第46号並びに47号の財産取得についての提案の理由並びに内容の説明を終わります。よろしく御審議を賜りまして、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（田中昭一君） 本2件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本2件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第46号及び議案第47号は原案どおり可決されました。

- 議長(田中昭一君) 次に、日程第21「和泉市税条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第48号

和泉市税条例の一部を改正する条例制定について

和泉市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和63年12月13日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市税条例の一部改正をする条例(案)

和泉市税条例(昭和35年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「有しなかったもの」(の次に「公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の3に規定するものを除く。)小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、寡婦(寡父)控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと合わせて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除若しくは同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除を受けようとするものを除く。)]を加え、同条第4項中「前項」を「第1項又は前項」に改める。

附則第10条の2第1項中「土地等をいう。」の次に「次項及び」を加え、「譲渡をいう。」の次に「次項及び」を加え、「の全部又は一部」を削り、「優良住宅用地のための譲渡(同法第31条第1項に規定する)」を「優良住宅等のための譲渡(同法第31条の2第2項各号に掲げる)」に、「施行規則」を「施行規則附則第13条の3第5項」に改め、「適用」の次に「(次条又は附則第11条の2の規定の適用があるときを除く。)]」を加え、同条第2項中「の全部又は一部」を「の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡」に改め、「ものがある」を削り、「市民

税の所得割」の次に「(次条又は附則第11条の2の規定の適用があるときを除く。)」を加える。

附則第11条の次に次の1条を加える。

(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第11条の2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条の4第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得に係る附則第10条第1項の規定の適用については、同項中「法附則第34条第4項」とあるのは、「法附則第34条の4第3項」とする。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第15条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものおよびその時まで提出された第15条の2第1項の確定申告書を含む。)に前項の譲渡所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、昭和64年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の和泉市税条例(以下「新条例」という。)第15条第1項の規定は、昭和64年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、昭和63年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2の規定は、所得割の納税義務者が昭和63年4月1日以降に行う同条第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の市民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前行った改正前の市民税例附則第10条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第11条の2の規定は、所得割の納税義務者が昭和63年4月1日以降に行う租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和63年法律第4号)による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第31条の4第1項に規定する土地等又は建物等で同項に規定する居住用財産に該当するものの譲渡に係る個人の市民税について適用する。

理 由

昭和63年3月の第112回通常国会において可決された地方税法の一部改正により、個人住民税について公的年金等が給与所得から雑所得となったこと及び土地、住宅に係る長期譲渡所得

の税率の改正、課税の特例の創設が行われたことに伴い、本市市税条例について所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（橋本昭夫君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程いただきました議案第48号「和泉市税条例の一部を改正する条例」の提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

先般の第112回通常国会において、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金等の一部を改正する法律が、昭和63年法律第6号として可決、成立し、公布されました。これに伴いまして、本市の市税条例の規定につきましても所要の改正を行う必要が生じることになりました。

それでは、市税条例の一部を改正する条例の改正の内容について御説明を申し上げます。議案書（本冊）15ページでございます。

まず、第15条は市民税の申告等を定めたもので、前年中の所得が公的年金等に係る所得、いわゆる雑所得と称しますが、この所得のみである納税者は、市民税の申告書を提出する必要はありませんが、雑損控除、例えば生命保険控除等がございますが、あるいはまた、医療費控除等の控除を受けようとする受給者は、市民税の申告書を提出しなければならない、と定めるものでございます。

同条第4項につきましては、第1項の改正に伴い規定の整備を図るものでございます。

続きまして、附則第10条の2でございますが、優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例を定めたものでございます。長期譲渡所得のうち、優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資すると認める土地の譲渡につきましては、すなわち特別控除後の譲渡益4,000万円を越える部分につきましては税率の改正がございます。これは現行税率と比較いたしまして、市民税で1パーセント、府民税で0.5パーセントの減税となるものでございます。第1項同様に、規定の整備を図るものでございます。

なお、附則第11条の2は、居住用資産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例を定めるものでございます。所有期間10年を越える居住用家屋及びその敷地を譲渡した場合には、軽減税率を適用しようとするものでございます。すなわち特別控除後の譲渡益4,000万円以下の部分につきましては、市民税で2.7パーセント、府民税で1.3パーセントの計4パーセント、譲渡益4,000万円を越える部分につきましては、市民税3.4パーセント、府民税1.6パーセントの計5パーセントとするものでございます。

最後に、新条例は昭和64年4月1日から施行するものであり、第2条は、経過措置を規定したものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。

なお、18ページから22ページに新旧対照表を添付いたしておりますので、御参照いただきまして、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。終わります。

○ 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

原議員。

○ 23番（原 重樹君） これそのものは、地方税法の改正ということで出てきているわけですが、地方税法ですので、非常にわれわれもわかりにくいということで、教えていただきたいんですけれども。

3つが主な内容になっていきますけれども、そのうちの1つの居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例ということなのですが、実際には、中身そのものからしましたら、いわゆる居住用財産の買い替えというんですか、本来、今までならば自分の住んでいたものを買い替えて、ほかに住み替わるといときには、もちろんそれ以上のものということになれば別ですけれども、低い場合は、その差益が出てきますけれども、それ以上のものあるいは同等のものであれば、税金がかからないというのが原則でしたね。

それが実際には、これの法改正等によって結局は、そういう買い替えの特例が、一部はあれでしょうけれども、廃止されるというふうに思うんですけれども、そういう理解でいいのかどうか、その辺だけちょっと教えてください。

○ 議長（田中昭一君） 答弁。

○ 総務部次長（森 利治君） 市民税課長からお答えを申し上げます。

附則第11条の2でございますが、御指摘のとおりでございます。居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例でございます。御指摘のとおり、従来は居住用財産、家屋数でございますが、これを譲渡いたしまして、その譲渡代金同等額もしくはそれ以下の金額でありますと、税金はかからない。代替えは認められる、買い替えは認められる、こういうことでございます。それを超えますと、当然、譲渡所得税がかかったわけでございます。

それとあわせまして、もう一方は3,000万円特別控除、こういう制度の選択であったわけですが、今回この改正によりまして、原則的には、買い替え特例は適用しない、一定の要件を除くもの以外は適用しないと、こういう改正でございます。

従来どおり買い替え特例の適用のなります物件といたしましては、一定の制限がございまして、譲渡した都市の1月1日現在で、所有期間が10年以上であること、それからその譲渡の年を挟みまして、前後1年以内にかわりの居住用資産を購入した場合であること、かつ、その譲渡する居住用財産が、父母または祖父母でございまして、要するに相続とか贈与によりまして取得したものであること、かつ、その人がその家屋敷に30年以上の期間居住していたことであること、それから譲渡した相手方が譲渡した者と特別の関係、すなわち身内でありませうとか、親きょうだい、そういう身内の関係である人でないこと、さらに、その年に3,000万の特別控除を受けていないこと、これらの要件を満たすものにつきましては、従来どおり、買い替え、交換の特例が適用される。それ以外につきましては、条例で書いておりますように、一定の税率ですべて税金を納めていただく、こういう改正でございます。

- 議長（田中昭一君） 他に。
- 7番（赤阪和見君） 若干聞きたいんですが、18ページ、控除を受けようとしたときに社会保険料控除額等申請しなければならぬもの、また、寡婦、寡夫、これらの控除は、社会保険料をのければ、国民健康保険、年金も入るわけですね。そうしたら、それはこちらで自動的に申告しなくても引いていただけるのか、そういう点ちょっとお伺いします。
- 議長（田中昭一君） 答弁。
- 総務部次長（森 利治君） 第15条の改正でございます。これは社会保険料控除、その他いろいろ控除額がございまして、勤労学生、配偶者控除等々の控除があるわけですが、給与所得につきましては、御指摘のとおり、源泉徴収、年末調整等ですべて控除いたします。ただ、ここに書いております公的年金等に係るものにつきましては、一定当初に申告する部分、例えば配偶者、扶養者等々につきましては源泉をされますが、それ以外の控除——ここに書いておりますような控除が例えばありますれば、確定申告をいたしませんと、年金の支払者におきましては、それらの控除額を十二分に把握できる仕組みになっていない、こういう状況になっておりますので、確定申告を提出していただくというふうになったということでございます。
- 7番（赤阪和見君） そうじゃない。控除額が市民税の税率と計算の方法が違いますから、所得税はかかっていない。しかし、そのまま計算すると市民税はかかる。あやまちがありますね。そこで、結局それだけの年金をもらっているわけですから、扶養家族に入れられないというようなところから国民健康保険に入っていると。ありますね。それとか、寡婦であると。引いている引いていないは別にして、計算すればわかるわけですから。そういう点での計算は、自動的に市民税の範疇——これは市税条例ですから、市民税の範疇でしていただけるのか、していただけないのかということを知りたいです。わかりますか。

- 総務部次長（森 利治君） そういう方の場合には、申告をしていただいた上で処理をするということでございます。
- 7番（赤阪和見君） そうなってくると、申告制ですから、申告をしなければ引かないということと言われるんですけども、すべて申告していけば、税金の取り過ぎというのは還付で返ってくる面も多いと思うんですね、国税の範疇の中で。途中で退職されたとか。  
ところが、市民税の計算の中では、あえて申告制をとっているもので、会社から送ってきた内容、また社会保険所から送ってきた内容によってすべて税を課しているということでありませうけれども、最近、諸証明をつけなくも、市民税課にある台帳に国民健康保険の納付金額、国民年金の納付金額は自動的に処理されていますね。そういうのを引いてくれるのか、引いてくれないのかということを行っているわけです。所得税はゼロであると。
- 総務部次長（森 利治君） 御指摘のわれわれ市民税課の方で把握できます保険料でございますね、国保とか、年金とかそういう点につきましては、われわれの方で申告をしていただくなくても一定処理をさせていただくという手続はとらせていただいております。
- 7番（赤阪和見君） そうしたら、先ほどの寡婦の場合、もし社会保険庁へ、報告する場合でも、税金の申告等々の中で現況届等は素直に出しているんですけども、扶養云々のところは出していないやつがあるんですね。特に寡婦なんかの場合は、寡婦という意味合いがわからないということですね。寡婦の意味合いはそちらではよくわかっていると思うんです、台帳上では。一般通常ですよ。子供が向こうへ預けてあるとかどうのこうの、世帯分離されているところは別にしまして、そういう場合もそちらの方で、市民の側に立ったそういう方向での課税というのを、取ろうとする課税じゃなしに、当たり前の課税をしていただけるかどうか。申告するせんにかかわらず、気のついた範囲でそれだけの状態をしていただけるかどうか、その点をお願いします。
- 総務部次長（森 利治君） 御指摘の点につきましては、われわれの方で内容が的確に把握ができるものにつきましては、御指摘のとおり処理をさせていただきたい、かように存じます。
- 7番（赤阪和見君） 希望だけ。していますというのとしていきますというのでは、大分とニュアンスが違います。していますと言われると、また一言言いたいなというふうになりますのでね。今後していきますという方向でお答えを願いたいと思うんです。答えられたと思うんですけども。

そういうところで、市民が申告をしにきたときに、なるほどこのごろは的確に指導をされて、まして、国税の方へ税の申告をした方がいいと。これは還付できるということをされて、書いてあげる手続、その時間の都合によってはしてあげていることは、非常にうれしいことであり、いいことだと思います。

しかし、若い方で、独身等々で会社を転々とされたり、いろんな形で申告した場合は、その申告のあれを配付するときに、税金等の決定を送るときか、連絡するとき、そのときには的確な指導を——これは還付請求をしなさいとか、合算申告をした方が得ですよとか、あと働いていないならね、そのような指導も的確にできるようによろしく願いたいと思います。要望だけ。

- 議長（田中昭一君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

原議員。

- 23番（原 重樹君） 今の答弁等にもいろいろありましたけれども、結論から言いますと、反対ですので、反対の意見を述べさせていただきたいと思います。

まず1つは、先ほど質問しませんでしたけれども、10条の2の優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の分につきましては、もともとのでき方が宅地供給促進策といえますか、そこから出ているわけですがけれども、もともと優良住宅等につきましては、一般の場合の分より課税上もちろん優遇されているというのが今までからのあれでしたけれども、今回の改正、あるいはこれ以前に長期譲渡所得と短期譲渡所得の区切りが10年から5年にされたとか、そういう等々の改悪もありましたけれども、それに引き続きます今回の改正ということになっておりますし、あるいは税率の構造の緩和等を含めまして、高額所得者を優遇していく体制ということにもなっております。

もともとが地価が大変高くなってということで、いろいろ対策として1つは出ている中身だというふうには思いますけれども、実際にはこれをやりますと、地価高騰によって、結局は大きく持っている人、土地所有者が大きく増益になって、結局それがまた宅地の開発を促して行って、そして地価を高騰させることにもなりかねないというものでもあります。

あるいはまた、次の質問いたしました居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例、11条の2ですけれども、この問題につきましては、先ほどこよっと伺いましたように、結局は、やむにやまれず家を買って替えなあかんという場合の人たちでも、今までの特例を廃止して、課税していくというふうにもこの対象ではなってくるものであります。あるいは、説明の中にもありましたように、税率そのものが譲渡益——3,000万円控除したら、4,000万円を超える部分になるわけですがけれども、譲渡益7,000万円を超える部分につきましては、何億であっても同率という形をとっております。そうしますと、これも先ほどの理由と一緒に、総じて、大資産家優遇という形になってまいります。本来だったら地価の引き下げ等抜本策が必要ですがけれども、こういう形での法案の改正ということで、112国会でさ

れたものであります。

国会の方では、共産党を始めいたします社会党、公明党、民社党も反対し、自民党のみの賛成で成立した法案であると思います。そういうことも含めまして、共産党議員団といたしましては、立場もはっきりしておく意味で——もちろん地方税法の改正に伴う整備だということはありませんけれども、態度をはっきりさせていく意味で、反対をしておきたいと思っておりますので、よろしく願います。

- 議長（田中昭一君） 御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本件を原案どおり可決するに賛成の方、挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって、議案第48号は原案どおり可決されました。

- 
- 議長（田中昭一君） 日程第22「町の区域及び名称の変更について」及び日程第23「和泉市と堺市との境界の一部変更について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

#### 議案第49号

##### 町の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の町の区域及び名称を次のとおりとする。

その実施期日は、別に市長が定める。

昭和63年12月13日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 1 伏屋町及び室堂町の区域をそれぞれ別表現在町名の欄に掲げる町の区分に応じ、同表地番の欄に掲げる地番の土地の区域を除いた区域に変更する。
- 2 1において除いた区域をもって、それぞれ別表の新設町名の欄に掲げるとおり赤坂台四丁、新檜尾台三丁、新檜尾台四丁、鴨谷台二丁及び城山台五丁を新設する。

別表

現在町名	区 域(地番)	新設町名
伏屋町	350の1、350の14、350の15、350の16、350の17、350の18、350の31、350の32 350の33、350の34、350の35、350の41、350の42、350の43、350の44、350の45 350の54、350の55、350の57、350の58、350の59、350の60、350の61、350の62 350の63、350の71、350の72、350の73、350の74、350の76、350の78、350の79 350の80、350の81、350の82、350の83、350の84、350の85、350の87、350の88 350の89、350の90、350の91、350の92、350の93、350の94、350の95、350の96 350の97、350の98、350の101、357の7、357の13	赤坂台四丁
伏屋町	202の17、202の70、202の71、202の72	新檜尾台三丁
伏屋町	202の18、202の19、202の20、202の27、202の28、202の29、202の52、202の53 202の54、202の55、202の57、202の58、202の59、202の60、202の63、202の64 202の65、202の66、202の67、202の68、202の69、202の76、202の77、202の78 202の79、202の80、269の2、269の3、269の4、269の5、269の6、269の7 269の8、269の9、269の10、269の11、269の12、269の13、269の14、269の15 269の16、350の4、350の5、350の6、350の7、350の8、350の9、350の10 350の11、350の12、350の13、350の19、350の23、350の24、350の25、350の26 350の27、350の28、350の29、350の30、350の39、350の40、350の46、350の48 350の49、350の64、350の67、350の68、350の69、350の70、350の75、350の77 350の99	新檜尾台四丁
室堂町	824の39、824の40、824の41、824の42、824の43、824の44、824の45、824の62 824の63、824の64、841の7、841の8、841の10	鴨谷台二丁
室堂町	946の1、946の2、946の3、946の4、946の5、946の7、946の9、975の6 975の7、975の8、975の9、975の12	城山台五丁

(昭和63年10月5日)

(注) 地番欄に掲げる地番の土地の区域には、これらの土地間に隣接介在する道路及び水路である国有地を含むものとする。

議案第50号

和泉市と堺市との境界の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、昭和64年5月1日から和泉市と堺市との境界の一部を次のとおり変更することを大阪府知事に申請する。

昭和63年12月13日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市に編入する区域

堺市伏屋町2の32、2の33、2の49、2の50、5の1、5の2、5の3、6の1、6の2、7の1、7の2、7の3、7の4、7の5、7の6、8の1、8の2、8の3、8の12、8の13、室堂町1の1、1の2、1の3、1の4、1の9、1の42、2の13、2の28、2の29、2の30、2の31、4の6、7の2、7の3、7の4、7の5

堺市に編入する区域

和泉市赤坂台四丁 350の1、350の14、350の15、350の16、350の17、350の18、350の31、350の32、350の33、350の34、350の35、350の41、350の42、350の43、350の44、350の45、350の54、350の55、350の57、350の58、350の59、350の60、350の61、350の62、350の63、350の71、350の72、350の73、350の74、350の76、350の78、350の79、350の80、350の81、350の82、350の83、350の84、350の85、350の87、350の88、350の89、350の90、350の91、350の92、350の93、350の94、350の95、350の96、350の97、350の98、350の101、357の7、357の13、新松尾台三丁202の17、202の70、202の71、202の72、新松尾台四丁202の18、202の19、202の20、202の27、202の28、202の29、202の52、202の53、202の54、202の55、202の57、202の58、202の59、202の60、202の63、202の64、202の65、202の66、202の67、202の68、202の69、202の76、202の77、202の78、202の79、202の80、269の2、269の3、269の4、269の5、269の6、269の7、269の8、269の9、269の10、269の11、269の12、269の13、269の14、269の15、269の16、350の4、350の5、350の6、350の7、350の8、350の9、350の10、350の11、350の12、350の13、350の19、350の23、350の24、350の25、350の26、350の27、350の28、350の29、350の30、350の39、350の40、350の46、350の48、350の49、350の64、350の67、350の68、350の69、350の70、350の75、350の77、350の99、鴨谷台二丁824の39、824の40、824の41、824の42、824の43、824の44、824の45、824の62、824の63、824の64、841の7、841の8、841の10、城山台五丁946の1、946の2、946の3、946の4、946の5、946の7、946の9、975の6、975の7、975の8、975の9、975の12及びこれらの区域に隣接介在する道路又は水路である国有地の全部

- 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。
- 市長公室理事（稲田順三） お許しをいただきまして自席より、ただいま一括御上程をいただきました議案第49号「町の区域及び名称の変更について」と議案50号「和泉市と堺市との境界の一部変更について」の両議案の提案理由並びにその内容につきまして、市長公室稲田より御説明を申し上げます。

まず、両議案を提出するに至りました経過から御説明を申し上げます。

今回の境界変更の区域が含まれております泉北ニュータウンは、昭和49年から大阪府企業局におきまして、和泉市、堺市の両市にまたがり一体的に開発されました1,557haという大きなニュータウンでございます。この区域における本市と堺市との行政境界は複雑に入り組んでおりまして、住民の地域活動や住民に対する行政サービス、公共施設の維持管理等に支障を来す恐れがあるため、企業局、堺市及び本市の三者によりまして、境界変更について協議を重ねてまいったところであります。

境界変更の基本的事項といたしまして、第1に、両市の行政面積を変更しないいわゆる等積交換。第2に、泉北ニュータウンの住区構成上、基本的には泉北4号線をくくりとすること。以上の2点に基づきまして、議案参考資料11ページの変更区域図のとおり境界変更案を作成いたしました。その後、この案によりまして地元の町会長さんを初め住民、地主の皆様方の御理解を得るために重ねてまいったところであります。具体的に申し上げますと、8月30日には住民の皆様方を対象に、また、8月31日には地主の皆様方を対象にそれぞれ説明会を開催いたしました。その後についてもたび重なる調整を行ってまいりまして、この境界変更案についての御理解をいただいたところでございます。

以上が、今回の境界変更の議案を提出するに至りました経過でございます。

次に、両議案の内容について御説明を申し上げます。

まず、本件につきましては、住民皆様方にできる限り御不便をおかけしないことを第1の考慮といたしまして、行政境界の変更先立ち、それぞれの編入区域について、本市におきましては堺市の町名に、堺市におきましては本市の町名に変更した上で交換しようとするものでございます。この方法によりまして、住所の表示に係るいろんな混乱、障害を解消することで、市民生活の便宜を向上させようとするものでございます。

それでは、議案第49号「町の区域及び名称の変更について」御説明を申し上げます。

お手元の別冊議案参考資料2ページの議案第49号参考図でお示しております斜線の区域が、今回、本市が行います変更対象区域でございます。泉州山手線より北側の斜線区域が、変更対象となります和泉市伏屋町の区域でございます。また、泉州山手線より南側の斜線区域が、同じく

変更対象となります和泉市室堂町の区域でございます。変更区域に含まれます町名は、和泉市伏屋町と室堂町の2町でございます。

まず、変更されます伏屋町の区域より御説明を申し上げます。

当該変更区域は、堺市の赤坂台四丁、新檜尾台三丁、新檜尾台四丁に接しておりますことから、堺市側の町の形態との整合を考慮し、それぞれ近接する町名に変更しようとするものでございます。

その面積及び筆数について御説明を申し上げます。

初めに、赤坂台四丁に変更されます伏屋町の面積は約1.6ha、筆数53筆でございます。次に、新檜尾台三丁に変更されます伏屋町の面積は約1.1ha、筆数4筆でございます。新檜尾台四丁に変更されます伏屋町の面積は約3.7ha、筆数73筆でございます。

以上が、伏屋町の変更区域の内訳でございます。

次に、変更されます室堂町の区域につきまして御説明を申し上げます。

当該区域は、堺市の鴨谷台二丁、城山台五丁に接しておりますことから、先ほどと同様、堺市側の町の形態との整合を考慮し、それぞれ近接する町名に変更しようとするものでございます。

その面積及び筆数について御説明申し上げます。

初めに、鴨谷台二丁に変更されます室堂町の面積は約0.5ha、筆数13筆でございます。次に、城山台五丁に変更されます室堂町の面積は約1.9ha、筆数12筆でございます。

以上が室堂町の変更区域の内訳でございます。

なお、この変更に関係いたします地番の区域につきましては、議案第49号別表に記載してあるとおりでございます。

また、この変更により堺市より和泉市に編入されます町別内容について御説明申し上げます。

伏屋町に編入されます面積は約6.0ha、筆数20筆でございます。また、室堂町に編入されます面積は約2.8ha、筆数16筆でございます。この変更によりまして伏屋町の面積は、現在の6.6haから約6.5.5haに、室堂町の面積は、現在の1.2.2haから約1.2.4haとなるものでございます。

以上が、「町の区域及び名称の変更について」の内容の御説明でございます。

引き続きまして、議案第50号「和泉市と堺市との境界の一部変更について」の内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、和泉市に編入する区域でございますが、堺市側であらかじめ本市の町名に変更されます堺市伏屋町2の3.2ほか1.9筆、堺市室堂町1の1のほか1.5筆の合計3.6筆でございます。

次に、堺市に編入する区域でございますが、議案第49号におきましてあらかじめ和泉市伏屋

町から堺市側の町名に変更していただきます和泉市赤坂台四丁350の1ほか52筆、和泉市新檜台三丁202の17ほか3筆、和泉市新檜尾台四丁202の18ほか72筆。

次に、和泉市室堂町からへんこうしていただきます和泉市鴨谷台二丁824の39ほか12筆、和泉市城山台五丁946の1ほか11筆。

そして、これらの区域に隣接介在する道路又は水路であります国有地20筆の合計175筆でございます。

次に、境界変更をしようとする区域の面積でございますが、本市から堺市に編入される区域の面積と堺市から本市に編入する区域の面積は同一でございます、それぞれ約8.8haでございます。

なお、本市から堺市へ編入される区域には22世帯、54名が居住されており、堺市から本市へ編入される区域には現在、居住者はおられません。

今後のスケジュールにつきましては、本案件につきまして御審議を賜り御議決をいただいた上、本市と堺市の両市で大阪府知事へ申請を行い、来年2月の大阪府議会の議決を経て国の方で官報告示を得た後、5月1日に施行する予定でございます。

以上が、提案理由並びにその内容の御説明でございます。よろしく御審議を賜り、原案どおり御議決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（田中昭一君） 本2件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本2件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第49号及び議案第50号は原案どおり可決されました。

- 議長（田中昭一君） 次に、日程第24「和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改定する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

#### 議案第52号

和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和63年12月13日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(案)

(和泉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項第2号及び第4号中「満18歳未満の」を「満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改め、同条第3項中「15,000円」を「16,000円」に、「10,000円」を「10,500円」に改める。

第14条の3第1項中「23,500円」を「26,500円」に改め、「(医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち規則で定めるものにあつては月額25,500円)」を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 行政職給料表

職務の 等級	1 等 級		2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	甲	乙				
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1				141,000	121,100	
2	241,800	205,400	171,700	148,000	126,800	99,100
3	251,000	214,100	179,600	155,200	133,500	102,200
4	260,300	222,800	187,500	163,500	141,000	105,500
5	271,500	232,300	196,500	171,700	148,000	108,800
6	282,800	241,800	205,400	179,600	155,200	112,500
7	294,100	251,000	214,100	187,500	163,500	116,700
8	305,400	260,300	222,800	196,500	171,700	121,100
9	316,900	271,500	222,800	196,500	171,700	121,100
10	328,400	282,800	241,800	214,100	187,500	133,500
11	340,800	294,100	251,000	222,800	195,600	141,000
12	353,700	305,400	260,300	231,500	203,900	148,000
13	366,700	316,900	269,700	240,200	212,100	155,200
14	379,700	328,400	279,400	248,900	220,200	162,400
15	393,300	339,900	289,000	257,600	228,100	169,800
16	406,900	351,400	298,600	266,500	235,700	177,200
17	420,500	362,700	308,200	275,400	243,100	184,300
18	433,200	373,800	317,800	284,500	250,600	191,300
19	444,800	384,400	327,300	293,600	258,200	197,300
20	456,100	394,900	336,800	302,600	265,200	203,100
21	466,600	404,000	346,300	311,500	272,200	208,800
22	476,300	411,100	355,200	320,400	278,300	214,300
23	481,800	418,000	364,000	329,300	284,300	219,800
24	486,500	422,700	371,200	337,600	288,700	224,800
25		427,400	377,900	345,300	292,500	229,600
26		431,700	382,400	352,300	296,200	234,300
27			386,600	358,300	299,000	238,700
28			390,700	364,000	301,700	242,300
29			394,800	368,300	304,400	245,700
30			398,600	372,400	307,100	248,300
31			402,400	376,500	309,800	250,900
32			406,200	380,400	312,400	253,400
33				384,200	315,000	255,900
34				388,000	317,500	258,300
35				391,800	319,900	260,700
36				395,600		263,100
37				399,300		265,300
38						267,500
39						269,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 医療職給料表

ア 医療職給料表(一)

職務の 等級	特 1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円
1	482,200	354,600	272,900	—	—
2	494,000	366,200	284,600	238,300	173,200
3	505,800	377,600	296,300	249,700	182,900
4	518,000	389,000	308,000	261,300	193,000
5	530,000	400,400	319,600	272,900	204,300
6	542,300	411,500	331,200	284,500	215,700
7	555,300	422,300	342,900	296,100	227,000
8	568,700	432,800	354,600	307,600	238,300
9	582,600	443,200	366,100	319,100	249,500
10	596,600	453,600	377,500	330,500	260,500
11	610,500	463,900	388,900	341,900	271,300
12	624,100	474,200	399,500	351,800	280,400
13	637,600	484,500	410,000	361,300	289,100
14	650,700	494,800	420,300	370,500	297,600
15	663,700	503,900	430,500	379,100	306,100
16	676,000	512,400	440,200	388,300	314,500
17	687,900	520,300	449,800	397,100	322,900
18	698,400	526,600	459,400	405,900	331,200
19	707,600	531,900	469,000	414,700	338,500
20		536,700	476,100	421,500	343,400
21			483,200	428,000	348,200
22			488,000	434,000	351,300
23			492,600	438,300	
24			497,200	442,400	
25			501,900	446,400	
26			506,200	450,300	
27				454,000	

備考 この表は、医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（二）

職務の等級	特 1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円
1			141,000	121,100	
2	205,400	168,700	148,000	126,800	99,100
3	214,100	175,000	155,200	133,500	102,200
4	222,800	181,300	162,400	141,000	105,500
5	232,300	187,500	168,700	148,000	108,800
6	241,800	196,500	175,000	155,200	112,500
7	251,000	205,400	181,300	162,400	116,700
8	260,300	214,100	187,500	168,700	121,100
9	271,500	222,800	196,500	175,000	126,800
10	282,800	232,300	205,400	181,300	133,500
11	294,100	241,800	214,100	187,500	141,000
12	305,400	251,000	222,800	195,600	148,000
13	316,900	260,300	231,500	203,900	155,200
14	328,400	269,700	240,200	212,100	162,400
15	339,900	279,400	248,900	220,200	167,900
16	351,400	289,000	257,600	228,100	173,400
17	362,700	298,600	266,500	235,700	178,900
18	373,800	308,200	275,400	243,100	184,300
19	384,400	317,800	284,500	250,600	191,300
20	394,900	327,300	293,600	258,200	197,300
21	404,000	336,800	302,600	265,200	203,100
22	411,100	346,300	311,500	272,200	208,800
23	418,000	355,200	320,400	278,300	214,300
24	422,700	364,000	329,300	284,300	219,800
25	427,400	371,200	337,600	288,700	224,300
26	431,700	377,900	345,300	292,500	229,600
27		382,400	352,300	296,200	234,300
28		386,600	358,300	299,000	238,700
29		390,700	364,000	301,700	248,300
30		394,800	368,300	304,400	245,700
31		398,600	372,400	307,100	248,300
32		402,400	376,500	309,800	250,900
33		406,200	380,400	312,400	253,400
34			384,200	315,000	255,900
35			388,000	317,500	258,300
36			391,800	319,900	260,700
37			395,600		263,100
38			399,300		265,300
39					267,500
40					269,700

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士、検査技師、保健婦、助産婦、看護婦等で規則で定めるものに適用する。

(和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和44年和泉市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号及び第4号中「満18歳未満の」を「満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、市長が定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第1条中和泉市職員の給与に関する条例第13条第2項第2号及び第4号の改正規定並びに第2条の規定は、昭和64年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の和泉市職員の給与に関する条例(第13条第2項第2号及び第4号を除く。以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和63年4月1日(以下「切替日」という。)から適用する。

(最高号給等の切替等)

3 切替日の前日において、職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、市長が別に定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日から施行日の前日までの間において、第1条の規定による改正前の和泉市職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち市長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、市長の定めるところによる。

(昇給期間の延伸)

5 昭和64年4月1日に在職する職員で、改正後の条例第24条第1項の適用を受ける職員(市長が別に定める職員を除く。)における昭和64年4月1日以降の最初の昇給規定(改正後の条例第6条第1項及び第3項ただし書の規定をいう。)の適用については、昇給規定に定める期間に6月を加えた期間をもって昇給規定に定める期間とする。

(給与の内払い)

6 改正前の条例の規定に基づいて切替日から施行の日の前日までに支払われた給与は、改正後

の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委 任)

7. 前6項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

理 由

一般職の国家公務員の給与改定の趣旨並びに諸般の情勢を考慮し、本市の一般職の職員及び企業職員の給与について所要の改定をする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○ 議長(田中昭一君) 提案理由の説明を願います。

○ 市長公室理事(神藤恒治君) それでは、お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第52号「和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について」、市長公室神藤より提案の理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、本年8月4日付の人事院勧告の趣旨並びに諸般の情勢を考慮いたしまして、本市の一般の職員及び企業職員の給与についても国と同様の改正をしようとするものでございます。

その内容でございますが、議案書4ページの第1条は、和泉市職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、同条例第13条第2項の改正は、扶養手当の支給対象のうち、満18歳未満の子、孫及び弟妹を満18歳になった日の属する年度末まで期間延長し、扶養親族とする旨の改正でございまして、同条第3項の改正は、配偶者の扶養手当の月額「1万5,000円」を「1万6,000円」とし、配偶者のいない職員の扶養親族のうち、1人目「1万円」を「1万500円」と改めるものでございます。

次に、第14条の3は住居手当の改正でございまして、借家居住者についての最高支給限度額「2万3,500円」を「2万6,500円」に改め、この改正により従前の医師に対する最高支給限度額を上回ることとなるため、その措置を廃止するものでございます。

また、別表第1及び別表第2の改正は、行政職及び医療職の給料表を改めるものでございまして、議案書5ページから7ページのとおりでございます。

次に、議案書8ページの第2条は、和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございまして、企業職員についても、第1条の和泉市職員の給与に関する条例第13条第2項の扶養手当の支給対象に係るものと同様の改正を行うものでございます。

次に、附則第1項及び第2項は施行期日適用日に関する規定でございまして、本条例案は市長の定める日から施行いたすこととし、本年4月に遡って適用しようとするものでございますが、

このうち扶養手当に係る子、孫及び弟妹の改正規定は来年4月1日から施行しようとするものでございます。

また、附則第5項におきましては、給与をめぐる諸情勢を勘案いたしまして、管理職の職員について来年4月1日から定期昇給6カ月の延伸措置を講じようとするものでございます。

その他の附則につきましては、本条例案の施行に伴い所要の規定設備を図るものでございます。以上、まことに簡単ではございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。

12ページ以降に記載いたしております新旧対照表を御参照の上、よろしく御審議をいただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

早乙女議員。

○ 22番（早乙女実君） 今御説明ありましたように、国家公務員の人事院勧告に伴います切り替えということで、議案そのものについては反対ということではございませんが、附則部分につきまして御意見と若干の質問をさせていただきたいと思っております。

過日、「日刊いずみ」、当市役所の労働組合のニュースをいただきまして見ましたところ、12月12日付ですが、管理職の定期昇給6カ月延伸を行う趣旨説明という緊急部長会の会議、11月12日、それに提案された趣旨説明文の抜粋である、という、そうした表といたしますか、ワープロで打ちました文章が掲載されております。これは、市職労のニュースに載っておりますとおり、緊急部長会での趣旨説明としては出された文章そのもの、いわゆるここでは抜粋になっておりますが、内容等につきましてもそのまま間違いのないものかどうかということだけ、まず確認の意味で聞いておきたいと思っております。

○ 議長（田中昭一君） 答弁。

○ 市長公室次長（鹿島賢昌君） 早乙女先生の質問でございますが、人事の鹿島からお答えいたします。

おっしゃるように、11月22日の緊急部長会に出されたものであります。ただし、私が見た感じでは、給与をめぐる諸情勢等、が抜かれて、確かに抜粋ということになっております。

○ 22番（早乙女実君） この文案に関連して一言だけ御意見を申し延べさせていただきます。

この文章を見させていただいた限りでは、いろいろと今回の6カ月延伸について理由等を延べておられるわけですが、市職労の方の概要の分でいきますと、自治省の指導、和泉市の府下における現状、財政サイドからの要請、管理職の昇給延伸の是非という、この4項目の理由が延べられているわけですが、いろいろ読ませていただきますと、基本的には、自治省の指導とい

う、そういう名前に基づく地方自治の介入といいますか、あるいはまた、ラスパイレス対策だというふうには私としてはこれは判断せざるを得ないわけですが、もともと自治省からの指導という名前で、地方自治に対しますいろいろな介入というのは、先ほど論議がありましたけれども、いわゆる制裁措置、起債留保という問題や、あるいは大きくは補助金カットということで、いわゆる地方自治に介入する自治省、政府のやり方ということが非常にはっきりしているだろうと思うんです。とりわけ議会におきましては、地方自治を守る立場から、各市でこうした補助金カットにつきましては意見書や決議というものが採択されていますし、また、ラスパイレスそのものについてもいろいろな考え方、見解というか表明されていると思うんです。

もともとこのラスパイレス指数という指数の計算式からも、もう財政当局の方はよく御存じだと思いますけれども、その市あるいは町とかいう歴史性といいますか、人事採用とかそういったいろいろな経過というものを全く取り去る、ごく一部の指数の表現でしかないと思います。そうしたことをもとに、今回の自治省の指導という名前での介入というのは、はっきり言ひまして、目に余るものがあるだろうと思います。

また、文章中に、最後のくだりですが、一般職への対応の問題も述べられております。この点につきましては、今までの労使関係からいひしても、余りにも一方的に行い過ぎるのではないかという気もしますし、このことによつて、もうお気づきだろうと思いますけれども、新たな矛盾も生まれてくる。管理職に昇格したら延伸になる。管理職になって昇格すれば、給与がよくなるというのが普通ですが、逆にこれで延伸になるというようなそういう問題も生まれますし、いわゆる一般的にいう追いつきや追い越し、こういう問題も出てきます。新たな矛盾が出てくることはもう御存知のことだろうと思います。

こうした点から見ましても、今まで労使合意でこうした合理化問題というのは基本的には進めてこられた。そうした経過からいひましても、今回の附則の5号で、こうした延伸の規定を出されたということ、しかもそれがいまだにまだきつちりとした形で労使合意がされていない。こういう中で提案されたことにつきましては、私としては大変遺憾であるということを表示しておきたいと思ひます。

最後に、今後の労使合意への努力を一層していただきますようお願い申し上げまして、意見とさせていただきます。

以上です。

- 議長（田中昭一君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第52号は原案どおり可決されました。



- 議長（田中昭一君） 次に、日程第25「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会議務局長朗読）

#### 議案第53号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について  
一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和63年12月13日 提出

和泉市長 池田忠雄

#### 和泉市条例第 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年和泉市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「2,200円」を「2,600円」に改め、同項第2号中「2,000円」を「2,300円」に改める。

#### 附 則

この条例は、昭和64年1月1日から施行する。

#### 理 由

国家公務員における人事院規則の一部が改正されたことを考慮し、本市条例による支給を受ける職員についてもこれに準じて所要の改定を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。
- 市長公室理事（神藤恒治君） それでは、お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第53号「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」、神藤から提案の理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。
- まず、提案の理由でございますが、本年4月から国家公務員における人事院規則の特殊勤務手

当の一部改正が行われたことに伴いまして、同様の規定を置いております本市条例につきましても改正しようとするものでございます。

次に、その内容でございますが、診療施設の病棟に勤務する助産婦、看護婦につきまして、深夜において勤務した場合、夜間看護手当を支給いたしておりますが、その勤務時間が4時間以上である場合2,200円を2,600円に、2時間以上4時間未満である場合2,000円を2,300円に改めようとするものでございます。

なお、本条例案は昭和64年1月1日から施行しようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。

24ページに記載いたしております新旧対照表を御参照の上、よろしく御審議をいただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（田中昭一君） 本件につきまして質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第53号は原案どおり可決されました。

○ 議長（田中昭一君） 日程第26「昭和63年12月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第54号

昭和63年12月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について  
昭和63年12月支給分の期末手当の額の特例に関する条例を次のように制定する。

昭和63年12月13日 提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

昭和63年12月支給分の期末手当の額の特例に関する条例（案）

(目 的)

第1条 この条例は、昭和63年12月支給分の期末手当の額の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(特 例)

第2条 昭和63年12月支給分の期末手当に限り、和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)第25条の規定の適用については、同条第2項中「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額に20,000円を加えて得た額」とする。

2 昭和63年12月支給分の期末手当に限り、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年和泉市条例第20号)第5条の規定の適用については、同条第2項中「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額に20,000円を加えて得た額」とする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 昭和63年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に和泉市職員の給与に関する条例及び和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給した期末手当は、これらの条例及びこの条例の規定による給与の内払とみなす。

理 由

府下各市の状況その他諸事項にかんがみ、本年12月支給分の期末手当の額を特例的に増額する必要がある。

これがこの条例案を提出する理由である。

- 議長(田中昭一君) 提案理由の説明をお願いします。
- 市長公室理事(神藤恒治君) ただいま御上程をいただきました議案第64号「昭和63年12月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について」、神藤から提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、職員の勤労意欲並びに府下各市の状況等諸事情を勘案する中で、昭和63年12月支給分の期末手当に限り特例的に増額しようとするものでございます。

次に、その内容でございますが、本条例案第2条第1項は、和泉市職員の給与に関する条例第25条を適用するに当たり、所定の読み替えを行うものでございまして、同条第2項中「割合を乗じて得た額」とあるのを「割合を乗じて得た額に20,000円を加えて得た額」とし、一律2万円を上積みしようとするものでございます。

また、本条例案第2条第2項は、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第

2項中「割合を乗じて得た額」とあるのを「割合を乗じて得た額に20,000円を加えて得た額」とし、一律2万円を上積みしようとするものでございます。

なお、本条例案は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をいただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第54号は原案どおり可決されました。

○  
○ 議長（田中昭一君） 日程第27「昭和63年度和泉市一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第55号

昭和63年度和泉市一般会計補正予算（第3号）

昭和63年度和泉市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ877,414千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,518,208千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

昭和63年12月13日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市 税		12,316,860	478,533	12,795,393
	1. 市 民 税	5,949,196	449,234	6,398,430
	7. 特別土地保有税	81,180	29,299	110,479
8. 分 担 金 及 び 負 担 金		473,723	478	474,201
	1. 分 担 金	18,649	478	19,127
10. 国庫支出金		3,930,421	△ 6,052	3,924,369
	2. 国庫補助金	1,607,063	△ 6,052	1,601,011
11. 府支出金		3,034,067	31,155	3,065,222
	2. 府補助金	2,593,278	31,155	2,624,433
13. 寄付金		232,900	7,575	240,475
	1. 寄附金	232,900	7,575	240,475
14. 繰入金		588,490	50,000	638,490
	1. 基金繰入金	588,490	50,000	638,490
15. 諸収入		2,445,882	24,325	2,470,207
	5. 雑収入	1,270,572	24,325	1,294,897
16. 市債		2,335,212	291,400	2,626,612
	1. 市債	2,335,212	291,400	2,626,612
歳入合計		3,164,794	877,414	32,518,208

2. 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議 会 費		314,769	8,764	323,533
	1. 議 会 費	314,769	8,764	323,533
2. 総 務 費		3,083,178	228,741	3,311,919
	1. 総務管理費	1,906,678	150,057	2,056,735
	2. 徴 税 費	512,423	9,025	521,448
	3. 戸籍住民基本 台帳費	208,828	12,718	221,546
	4. 選 挙 費	68,035	△ 812	67,223
	5. 統計調査費	24,955	1,833	26,788
	6. 監査委員費	26,979	△ 122	26,857
	7. 同 和 対 策 費	335,280	56,042	391,322

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		8,674,373	86,211	8,760,584
	1. 社会福祉費	3,195,864	16,751	3,212,615
	2. 児童福祉費	2,985,437	46,216	3,031,653
	3. 生活保護費	2,486,371	23,244	2,509,615
4. 衛生費		3,382,149	19,341	3,401,490
	1. 予防衛生費	1,849,672	8,660	1,858,332
	2. 環境衛生費	1,461,649	△ 1,464	1,460,185
	3. 墓地管理費	57,680	12,145	69,825
5. 農林水産業費		343,779	10,715	354,494
	1. 農業費	340,199	10,615	350,814
	2. 林業費	3,580	100	3,680
6. 商工費		228,799	8,314	237,113
	1. 商工費	228,799	8,314	237,113
7. 土木費		5,419,742	161,543	5,581,285
	1. 土木管理費	221,071	13,952	235,023
	2. 道路橋梁費	930,202	86,236	1,016,438
	3. 河川水路費	232,390	49,803	282,193
	4. 都市計画費	1,787,002	39,872	1,826,874
	5. 住宅費	2,249,077	△ 28,320	2,220,757
8. 消防費		878,687	24,183	902,870
	1. 消防費	878,687	24,183	902,870
9. 教育費		4,778,755	321,074	5,099,829
	1. 教育総務費	397,058	6,621	403,679
	2. 小学校費	1,571,931	3,551	1,575,482
	3. 中学校費	885,178	3,509	888,687
	4. 幼稚園費	400,336	△ 13,927	386,409
	5. 社会教育費	504,128	321,771	825,899
	6. 保健体育費	1,020,124	△ 451	1,019,673
13. 災害復旧費		65,253	8,528	73,781
	2. 農林施設 災害復旧費	6,190	2,393	8,583
	3. 土木施設 災害復旧費	43,531	6,135	49,666
歳出合計		31,640,794	877,414	32,518,208

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
既 設 公 營 住 宅 改 善 事 業	昭 和 63 年 度 ～ 昭 和 64 年 度	236,396	昭 和 63 年 度 ～ 昭 和 64 年 度	375,700

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補			正			前			補			正			後						
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法		
道路橋梁整備事業	287,075	普通貸借又は証券発行	年8.0%以内	府行他の 政銀そ	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換ええることができる。	293,975	普通貸借又は証券発行	年8.0%以内	府行他の 政銀そ	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換ええることができる。												
公営住宅整備事業	1,192,176	同上	同上	同上	同上	1,173,976	同上	同上	同上	同上												
消防施設整備事業	32,200	同上	同上	同上	同上	32,900	同上	同上	同上	同上												
災害復旧事業	7,500	同上	同上	同上	同上	9,500	同上	同上	同上	同上												
史跡池上遺跡整備事業						300,000	同上	同上	同上	同上												
計	2,335,212																					

- 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） それでは、ただいま御上程をいただきました議案第55号「昭和63年度和泉市一般会計補正予算（第3号）」につきまして、総務部理事大塚よりその内容を御説明申し上げます。

今回御上程をいただきました補正予算の内容は、人事院勧告に伴う給与改定及び期末手当の特例措置などの人件費あるいは道路、水路等の維持費、補助金の確定に伴う事業費並びに国庫債務負担事業の年割り額等の変更に伴う債務負担行為の限度額の変更などが主な内容でございます。

それでは、予算書に基づきましてその内容の御説明を申し上げます。31ページをお願いいたします。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億7,741万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ325億1,820万8,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款・項区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

次に、第2条は債務負担行為の補正でございまして、既設公営住宅改善事業の限度額の変更で、内容につきましては第2表のとおりでございます。

第3条は地方債の追加及び変更でございまして、道路橋梁整備事業債の限度額の変更、史跡池上曾根遺跡整備事業債等の追加で、内容につきましては、第3表 地方債補正のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づき歳出予算から御説明申し上げます。44ページをお願いいたします。

まず、議会費でございますが、職員の給与費876万4千円を追加計上いたしました。

次に、総務費2億2,874万1,000円の追加計上でございますが、職員の給与費、臨時職員賃金並びに解放総合センター、市民文化ホール整備事業費4,500万円が主な内容でございます。

次に、民生費でございますが、8,621万1,000円の追加計上でございまして、職員の給与費並びに産休等の代替臨時保母賃金でございます。

続きまして、衛生費1,934万1,000円の追加計上でございますが、職員の給与費及びガン対策強化事業備品購入費1,100万円がその主なものでございます。

次に、農林水産業費でございますが、1,071万5,000円の追加計上でございまして、職員の給与費及び市単独土地改良事業補助金追加450万円でございます。

商工費につきましては、職員の給与費及び臨時職員賃金の追加計上でございます。

続きまして、土木費でございますが、職員の給与費及び事務事業費の追加等で1億6,154万3,000円の計上となっております。主な内容といたしましては、道路維持補修費等追加5,550万円、上代伏屋線工事費追加2,000万円、水路費追加4,000万円、和泉府中駅前東地区意向調査等委託料追加として335万円及び丸笠岡地住戸改善整備工事費の更正減5,359万3,000円でございます。

なお、丸笠岡地住戸改善整備事業につきましては、2カ年の事業でございますが、今回事業費の増額及び事業執行の年割額の変更により63年度現計予算は減額、債務負担行為につきましては限度額の増額を行うものでございます。

消防費につきましては、2,418万3,000円の計上でございますが、職員の給与費並びに広報車購入費でございます。

教育費としましては、3億2,107万4,000円の追加計上いたしました。主な内容は、職員の給与費、臨時職員賃金、光明台北小学校備品購入費350万円、史跡池上曽根遺跡用地購入費3億500万円、コミュニティ体育館用備品購入費追加500万円でございます。

最後に、災害復旧費として852万8,000円を追加計上いたしました。これにつきましては河川及び農道の災害復旧工事でございます。

以上が歳出予算の内容でございます。

次に、これら歳出に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。40ページをお願いいたします。

まず、市税でございますが、4億7,853万3,000円を計上いたしました。これにつきましては、実績を勘案し計上したものでございます。

次に、分担金及び負担金、国庫支出金、府支出金、寄附金、諸収入につきましては、歳出予算にに関連する特定財源でございます。

なお、国庫支出金につきましては、既設の公営住宅住戸改善事業費補助金更正減によりまして減額計上になってございます。

繰入金につきましては、公共施設設備基金より5,000万円の追加。

最後に、市債につきましては、適債事業を勘案いたしまして上代伏屋線整備事業債追加690万円、史跡池上曽根遺跡用地取得事業債3億円、河川災害復旧事業債追加200万円等を追加計上いたしました。

なお、既設公営住宅整備事業債は1,820万円の減額計上でございます。

以上が、今回御上程をいただきました議案第55号「昭和63年度和泉市一般会計補正予算(第3号)」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定をいただきま

すようお願いをいたします。

- 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

天堀議員。

- 25番（天堀 博君） まず、歳入からいきます。

ページでいきますと、41ページですけれども繰り入れで、公共施設整備基金から繰り入れの追加が5,000万円ということになっています。今回の主な財源は、起債の部分を除きまして、あとは分担金、負担金というのがありますが、主には市税収入の追加と公共施設整備基金からの繰り入れというものが大きなものになっていると思いますが、市税収入は、今説明の中で、実績を勘案してというふうに言われていますので、それ以上の質問はいたしません、公共施設整備基金は、その趣旨に基づいて繰り入れをしているわけですから、これの主な使い先といえますか、歳出の面で主としてどういうところに使っているのかという点を、まず第1点目。

それから続いて、42ページに、雑入でふるさと消防団活性化助成事業助成金97万5,000円と出ていますが、どこからこれを受け入れて、さらにふるさと消防団活性化助成事業というのは、ちょっと聞き慣れないような、聞き慣れたような名前ですのですね。ふるさと創生か何か、今一生懸命言っていますが、どういうふうな趣旨で、どこから受け入れているのか。それから歳出の面では何に使われているのか。同額で、非常備消防施設というところで広報車の購入費が出ていますけれども、こういうものなのかどうか。そういうことになりますと、どのような趣旨で受け入れているのかということとの関連性といえますか、適当なのかどうかということをお聞かせ願いたいと思います。

それから次は、歳出でありますけれども、歳出の第1点目は、総務費なんです、直接ということだけでも、多少関連にもなりますので、関連質問ですから、ごく簡単に確認だけをさせていただきますと思います。

昨日一般質問で、ほかの議員さんからの質問による答弁で、いわゆる窓口事務改善の件なんですけれども、前回の第3回定例市議会が私が質問しました折に、これは窓口事務研究費の実施状況についてということで質問しましたら、大体同じような御答弁をいただいて、各市での調査なんかもやってきたということで、最終的には、巡回バス方式を含めて、現在まだ結論が出ておらない。レポートの取りまとめ中だということでありました。

私の方からは、巡回バスについては、多少それぞれの立場、立場で違いがあるようですけれども、実際の東村山市の状況なんかも私も調査いたしました、面積とか地形が異なり過ぎる問題でありますとか、あるいは駐車場をきめ細かく設けていくということになりますと、和泉市での効果を得るということになると、大変バスの台数もかかる。費用がかさんで、中途半端に終わる

危険があるということも指摘いたしました。和泉市の実態に合うかどうか、疑問があるということでありまして、計画性を持って出張所の設置や事務取次所の充実を図るべきだということを申し上げてまいりましたけれども、昨日来の御答弁は、いわゆるバス巡回方式ではなくて、現在の取次所と合わせて、新規も含めてのそういう取次所を設置をし、ファクシミリの導入等による即時交付という形に年次的に充実をしていきたいというふうな御答弁でありましたので、これは改めて確認をさせていただきたい。そういうことが結論だというふうに受け取っていいのかどうかという確認ですね。

それから、来年度の予算に——まだこれから編成をされていくわけですが、一定反映をさせるという方向づけなのかどうか。これは関連ですので、簡単に確認だけをさせていただきたいと思います。

それから次は、49ページに、解放総合センター運営費ということで、整備工事諸費が4,500万円出ておりますが、これの内容につきまして明らかにしていただきたい。

以上であります。

○ 議長（田中昭一君） 答弁。

○ 財政課長（阪 豊光君） 第1点目の歳入の基金の繰り入れの件につきまして、財政課の阪よりお答えを申し上げます。

歳入の基金の取り崩しでございますけれども、基金条例に基づきまして行っているところでありまして、今回の補正での5,000万円の取り崩しに対する事業充当でございますけれども、1点目は道路事業関係で2,500万円、2点目として水路改修等で2,500万円、計5,000万円をその事業に充当したいという考え方で計上させていただいた次第でございます。よろしく願いいたします。

○ 広報広聴課長（着本善夫君） 2点目のふるさと消防団活性化助成事業費でございますが、これは財団法人自治総合センター、これが全国で自治宝くじの受託事業として助成されるものであります。この助成金を活用いたしまして、消防団の活性化ということで広報車を97万5,000円で歳出で計上しておりますが、購入したいと。このようなことです。

○ 議長（田中昭一君） 次。

○ 企画室長（稲田順三君） 総務費の歳出の関連でございますけれども、稲田よりお答えを申し上げます。

取次所の整備充実ということにつきましては、これは結論であります。そして、来年度予算に何とか反映すべく努力していきたい、こういうことであります。

○ 議長（田中昭一君） 次。

- 解放総合センター総務課長（佐藤貞夫君） 解放センターの佐藤から整備工事の内容につきまして御説明を申し上げます。

3つございまして、1つ目は、四面の反射板でございますが、それを新設してまいりたいというところでございます。電動式でございます。

それから2つ目は、音響機器の一部を改修する工事でございます。特に故障の多い周辺機器と出力を高めるためのアンプ、スピーカーの取り替えでございます。

3つ目は、建物と建物との継ぎ目の部分からの漏水も発生いたしておりますので、その3カ所の修理でございます。

1番目と2番目につきましては、市民文化ホールの舞台関係の設備でございます。

以上でございます。

- 25番（天堀 博君） 歳入の繰り入れですけれども、これは道路事業、水路事業、特定の事業——例えば桑原水路とか何とかいうのが出ていたと思うんですが、特定の水路であり、特定の道路ということなのかどうかということと、今回、道路維持補修費その他、直接細かく市民と関連している分が出ておりますが、そういう方面なのかということのあれを聞かせていただきたい。

それからふるさと消防団活性化助成事業、いわゆる宝くじということですね。そういうことで結構なんですが、それが消防団の方の広報車——ちよっとわかりにくいというのか、われわれ勉強不足もありますので教えてほしいのは、それじゃ、具体的にはどんな形で広報車を使って、消防団の活性化に役立てていくのか。ふるさとというから、消防団だからそういうふうになるのかどうか知りませんが、その辺がもうひとつぴんときませんので、その辺の御説明を再度お願いをしたいと思います。

確認の件はそれで結構です。きのうも質問されておりますので結構です。

あとは、解放総合センター。電動式の反射板というのは、これも僕、素人でわからないので、何を使うものなのか。いわゆる反射というからライトなのか、音響設備のそういうことにもなると思うんですが、そういうふうなもの。それと、それぞれに費用として——全部で4,500万円でしたかね、その内訳としてそれぞれどれだけの予算計上なのかということ。

以上をお願いしたいと思います。

- 財政課長（阪 豊光君） 基金の充当の事業が特定であるのかどうかという御質問だったかと理解しておりますが、1つ目の道路関係でございますけれども、工事費として4,720万円を今回追加計上させていただいた次第でございます。この事業につきましては、特定事業としての特定財源がございますが、それ以外の一般財源ということで、この事業の中には、特定財源のついておるものにつきましては特定でございますけれども、その他の経費については、市内全般のそ

ういう設備というらえ方で、基金を充当させていただいております。

2点目の水路も同様に、水路費で今回工事費として2,500万円の追加計上をさせてもらっております。それに対する取り崩しをして充当させていただいたということで、御理解をよろしくお願いいたします。

- 広報広聴課長（着本善夫君） 消防団については、毎年度4月に1年間の事業計画を立てております。それに基づきまして、火災予防運転期間中の広報とか、あるいは消防団の広報とか、あるいは強風時における地域の警戒広報、こういうようなことでこの広報車を活用してまいりたい、かように考えております。
- 解放総合センター総務課長（佐藤貞夫君） 佐藤から再度お答え申し上げます。

反射板につきましては、天井が3トンの重量がございます。それから側面につきましては1枚1.3トン、これが両面ですから2枚ございますので、2.6トンということで、正面も1.8トンございます。総重量が7.4トンという重さでございますので、いろいろと手動式を検討いたしたわけでございますけれども、かえってその方が人件費が高くつく、それから危険度が高いという結果が出まして、使わないときには天井へ全部片づけるという電動式でございます。

それから事業費でございますが、反射板の事業費につきましては約2,850万円必要でございます。それから音響機器の一部改修工事につきましては1,400万円必要でございます。それから漏水防止工事につきまして250万円、計4,500万円の2分の1が府補助金で歳入が見込まれておるといふことでございます。よろしく申し上げます。

- 25番（天堀 博君） 基金の繰り入れについては、言われていますように、特別というか、特定された事業とそれ以外の市内一円の道路維持補修、あるいは水路の改修というようなことで、両方に使うということですね。いわゆるそういうふうな形での事業だということの意味合いでいわけですね。

いわゆる条例に基づいてということですので、さらにわれわれもう少し研究してみたいと思います。そういう使い方ですべて果たしているのかどうかということを含めましてね。ただ、財源が非常にしんどいという状況の中で基金の繰り入れをやっていますのでね。心配なのは、悪い意味でいえば、なし崩し的に基金が充当されていくというふうなことになりますと問題だと思いますので、これは研究をしたいというふうに思います。

それから消防団のやつは、言われていることで、警報を出したり、あるいは予防運動の広報に回るといふことから、これは消防団の方で主に活用するというので、消防団そのものの活動の活性化を図っていくということ、それでよくわかるんですけども、何かもうひとつこないところがあるんですけど、それはよろしいです。

それで、宝くじの自治総合センターというところからこれは受け入れますので、そのままそのお金が車を買うということになるわけでしょう。そのままの額で。ですから、その規定とかいろいろあると思うんです、支出する場合の。そういうふうなものにそういう使い方ということでいいかどうか、というところ辺の確認だけをさせておいていただきたいと思います。別に僕は悪いとかどうとかいうことではないんですよ。そういうところに当てはまっているのかどうかということ。

それから解放総合センターですけれども、これはちょっと僕も聞き漏らしたかもわかりませんが、反射板は、僕らもちろっと情報として入っているのは、7.4トンという非常に大きな重い分で、音響設備をよくするということですね。それで今回、アンプ、スピーカーの取り替え1,400万円、これもいわばそういうものと、一部改修ということで、古くなって使い物にならんということじゃなくて、そういうこととも合わせてのことだろうと思います。総合的なものだと思うんです。建物等の継ぎ目の漏水、いわゆる雨が漏っているというのは、金をかけたわりに雨が漏っているんかなと思うんですけれども、これはおいておきます。250万円は。

それで要は、市民文化ホールですね。そういうことで銘打ってきたんですけれども、今に至って、クラシックとかいろいろやるために使うのに、そういう反射板がなかったらどうも具合が悪いというふうなこととか、あるいは音響設備的にもちょっと粗末——粗末とはいかんでしょうけれども——なので、いいものに変えるということだろうと思うんです。そういう点では、今の時点になってこういうことをやり出すと。後追いでも、文化的なあれを高めていくわけですからあれなんです、もっと私は最初の時点で、解放総合センター、市民文化ホールがつくられるという時点での設計の問題でありますとか、位置づけの問題でありますとか、そういう点が本当はもっとしっかりしたものでなかったらいかんのじゃないか。

反射板だけで2,850万円。とにかく7.4トンもあるようなものですし、大変なものです。立派なものだろうと思いますが、既に文化ホールと銘打ってやっているような他市では早くからついている、最初からついているというふうなところもたくさんあるわけですからね。62年度の決算の「主要施策の成果説明書」を見ても、62年度には解放総合センターの設備事業として、「文化ホールの床材の損傷が著しいために、防災性能を有するものに張り替えるとともに」というふうなことを書いてありますね。毎年こんなことをやっているんですね。これはその辺の問題点があるのと、最初からきちっとしてなかったんじゃないかというふうなこととの2つの問題点がある。これは指摘をしておきます。答弁はよろしいです。

だから、消防の分だけちょっと再度お願いします。

- 消防長（角谷泰夫君） 消防長角谷からお答えを申し上げます。

これは、国庫補助事業でございます消防団活性化対策事業を実施した市町村に対して、こういった協会の方から金銭でもって交付される。現物でもって交付されるとか、いろんなケースがございますが、今回、宝くじの関係につきましては金銭で交付されるということになりましたので、このような予算計上といたしました。

なお、歳入のところに出ておりますふるさと消防団活性化という名前でございますが、これは先方の方が適宜つけた名前でございます、うちの方もそのとおりに名称を入れたままでございます。

○ 議長（田中昭一君） 他に質疑、御意見ありませんか。

はい。

○ 1番（坂口敏彦君） 参考にだけ教えていただきたいんですけども、一方通行の質問だけさせていただきます。

都市設備の方はあまり出番がないようでございますので、1点だけ質問をしたいんですけども。335万円ということで府中駅前再開発の意向調査ということが出ておりましたけれども、これは3月末にコンサルの方から結果が出ていると思いますが、意向調査の方が先ではないのではないかと思います、ちょっとお聞きしたいなと思います。

それと税の関係で、前納付報奨金120万円が出ておりましたが、120万円で報奨金を割り出しますと、税の調定額はどれぐらいになるか、ここも1点教えていただきたいと思います。

それと車両管理の方で今の消防署の97万5,000円、あるいは土木の方で237万円出ておりましたけれども、こういう車両管理というのは、本来総務の方で一括していただいていると思うんですけども、ちょっと詳しい点わからないのは、企業会計の水道と病院は財布は別だというふうに思うわけですが、その以外の一般会計はすべて、財政というんですか、一本ですから、総務で車両管理はなされておれば、すべて総務の方で計上されて当たり前じゃないかなと思うんですけども、ちょっと説明していただけますか。お願いいたします。

○ 議長（田中昭一君） 答弁。

○ 計画課長（中屋正彦君） 府中駅前再開発に係りますいわゆる意向調査の委託料の追加でございますが、意向調査につきましては、市の考え方といたしまして、昨年度計画策定をいたしました行政の計画案に対します説明を、まず関係の地元権利者の方々に説明をさせていただきまして、そういった市のたたき台、計画案に対する御意向を説明会あるいは一定の地元代表の検討協議会等で、関係権利者からの御意見、御要望、またそういった御意向等を聴取いたしましたり、あるいはまた別途、アンケート等で意向を把握していくという考え方でございます。

それから今回補正をお願いいたしております335万円につきましては、300万円から説明

させていただきますと、当初予算の300万円につきましては、市街地開発事業を予定いたしております予定区域内の商業者初め住宅の居住者、そういった方々の権利者の確定及びグループینگを始めまして、その関係権利者から出されます意見、要望に対します生活再建に対するメニューの検討とか、あるいは地元説明会用のスライドの作成。スライドの内容につきましては、府中駅前地区の現状なり、あるいは今回の計画策定、いわゆる計画案の内容、また再開発事業の仕組みとか、先進地の事例とかそういったものをスライドに収めております。そういった作成費。それから説明会へ助言者として御出席をいただき、出席を願うといった内容で、当初予算については契約をいたしております、今日まで一定の説明会を終わらせていただいております。

今後、来年度B調査を予定いたしております、B調査の国の補助採択用件といたしまして2つございます。その1つ目は地元組織づくりでございまして、現在、検討協議会をつくっていただくなり、さらに発展をいたしまして、準備組合の設立という方向を目指しているわけでございます。これが1つでございます。

それともう1つは、大阪府なり警察、あるいは建設省との関係機関との協議を一定進めていく。

こういった2つの用件がいわゆるB調の採択用件という形になっておりまして、現在、この2つを骨子といたしまして取り組みを進めているわけでございます。

そういったことから補正をお願いいたしております予算につきましては、関係機関への協議用資料の作成、あるいは協議への出席をお願いする。それと地元組織づくりに対する支援業務ということでございます。

- 1番(坂口敏彦君) 委託料ということですが、どのような業種のところに委託されるかだけ教えてください。
- 議長(田中昭一君) 答弁は簡単に、明確に願います。
- 計画課長(中屋正彦君) お答えします。

当初予算の契約につきましては、計画案を策定いたしました全国市街地再開発協会が別途委託をいたしておりました大阪の株式会社環境整備センターでございます。当初予算についてもそういった環境整備センター。今回補正する分については、まだ今のところ決まっておりません。

- 納税課長(門林良治君) 前納付報奨金につきまして申し上げます。

調定額といたしまして約25億円程度になると思います。これはあくまでも当初予算に対しての追加額をお願い申し上げているわけでございます。62年度当初予算額で7,400万円計上させていただきます。そして今回の調定予定伸びといたしまして、8.4パーセントの7,520万円程度が見込まれるというふうなことで、今回、不足額の120万円を追加計上させていただいたということでございます。

- 建設部次長（谷 俊雄君） 車の件につきまして道路課谷よりお答えいたします。

車の廃車あるいは購入につきましてはすべて総務課の方で行っているところでございます。このたび土木総務費の方で計上させていただきましたというのは、歳入のところで計上させていただいてるんですが、道路管理用備品購入寄附金ということで計上させていただいています。

これは、道路課の方で道路法に基づきまして道路台帳を作成しておりますが、その附属地図を持っております。この図面につきまして、大阪ガスの方からこのたび、地下埋設物の管理用に活用したいので、貸し出しというか、焼増しをさせていただきたいという申し入れがございました。この道路台帳をするには相当の経費がかかっておりますので、この話をする中で、協力金か、あるいは謝礼としてさせていただきたいという実は話がございました。ただ、ガスの方からお金というよりも、何かガスの名目上、道路の管理用に、いつもお世話にもなっておるから、車両を購入するのであれば出しやすいと、このようなことになりましたので、こういう格好でこのたび上げさせていただいて、そして道路課で所管している、今現在使っている老朽車の入れ替えをさせていただこうということで、計上させていただいた次第でございます。

- 議長（田中昭一君） 他に――。赤阪議員。

- 7番（赤阪和見君） 今の答弁で、実は和泉市にそういうデータというんですか、固定資産税の前にもあります地図、これは何か書いてますね、注意書き。地番等の地図と違うので、参考資料だということですね。地図だとか、和泉市を上空から写した写真だとか、道路台帳、また各原課が持っているそういうふうな貴重な資料というのがあります。

私はいつも思うんですけども、これは経済にプラスになるということと、和泉市の持っている財産であるということでもありますね。そういう点では、一定の使用の中で市民の側に役立つ、またこれは、経済の状態の中でも結構だと僕は思うんですけども、希望があれば、一定の金銭をつけて配付してもいいんじゃないか。そうでないと、今のように、こういう形の中で分けてほしいと言ってくれば、今の答弁のような、あいまいと言ってはなんですけども、ちょっと問題があるんじゃないか。

そういう点で、過去から航空写真だとかいろいろと貴重な……。何か全国の地図製作の、東京のあそこへ行けば1枚7,000円か何がして何年前の写真も売っているというふうに聞いていますけれども、そういう点で、今保管する貴重な資料を希望によっては売るといふような方向性は持っていないのかどうか、考え方はできないのかどうか。その点をお聞かせ願いたいんですけども。

僕は売れというふうに思うんですけども。古い地図にしろ、新しい地図にしろ、古い航空写真にしろ。

- 議長（田中昭一君） 答弁。
- 総務部長（橘本昭夫君） 閲覧をすべき書類とか、それから例えば都市計画図のように実費徴収で販売しているものとか、いろいろございますので、実態を把握いたしまして、有料で処分できる行政資料であれば、また検討御報告申し上げたいと思います。
- 7番（赤阪和見君） これは希望だけですけれども、いろいろな争いごともあります。参考資料に裁判所とかさうとうところから出せという場合もあるでしょうね。何年かに一遍航空写真を写してますね。3年に1回写している。そういうところから、過去の例を見たいというときには、そこしかないわけです。あれは東京のどこでしたか、地図の販売の原版を持っているのは、全国地理院へ行けばどうのこうのがあるんだということで、若干話を聞いたことがあるんですけれども、和泉市でも原版を持っている部分につきましては、値段を決めてやってもらわなくてはね。
- 先ほどのように、道路台帳をすべてコピーということになってきて、車1台で云々と。これじやちょっと行政としてもなじまないというふうに思うんですけれども、そういう意味で聞いたんだけれども、違いますか。先ほどの話は。
- 建設部次長（谷 俊雄君） 道路台帳の図面と申しますのは、500/1の図面で、市道を中心に作成しております。かなりの枚数がございますけれども、このたび80枚ほど、ちょうどガスの関係のところだけを原図を貸してあげたわけです。向こうで3部ほど作成して、そしてなおかつ、われわれも道路管理をするに当たってガス網というものを把握しておく必要もある。この成果品を一部いただくということで、その原図を貸してあげた。こういうことに対してのものでございます。
- 7番（赤阪和見君） だから、はっきりとしておけば、そうが対価が幾らかなのか、また……というふうに向こうも気を使わないと思うんです。
- これは教育長、話はそっちへ飛びますけれども、学校開放もそうなんです。学校開放でも、ただで借っています。ですから、校長さんとか、また管理人に対して何がしのお礼もせないかん。気を使うんです、ただというのは、そういう点での平等性というのか……。そんなんせんでもいいと言いながら、やはりしているわけです。こういうこともあるわけです。
- そういう点では、行政という立場で、きちっとその対価なり、また方法は考えていくべきだというふうに思いますのでね。これは先ほど総務部長が検討すると言っていますので、また連絡ももらいたいと思います。
- 議長（田中昭一君） 他に——。はい。
- 22番（早乙女実君） ちょっと御答弁の中で気になりましたのでお聞きします。
- 和泉市は情報公開条例をお持ちですか。

- 企画室長（稲田順三君） 現在、その検討中であると。まだ持っておらないということです。
- 2番（早乙女実君） それでしたら、ただいま質疑のやりとりの中でありましたけれども、府におきましても、情報公開条例でどういったものを公開して、どういったものは出さないという、そうしたきっちりとした明確な規定でやっていると思います。そういった意味で、今の赤阪議員さんのお話の中で出ました、趣旨としてはわかるんですが、その辺のところをあいまいにした形で進められると、非常に問題が出てくるのではないかというような気もします。そうした意味で、まだ情報公開条例がないということであれば、ここであわせて、きちんとそうした要綱適なものも今後御検討をいただきますよう、要望しておきます。

以上です。

- 7番（赤阪和見君） 今、赤阪議員という名前が出ましたのでね、やはりはっきりしておかないかん。

これは以前から私、情報公開というのを前提にした中での話でもありますし、情報公開制度が云々という話も当然基本的にはありますけれども、売っている地図、また売っている財産——情報公開というのは、行政の中でのいろんなあれですからね、ものとの関連は若干ニュアンスが違いかもわかりませんが、その2点がありますので、ちょっと誤解のないように。

- 議長（田中昭一君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第55号は原案どおり可決されました。

- 
- 議長（田中昭一君） 日程第28「昭和63年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

#### 議案第56号

昭和63年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）

昭和63年度和泉市の公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,300,000千円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ208,843千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

昭和63年12月13日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 市 債		47,000	13,000	60,000
	1. 市 債	47,000	13,000	60,000
歳 入 合 計		195,843	13,000	208,843

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 公共用地先行取得事業費		47,626	13,000	60,626
	1. 公共用地先行取得事業費	47,626	13,000	60,626
歳 出 合 計		195,843	13,000	208,843

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利率	借入先	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
公共用地 先行取得 事業	47,000	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以 内	政 府 銀 行 そ の 他	60,000	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以 内	政 府 銀 行 そ の 他	10年以内(内据置4年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。

- 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） それでは、ただいま御上程をいただきました議案第56号「昭和63年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、総務部理事大塚よりその内容の御説明を申し上げます。

今回の補正予算の内容は、用地購入費の追加補正でございます。それでは予算書に基づきまして御説明を申し上げます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億884万3,000円とするものでございます。また、歳入歳出予算の補正の款・項の部分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

次に、第2条は地方債の変更でございます。その内容につきましては、第2表 地方債補正のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づきその内容を御説明申し上げます。

まず、歳出予算でございますが、黒鳥山公園用地の先行取得事業費といたしまして用地購入費1,300万円を追加計上いたしました。

次に、これに充当する歳入予算でございますが、市債として1,300万円を追加計上いたしましたものであります。

以上簡単でございますが、今回御上程いただきました「昭和63年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）」の内容でございます。

よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定をいただきますようお願いをいたします。

- 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第56号は原案どおり可決されました。



- 議長（田中昭一君） 日程第29「昭和63年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第57号

昭和63年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)

第1条 昭和63年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 昭和63年度和泉市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1項第4号中「243,531千円」を「244,139千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 水道事業収益	1,975,493千円	1,2950千円	1,988,443千円
第1項 営業収益	1,820,683千円	1,2950千円	1,833,633千円
	支 出		
第1款 水道事業費用	2,094,871千円	1,2950千円	2,107,821千円
第1項 営業費用	1,803,968千円	1,2950千円	1,816,918千円

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本金収入額が資本的支出額に対し不足する額「154,539千円」を「156,129千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第1款 資本的支出	587,049千円	1,590千円	588,639千円
第1項 建設改良費	441,701千円	1,590千円	443,291千円

第5条 予算第7条中職員給与費「624,409千円」を「638,949千円」に改める。

昭和63年12月13日 提出

和泉市長 池田忠雄

○ 議長(田中昭一君) 提案理由の説明を願います。

○ 水道部理事(岩井益一君) お許しを得まして自席から、ただいま御上程いただきました議案第57号「昭和63年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)」について御説明申し上げます。

今回の補正いたします理由といたしましては、一般会計と同様、人事院勧告実施に伴う給与改定並びに期末手当の特例措置実施により職員給与費の所要経費を増額し、追加補正いたすものでございます。

その主な内容といたしましては、まず、第2条におきまして、当該職員給与費の増額措置に伴い、予算第2条に定めた業務予定量の関連部分を補正いたすものでございます。

次に、第3条では、予算第3条に定めた収益的支出の予定額につき損益勘定支弁職員に係る給与等を、水道事業費用中営業費用について1,295万円追加計上し、補正後の水道事業費用を2.1億782万1,000円といたすものであります。

なお、この追加に見合う所要財源といたしまして、同額を給水収益に追加増額を行い、補正後の水道事業収益を19億8,844万3,000円といたすものでございます。

さらに、第4条におきましても同様、予算第4条に定めた資本的支出の予定額のうち、資本勘定支弁職員による給与等を建設改良費において159万円を追加し、補正後の資本的支出額5億8,863万9,000円といたすものでございます。

以上が、今回上程させていただきました水道事業会計補正予算の概要でございます。これらの詳細につきましては86ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議賜りまして、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第57号は原案どおり可決されました。

○ 議長（田中昭一君） 日程第30「昭和63年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第58号

昭和63年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）

第1条 昭和63年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 昭和63年度和泉市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	【 支 出 】		
第1款 病院事業費用	4,484,115千円	111,921千円	4,596,036千円
第1項 医業費用	4,280,015千円	111,921千円	4,391,936千円

第3条 予算第8条中、職員給与費「2,372,915千円」を「2,484,836千円」に改める。

昭和63年12月13日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（田中昭一君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（藤原光夫君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程いただきました議案第58号「昭和63年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）」につきまして、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、先ほど御議決いただきました和泉市の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例及び昭和63年12月支給分の期末手当の額の特例に関する条例の制定並びに満55歳から59歳までの経過措置による職員退職の申し出があったため、病院事業費用中の給与費の補正が必要と相なったものでございます。

それでは、補正予算各条につきましてその内容を御説明申し上げます。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を補正するものでございまして、病院事業費用44億8,411万5,000円に1億1,192万1,000円を追加し、補正後の病院事業費を45億9,603万6,000円と定めるものでございます。

次に、第3条でございます。第3条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費の額を、23億7,291万5,000円から24億8,483万6,000円に改めるものでございます。

なお、これらの説明資料を次ページ以下に添付してございますので、御参照を賜りたくお願い申し上げます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第58号の提案の理由及び内容でございます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お話しいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって議案第58号は原案どおり可決されました。

- 議長(田中昭一君) 日程第31「国民健康保険制度の改悪を招く「安定化計画」推進に反対する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

意見書4号

国民健康保険制度の改悪を招く「安定化計画」推進に反対する意見書  
上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

昭和63年12月14日

提出者

和泉市議会議員

並 河 道 雄

天 畑 博

奥 村 圭一郎

西 口 秀 光

出 原 平 男

坂 口 敏 彦

讃 岐 一太郎

松 尾 孝 明

国民健康保険制度の改悪を招く「安定化計画」推進に反対する意見書

厚生省は7月30日付で、146自治体をいわゆる「高医療費市町村」に指定し、「国保事業運営の安定化計画」の提出を義務づけ、具体的な医療削減策を実施させようとしている。

その「安定化計画」の作成指針では、医療費が高くなる原因の分析、医療費適正化の目標値設定とともに、受診抑制対策などを具体的に指示しており、国民健康保険制度の重大な改悪につながるものである。

本市は今年度の「高医療費市町村」指定を免れたが、この事態を軽視することはできないし、

「安定化計画」推進に強く反対する。

よって政府は、国民健康保険制度の改悪を招く自治体への「安定化計画」推進を直ちにやめ、国保制度の改善を図るため、削減した国保事業への国庫補助率をもとに戻すことを強く要求する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和63年12月14日

大阪府和泉市議会

- 議長（田中昭一君） 提案の趣旨説明を願います。
- 5番（並河道雄君） これは、国の基準の医療費が17パーセントを地方自治体で超えた場合、安定計画を出せというシステムでございます。20パーセントを超えますと、3分の1補助金をカットされて、地方自治体の負担となるというものでございます。本市においては幸いこれを免れておりますけれども、昭和62年には16パーセント強になっている。61パーセントについては14パーセントですけれども、62年度については16パーセント強になっておりまして、もはやこの域に達しておりますし、市民負担にもつながりますので、議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

- 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、意見第4号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

- 
- 議長（田中昭一君） 日程第32「リクルート疑惑の解明と消費税導入に反対する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

意見書5号

リクルート疑惑の解明と消費税に反対する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

昭和63年12月14日

提出者

和泉市議会議員

天 堀 博

坂 口 敏 彦

並 河 道 雄

西 口 秀 光

リクルート疑惑の解明と消費税に反対する意見書

リクルート疑惑は、政治家に対する国民の不信感を募らせ、厳しい批判を浴びている。国民の政治不信を払拭するためにも大きな社会的、政治的問題となっているリクルート疑惑の早期かつ徹底的な真相解明が求められている。

また、政府が導入しようとしている消費税と称する大型間接税は、国民生活を圧迫し、不公平税制の是正を曖昧にし、行政改革も棚上げしかねない危険性を持つ税制である。

さらに、消費税導入に伴う地方間接税の廃止、調整併課などによる自主財源の縮小や歳出増は、地方財形をますます厳しい状況に陥れる恐れがある。

税制改革に当たっては、国民の理解を深めるために、税制改革の最優先課題である不公平税制の是正に最大の努力を図るべきである。

よって政府は、リクルート疑惑の徹底的な真相究明を行うと共に、選挙公約と政府統一見解、国会決議に違反し、国民生活及び地方財政を圧迫する消費税を導入しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和63年12月14日

大阪府和泉市議会

- 議長（田中昭一君） 提案の趣旨説明を願います。
- 25番（天堀 博君） 消費税そのものに反対する意見書でありますけれども、議事日程の中に書かれてありますように、現在のところ導入しようとしているわけですので、導入そのものに反対をするというところで、意見書には「導入」を入れていただきますようお願いいたします。

局長朗読どおりであります。特に何名かの証人喚問等を衆議院、参議院の特別委員会で行ったりしておりますけれども、いまだにリクルート疑惑は不透明な状態であります。非常に多額の金が動いているわけでありまして、これをこのままにほうっておくということは、ここに書いていますように、政治家あるいは政治に対する不信感を募らせるということになります。この点の真相解明が求められますし、さらに消費税導入につきましては、地方自治体も大きな負担になることはもちろんのこと、国民の大多数がこれに対して反対を表明しているところでありますので、導入を行わないということでの意見書でございますので、議員皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

- 議長（田中昭一君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、意見第5号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

- 
- 議長（田中昭一君） 以上をもちまして本定例会に付議されました諸議案はすべて議了いたしました。

- 議長（田中昭一君） それでは、閉会に当たり市長のあいさつを願います。

（市長登壇、あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 一言、ごあいさつを申し上げます。

去る13日、第4回定例会をお願い申し上げ、多数の重要議案を御提案いたしましたところ、議員皆様方には、年末何かとお忙しい折にもかかわらず、慎重に御審議を相賜り、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚くお礼を申し上げます。

なお、昭和64年度歳入歳出決算認定につきましては、決算審査特別委員会に御審議を相願うことになりました。委員の皆様方には、大変御苦勞をおかけいたすことは存じますけれども、どうかよろしくお願いを申し上げます。

本議会を通じましていろいろと御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては、これ尊重いたしながら、市政運営に遺憾なきを期してまいる所存であります。議員皆様方におかれましても、市政運営につきまして、今後なお一層の御支援と御協力をお寄せを相賜りますようお願いを申し上げます。

いよいよ本年も残すところあと半月余りとなりました。寒さもこれから一段と加わってまいることだと存じます。皆様方にはくれぐれも御自愛をいただきまして、新しきよきお年をお迎えいただきますようにひたすらお祈りを申し上げ、甚だ簡単ではございますが、閉会に当たりましてのお礼のごあいさつにかえさせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。

(議長登壇、あいさつ)

- 議長(田中昭一君) 閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

本年最後の定例会も、本日をもって閉会の運びとなりましたことに対し厚くお礼を申し上げます。本定例会を通じ議事運営に格別の御協力をいただき、終始円満に終了でき得ましたことは、改めて議員各位の御支援の賜物と衷心より重ねて厚くお礼を申し上げます。

最後に、本年もあとわずかになりました。寒さも一段と厳しくなる折から、健康に御留意せられ、よいお年をお迎えくださるようお祈りを申し上げます。

これをもって、昭和63年第4回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午後3時05分閉会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長 田 中 昭 一

同 副 議 長 藤 原 正 通

同 署 名 議 員 並 河 道 雄

同 署 名 議 員 赤 阪 和 見

同 署 名 議 員 中 塚 新 治